

第13次
千葉県

体育・スポーツ 推進計画

令和4年3月
千葉県教育委員会



「する・みる・ささえる」
スポーツのさらなる推進

～ 「知る」から広がる

充実スポーツライフ ～

はじめに

『今こそ、スポーツの力で』

「新型コロナウイルス感染症」と「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」という2つの全く異なる出来事が、私たちにスポーツの意義と価値を改めて気付かせてくれました。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される予定だった2020年、世界を覆った新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活を大きく変化させました。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期が決定され、国民体育大会や全国障害者スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会等の大会やイベントは、中止を余儀なくされました。行動制限や自粛生活を強いられる中、今まで以上に日常的に身体を動かすことの重要性を考えた人も多いと思います。

ようやく2021年には、『多様性と調和』をテーマの一つとした東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されました。アスリートは、これまで経験したことのない困難な状況の下、心を奮い立たせ前を向いて歩み続けました。日本選手団は、オリンピックでは過去最高のメダル獲得と多くの競技で入賞を果たし、史上最多の4400人が参加したパラリンピックでは個性や能力を発揮しました。選手たちの全力で競技に挑む姿は、多くの人に感動を与え、私たちの心と世界を明るく照らしました。そして同時に、私たちはスポーツのすばらしさを実感しました。

スポーツには、私たちの生活を豊かにする力があります。スポーツは、私たちに歓喜や感動を与え、勇気や友情を育み、自らを成長させてくれます。また、人と人、地域と地域をつなぎ、新しいコミュニティを創出し、人生を生き生きとしたものにしてくれます。さらにスポーツは、誰もが自由に楽しむことができるものであり、スポーツの力は誰もが同様に享受することができるものです。

県教育委員会では、このような状況を踏まえ、この度、県民誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、千葉県スポーツ推進審議会、千葉県議会をはじめ、県民の皆様からのパブリックコメント等で広く御意見をいただくとともに、国の新たな第3期スポーツ基本計画を踏まえて、令和4年度から令和8年度にわたる第13次「千葉県体育・スポーツ推進計画」を策定しました。

本計画は、スポーツの意義と価値を改めて実感する中、前計画の成果と課題を踏まえるとともに、約半世紀ぶりに東京で開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を、スポーツの力が一過性ではなく継続的に発揮される絶好の機会と捉え、大会後も各種事業を積極的に展開し、「する・みる・ささえるスポーツ」のさらなる推進を目指すものです。

今後とも本県の体育・スポーツの推進に、より一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和4年3月
千葉県教育委員会

基本 理念

「する・みる・ささえる」スポーツのさらなる推進 ～ 「知る」から広がる充実スポーツライフ ～

- ・全ての県民が、スポーツの意義や価値を理解する（スポーツを知る）ことにより、ライフステージに応じた多様なスポーツに日常的に親しみ、健康で活力のある生活を送り、互いに支え合うコミュニティを形成する。
- ・東京オリンピック・パラリンピックを契機としてパラスポーツを充実・発展させる。

リンクA

「子どもの体育・スポーツ活動の充実と 体力の向上」

- 1 幼児期における運動遊びの充実
- 2 学校体育活動の充実
- 3 児童生徒の体力の向上
- 4 スポーツライフの基盤となる運動部活動の充実と在り方の検討
- 5 心身の健全な発達を支える食育の推進

リンクB

人生を豊かにするスポーツの推進

- 1 ライフステージに応じたスポーツ習慣の定着と健康の増進
- 2 多様化するスポーツライフの充実・発展

リンクC

誰もがともに楽しめるパラスポーツの推進

- 1 パラスポーツの推進
- 2 パラアスリートへの強化・支援の推進

リンクD

スポーツ環境の整備・充実

- 1 人材の育成
- 2 施設の整備と有効活用
- 3 誰もがスポーツに参加できる組織基盤の充実・発展

リンクE

競技力の向上と

クリーンでフェアなスポーツの推進

- 1 選手の発掘・育成・強化及び指導者の養成・資質向上
- 2 競技力向上のための環境整備
- 3 スポーツ医・科学の積極的な活用
- 4 組織・調査等の充実
- 5 競技スポーツの充実及び好循環

リンクF

スポーツの価値の発信とスポーツによる地域 づくり

- 1 アスリートと連携したスポーツの価値の発信
- 2 地域資源を生かしたスポーツライフの推進と千葉の魅力発信
- 3 オリンピック・パラリンピックのレガシーの継承・発展

スポーツを「知る」

- 【価値の中核を知る】 楽しさ・喜び 「体を動かす楽しさ」「できるようになる喜び」
- 【効果を知る】 健康・体力の保持増進、ストレスの発散、生活習慣病の予防
- 【行い方を知る】 遊び方、楽しみ方、見方、支え方、伝え方、ルール、技術
- 【必要性を知る】 一人一人が輝く共生社会の実現、健康増進・健康なまちづくり、地方創生・まちづくり

目 次

はじめに 『今こそ、スポーツの力で』 計画の概要

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景	3
(1) これまでの計画	3
(2) 本県で進めてきた取組	4
(3) 本県のスポーツに関する現状	5
(4) スポーツを取り巻く環境の変化	6
(5) これからの本県のスポーツ推進に向けて	8
2 計画の性格	9
3 計画の期間	9
第2章 千葉県体育・スポーツ推進の基本的な考え方	11
1 千葉県体育・スポーツ推進の基本理念	12
「知る」から広がる充実スポーツライフ	12
(1) 健康で活力ある生活の実現	14
(2) 互いに支え合うコミュニティの形成	14
(3) パラスポーツの充実・発展	14
2 計画の構成	15
3 各リンクの概要	16
リンクA 子どもの体育・スポーツ活動の充実と体力の向上	16
リンクB 人生を豊かにするスポーツの推進	17
リンクC 誰もがともに楽しめるパラスポーツの推進	17
リンクD スポーツ環境の整備・充実	18
リンクE 競技力の向上とクリーンでフェアなスポーツの推進	19
リンクF スポーツの価値の発信とスポーツによる地域づくり	20
第3章 これからのスポーツ推進施策	21
リンクA 子どもの体育・スポーツ活動の充実と体力の向上	23
施策1 幼児期における運動遊びの充実	23
施策2 学校体育活動の充実	26
施策3 児童生徒の体力の向上	28
施策4 スポーツライフの基盤となる運動部活動の充実と在り方の検討	30
施策5 心身の健全な発達を支える食育の推進	32
リンクB 人生を豊かにするスポーツの推進	35
施策1 ライフステージに応じたスポーツ習慣の定着と健康の増進	35
施策2 多様化するスポーツライフの充実・発展	38
リンクC 誰もがともに楽しめるパラスポーツの推進	41
施策1 パラスポーツの推進	41
施策2 パラアスリートへの強化・支援の推進	43

リンクD	スポーツ環境の整備・充実	45
施策1	人材の育成	45
施策2	施設の整備と有効活用	47
施策3	誰もがスポーツに参加できる組織基盤の充実・発展	51
リンクE	競技力の向上とクリーンでフェアなスポーツの推進	54
施策1	選手の発掘・育成・強化及び指導者の養成・資質向上	54
施策2	競技力向上のための環境整備	56
施策3	スポーツ医・科学の積極的な活用	58
施策4	組織・調査等の充実	60
施策5	競技スポーツの充実及び好循環	62
リンクF	スポーツの価値の発信とスポーツによる地域づくり	64
施策1	アスリートと連携したスポーツの価値の発信	64
施策2	地域資源を生かしたスポーツライフの推進と千葉の魅力発信	66
施策3	オリンピック・パラリンピックのレガシーの継承・発展	68
第4章	本計画を進めるに当たって	71
1	計画実現に向けた体制	73
(1)	組織体制	
(2)	計画の推進	
(3)	体育・スポーツ関係団体との連携・協同	
2	計画の進捗状況の把握と点検・評価	74
3	第13次「千葉県体育・スポーツ推進計画」指標	75
資料		77
資料1	千葉県スポーツ推進審議会委員名簿	79
資料2	第13次「千葉県体育・スポーツ推進計画」策定の流れ	80
資料3	スポーツ基本法	81
資料4	千葉県体育・スポーツ振興条例	88
資料5	千葉県スポーツ推進審議会条例	90
資料6	第3期スポーツ基本計画	91
資料7	千葉県体育・スポーツ推進計画の変遷	92
資料8	千葉県スポーツのあゆみ	96
用語説明		100

コ ラ ム

コラム①	スポーツとは	8
コラム②	新しい生活様式での運動・スポーツの実施	31
コラム③	多様化するスポーツとは	37
コラム④	パラスポーツとは	44
コラム⑤	総合型地域スポーツクラブとは	48
コラム⑥	国民体育大会とは	63
コラム⑦	自然豊かな千葉で体を動かそう！！	63



第1章 計画の策定に当たって



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

(1) これまでの計画

本県では、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）の制定を受けて、昭和37年に千葉県スポーツ振興審議会を発足させ、第1次「千葉県体育・スポーツ振興計画」を策定しました。その後も国・県の施策と歩調をあわせた上で、改訂を加えながら、継続して体育・スポーツの振興を図ってきました。

平成24年4月には、「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」の推進により、『スポーツ立県ちば』を目指した第11次千葉県体育・スポーツ推進計画を策定しました。平成29年4月には、第12次千葉県体育・スポーツ推進計画を策定し、「全ての県民が多面にわたるスポーツの価値を基盤にしながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う『スポーツ立県ちば』の一層の推進を目指して」の基本理念のもと各種施策を展開してきました。

国においては、平成29年3月に、～スポーツが変える。未来を創る。Enjoy Sports, Enjoy Life～スポーツで「人生」が変わる！、「社会」を変えよう！、「世界」とつながる！、「未来」を創る！、の中長期的なスポーツ施策を基本方針とした第2期スポーツ基本計画が策定され、令和4年3月に第2期計画の基本方針を踏襲し、スポーツを「つくる／はぐくむ」、スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、スポーツに「誰もがアクセスできる」といった新たな3つの視点を加えた第3期スポーツ基本計画が策定されました。



(2) 本県で進めてきた取組

第12次計画では、「スポーツ立県ちば」の一層の推進を目指し、「子どもの体力向上と学校体育活動の充実」「運動・スポーツを楽しむための健康・体力づくり」「スポーツ環境の整備」「競技力の向上」「東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツの推進」及び「スポーツによる地域づくりの推進」の6つをリンクとしました。

この間、生涯スポーツでは、幅広い年齢層へのスポーツの推進に取り組みました。毎年10月に、「スポーツで元気いっぱい親子体験イベント」を実施し、働き盛り世代・子育て世代が親子でスポーツに親しむきっかけとなりました。また、県内各地におけるスポーツの活性化を目指し、指導者研修会や講習会、総合型地域スポーツ自立活性化支援事業等、指導者の育成や連携・交流を図ってきました。このように「する・みる・ささえる」スポーツが広がる中、成人の週1回程度のスポーツ実施率も向上しています。さらに県内トッププロスポーツチームと連携した「ちば夢チャレンジ☆パスポート・プロジェクト」「ちば夢チャレンジかなえ隊派遣事業」では、小中学生が卓越したパフォーマンスを間近で見たり体験したりする機会を設定し、スポーツに対する関心を高めることにつながりました。

学校体育では、「わかる・できる・楽しい」を実感できるような指導方法の工夫・改善と指導と評価の一体化を進め、授業改善を行いながら体育指導の充実を図りました。また、「いきいきちばっ子 健康・体力づくり推進事業」で「遊・友スポーツランキングちば」を実施し、子どもたちは仲間とともに身体を動かすことの楽しさを味わうと同時に、運動への意欲を高めました。これらの成果もあり、県内の児童生徒の体力は全国平均を上回っています。

競技スポーツでは、千葉県競技力向上推進本部事業において「国民体育大会入賞」と「未来のアスリートの発掘・育成・強化」を目標に掲げており、近年の国民体育大会の成績は、男女総合成績は5年連続、女子総合成績は11年連続で8位以内入賞（令和2年度延期、令和3年度中止）を果たしています。過去10年の成績を見ても、競技力が安定していることがわかります。

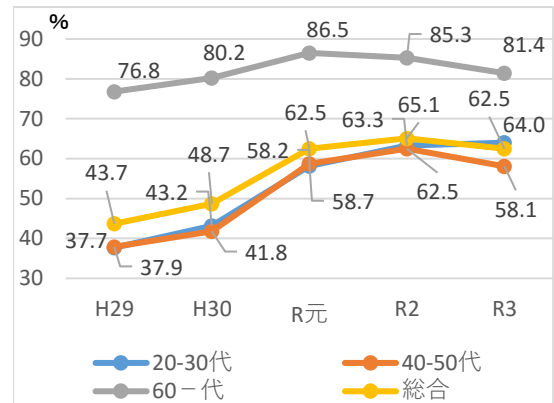
このように、子どもから高齢者までが、多面にわたるスポーツの価値を基盤とした取組と、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、県民の体育・スポーツに対する関心は、更なる高まりを見せています。



(3) 本県のスポーツに関する現状 【県民の運動・スポーツに関するアンケート調査】

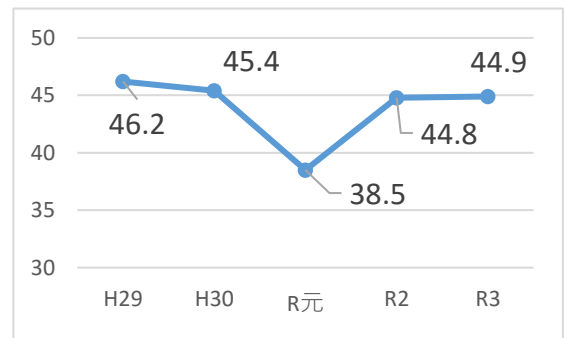
週1回以上スポーツを行っている人の割合は、62.5%でした。

世代別にみると、60代以上の実施率が最も高く、他の世代を牽引しています。平成30年度から令和元年度にかけて大きく向上が見られるのは、スポーツの定義を広げたことによるものと考えられます。今後も、全ての世代において、スポーツ実施率の維持・向上を目指します。



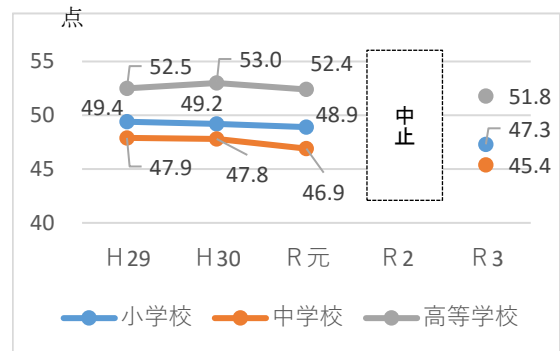
[成人の週1回のスポーツ実施率]

幼児期における休日1時間以上の運動遊びの実施率は、令和元年度の38.5%から令和2年度の44.8%と向上しています。全体的には、横ばいの状態が続いていることから、子どもたちに運動遊びの楽しさや気持ちよさを味わわせる取組の充実と、保護者への更なる啓発が課題です。



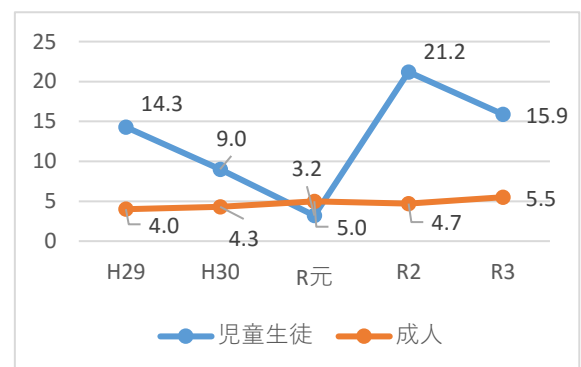
[幼児期における休日の運動遊び]

児童生徒の体力は、全国平均を上回っていますが、年々緩やかな下降傾向が見られます。新型コロナウイルス感染症による行動制限により、今後、更なる体力低下が懸念されます。運動やスポーツが好きな児童生徒の育成を目指し、体育の授業等を通じた体力向上事業の更なる推進が課題です。



[小、中、高における新体力テスト平均点]

パラスポーツを体験したことがあると回答した割合は、児童・生徒、成人ともに低調な結果となっています。令和2年度、児童・生徒の割合が向上しているのは、各校でオリンピック・パラリンピック教育が行われたことによるものと考えられます。障害の有無に関わらず、だれもが楽しめるパラスポーツの推進に向けた取組が課題です。



[パラスポーツの体験]

(4) スポーツを取り巻く環境の変化

令和2年、日本のスポーツを取り巻く環境は、大きな変化を迎えます。新型コロナウイルス感染症は、私たちの日常生活に多大な影響を及ぼすとともに、スポーツ界にも様々な変化をもたらしました。

感染拡大防止のための緊急事態宣言発令により、運動できる場所や運動そのものにも制限が出されました。学校の臨時休業等により部活動は休止となり、多くのスポーツイベントや各種大会も中止、スポーツ施設は閉館や休業を余儀なくされました。

その後、自粛生活が続く中、運動不足が懸念され、運動やスポーツの必要性・重要性が取り上げられるようになります。家の中で簡単にできるエクササイズがSNS等で話題となる一方、感染症予防を念頭においた新しい生活様式*が広がり、その中でスポーツを楽しんだり観戦したりと、スポーツへの関わり方に変化が見られるようになります。

【新型コロナウイルス感染症による動き】

年月	国の動き	スポーツ界の動き	県の動き
令和2年 1月	国内初の感染者確認		
2月	国内感染者が増加 全国すべての小・中・高・特別支援学校に臨時休業		
3月	不要・不急の外出自粛	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の1年の延期の決定	ちばアクアラインマラソン中止の決定
4月	緊急事態宣言発令	動画等による室内での運動が広がりを見せる インターハイの中止の決定	緊急事態宣言発令 学校の臨時休業の延長
5月	学校教育活動の再開の動き 新しい生活様式が広がる	高校野球の中止の決定	緊急事態宣言解除
6月		鹿児島国体・障害者スポーツ大会の延期の決定	学校教育活動の再開
7月 8月 9月	感染者が再び増加（第2波）	全国で代替大会を実施	インターハイ、高校野球の代替となる地方大会を実施
11月	感染者が増加（第3波）		
令和3年 1月	緊急事態宣言発令		緊急事態宣言発令
3月	緊急事態宣言解除		緊急事態宣言解除
4月	感染者が増加（第4波） 緊急事態宣言発令	感染防止対策を実施し、各種大会を実施	まん延等防止措置発令
7月 8月 9月	感染者が増加（第5波）	高校野球・インターハイを実施 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を開催 三重国体・障害者スポーツ大会の中止	緊急事態宣言発令 学校の分散登校等の措置 緊急事態宣言解除
令和4年 1月	感染者が増加（第6波）		まん延等防止措置発令

平成25年9月に開催地が決定した東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も、例外ではありませんでした。1年間の延期を強いられたものの、感染状況が収まらないことから様々な制限下での開催となりました。

そのような中、日本は、オリンピックでは過去最多となる58個のメダルを獲得し、続くパラリンピックでも前回のリオデジャネイロ大会を上回る51個のメダルを獲得しました。史上最多の参加者となったパラリンピックは、これまでになく、メディアやインターネット、SNS等で大きく取り上げられ、パラスポーツのすばらしさを再認識する大会となりました。これまで経験したことのない極めて困難な状況の下、日本選手団をはじめとしたアスリートの活躍は、世界中にスポーツが持つかけがえのない価値を発信し、多く人に感動や勇気を与え、夢に向かって挑戦することの大切さを教えてくれました。

本県においてもオリンピック4競技、パラリンピック4競技が開催され、各自治体では事前キャンプも行われました。

このような新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式への変容や、運動不足による体力低下への懸念、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を、改めてスポーツの意義や価値を見直す機会とし、高齢者や障害のある人等が積極的に参加・貢献していくことができる共生社会に向けて、誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりを進めていくことが重要です。



【未来のアスリート育成事業千葉県強化指定選手特別講演会】

(5) これからの本県のスポーツ推進に向けて

本計画では、勝敗や記録を競う競技スポーツや、健康を目的に行われる身近な身体活動などの生涯スポーツだけでなく、散歩やサイクリング、通勤中の一駅歩きなど、幅広くスポーツとして捉えています。さらにスポーツに関わる多様な取組についても推進し、気軽にスポーツに親しみ、これまで以上にスポーツが好きな県民を増やしていきたいと考えています。ライフステージに応じた多様なスポーツに日常的に親しむことで、心身の健康増進や活力のある生活の実現を目指すとともに、人と人との交流やつながりをつくる新しいコミュニティの形成につなげていきます。

パラスポーツについては、障害のある人の心身の健康の保持増進だけではなく、スポーツを通じて社会参加を促す効果があることから、障害のある人が生き生きと自分らしくパラスポーツに参加できる環境を整備していくことが必要です。また、パラスポーツは、障害のある人への理解を広げることに寄与することから、誰もが分け隔てなく一緒に楽しめる環境を整えるとともに、パラリンピックの開催を契機として芽生えてきたパラスポーツに対する興味・関心を実際の参画につなげていきます。

スポーツは、「する」ことにより楽しさや喜びを感じ、継続して行うことで勇気や自尊心、友情などの価値を実感することができます。またスポーツを「みる」ことで感動や興奮を感じ、スポーツを「ささえる」ことにより、選手同様の達成感を味わうこともできます。第13次計画では、「する・みる・ささえる」スポーツの基盤となる「知る」という要素を加え、性別や年齢、障害の有無を問わず、充実したスポーツライフの実現を目指します。

スポーツは、私たちの生活を豊かにする力を秘めています。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後を絶好の機会と捉え、スポーツの意義や価値について県民へ広く発信し、「する・みる・ささえる」スポーツを更に推進していきます。

コラム① 「知る」から広がる！！ 『スポーツとは…？』



私たちが日常的に使っている「スポーツ」という言葉は、明治の開国時に伝来したと言われて
います。「スポーツ基本法」により、スポーツは以下のように定義されています。

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充実感の獲得、自立心その他の精神の涵養のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっている。

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であり、すべての国民がその自発性の下に、各々の関心・適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することができる機会が確保されなければならない。

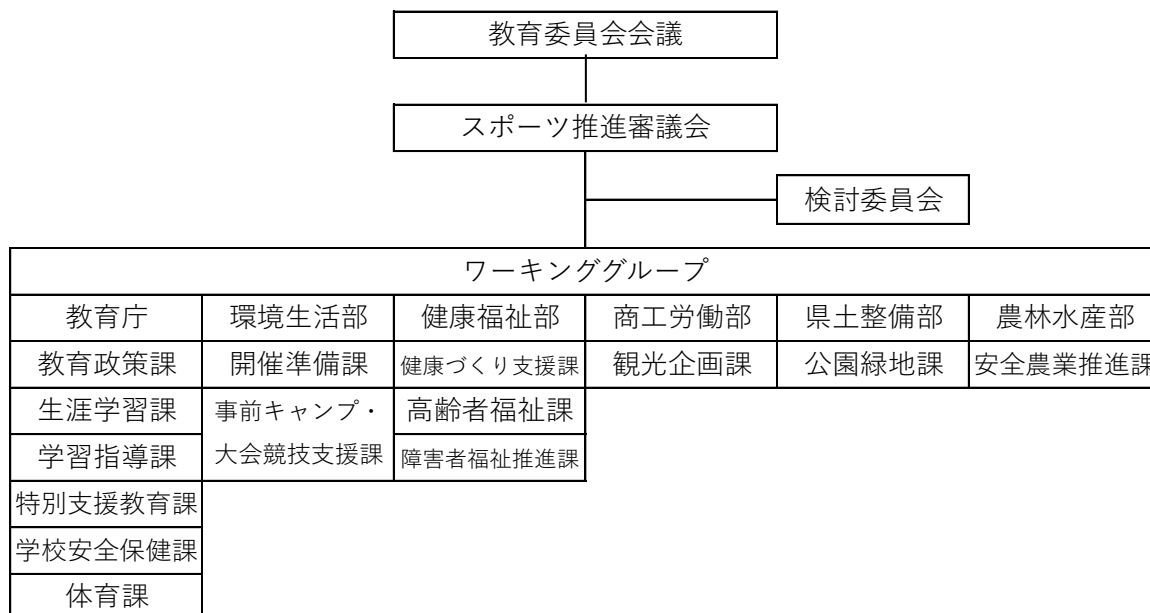
【スポーツ基本法 前文抜粋】

2 計画の性格

本計画は、スポーツ基本法（平成23年6月公布）、千葉県体育・スポーツ振興条例（平成22年12月制定）に基づき、「千葉県総合計画 ～新しい千葉の時代を切り開く～」及び「第3期千葉県教育振興基本計画 次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」（令和2年2月策定）の趣旨を踏まえ、スポーツの総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

また、各部局の施策を加味するため、健康福祉部・環境生活部・商工労働部・農林水産部・県土整備部及び教育庁内関係課とで構成された策定検討会議で検討し、計画に反映します。そして千葉県スポーツ推進審議会に諮問し、千葉県教育委員会が策定します。

本計画は、これまでの取組の成果や現状を踏まえるとともに、本県の体育・スポーツのあるべき姿を展望した総合的な指針を示すものであり、関係各部局・各課や、県民・行政・スポーツ関係者（団体）等が体育・スポーツ振興の目標を共有し、その実現に向けて連携・協働する内容を明らかにするものです。



【千葉県体育・スポーツ推進計画策定検討会議組織】

3 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度にわたる5年間を見据えた計画です。それぞれの施策を着実に推進するとともに、進捗状況については、県教育委員会が千葉県スポーツ推進審議会に報告し、その意見を踏まえて効果的な推進に努めます。

第2章 千葉県体育・スポーツ推進の基本的な考え方



第2章 千葉県体育・スポーツ推進の基本的な考え方

1 千葉県体育・スポーツ推進の基本理念

社会生活に多大な影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症への対応や、超高齢社会の到来、共生社会の実現等、社会における課題やスポーツを取り巻く情勢の変化、また第12次計画の成果と課題を踏まえ、これからの本県におけるスポーツ推進の基本理念を以下のとおり掲げます。

「する・みる・ささえる」スポーツのさらなる推進

～ 「知る」から広がる充実スポーツライフ ～

全ての県民が、スポーツの意義や価値を理解する（スポーツを知る）ことにより、ライフステージに応じた多様なスポーツに日常的に親しみ、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合うコミュニティを形成する。

東京オリンピック・パラリンピックを契機としてパラスポーツを充実・発展させる。

「知る」から広がる充実スポーツライフ

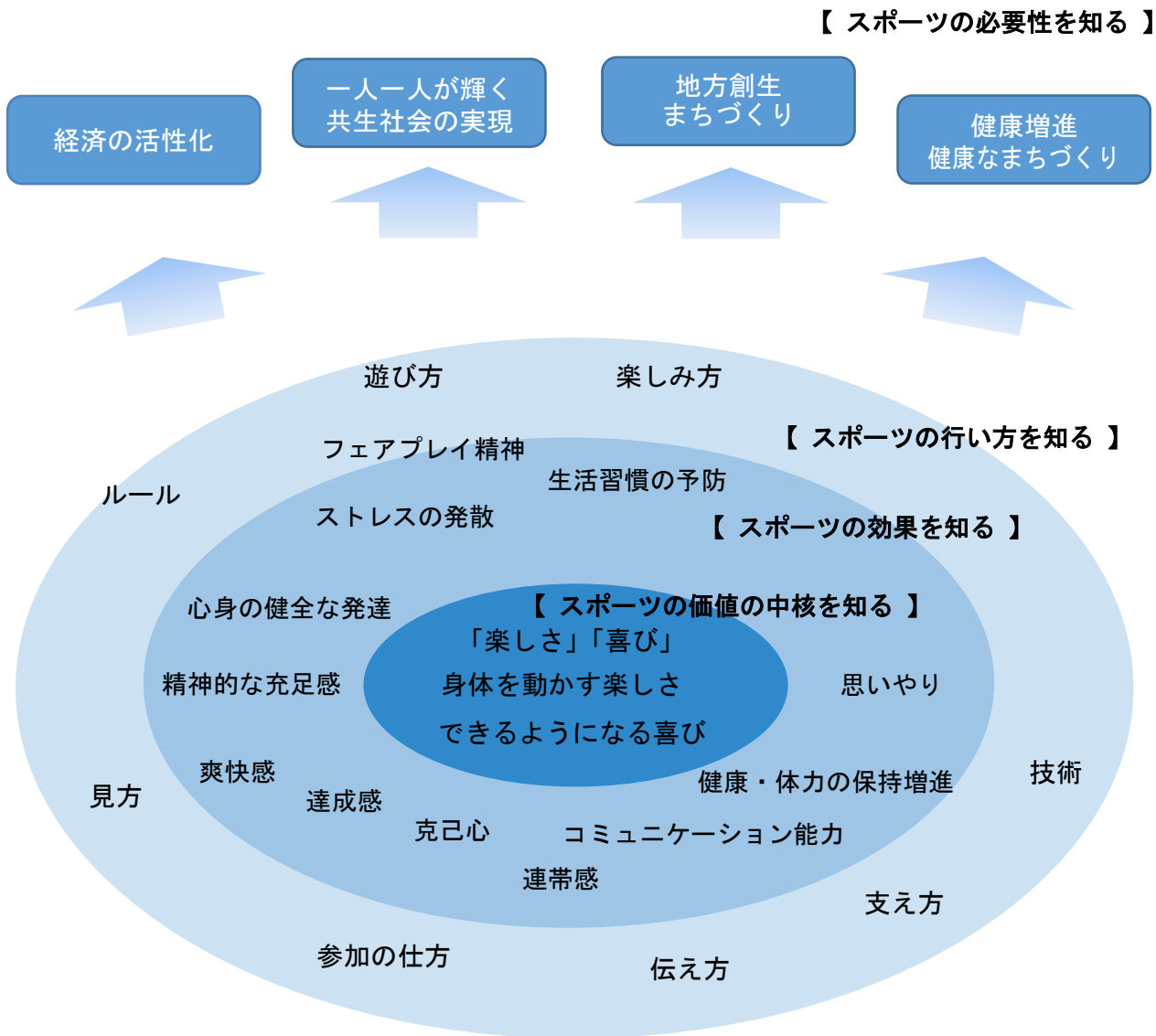
スポーツには、「する」だけでなく、「みる」「ささえる」といった関わり方があります。さらに本計画では、「する・みる・ささえる」スポーツの基盤となる「スポーツを知る」という関わり方が、スポーツを推進する上で重要であると考えています。

「スポーツを知る」とは、身体を動かす楽しさやできるようになる喜びなどの「スポーツが有する価値の中核を知る」、健康・体力の保持増進やストレスの発散などの「スポーツの効果を知る」「する・みる・ささえる」スポーツにつながる「スポーツの行い方を知る」そして、共生社会や地方創生・まちづくりなどの社会的な側面における「スポーツの必要性を知る」といった多面的な要素があります。

スポーツの楽しさや喜び、効果などを知ることで、スポーツを好きになったり始める動機づけになったりします。また、「する・みる・ささえる」に関わる具体的な行い方を知ることで、スポーツがより身近に、より深く、より楽しく充実します。さらにこれらの結果、スポーツに親しむ人が増え、社会的な波及効果が見込まれます。

第13次計画では、研修会や講習会、ホームページやリーフレット等を活用し、スポーツが持つ多様な力を効果的に発信することで、一人でも多くの県民が日常的にスポーツに親しみ、本県のスポーツが更に推進することを目指します。

— 知るから広がる充実スポーツライフ —



本県では、第12次計画の策定時より、超高齢社会を見据え、高齢期においても健康で生き生きと暮らすことを目指し、「健康ちば21の推進」をはじめ、「働き盛り・子育て世代のスポーツの推進」、「シニアスポーツの推進」等、様々な取組を展開してきました。

その結果、成人の運動実施率は65.1%（令和2年度）と目標値を達成し、特に高齢者の運動実施率は、80%前後と高い値で推移しています。本計画では、こうした成果を一過性のものにとどめることなく、ライフステージに応じた多様なスポーツを日常的に、また幼児期からシニア世代まで継続的に行うことを推進し、心身の健康増進や生きがいに満ちた生活の実現を目指します。

（2）互いに支え合うコミュニティの形成

人口減少と少子高齢化が進み、近年の社会情勢の変化により、地域における人との関わりが薄れてきている中、スポーツは人や地域を結びつける大きな力になります。

スポーツを目的として人が集い、人との関わりが生まれます。スポーツが習慣化することで、関わりは広がり、コミュニティへと発展します。これは、「する」スポーツだけではなく、応援やスポーツボランティア等、「みるスポーツ」や「ささえるスポーツ」でも同様です。また、様々な立場・状況の人がつながりを感じながらスポーツを楽しむことで、コミュニティは更に広がります。

本計画では、各市町村や各種スポーツ団体と連携を図りながら、人や地域の関りを中心としたスポーツ活動の活性化を推進し、地域コミュニティの形成へつなげていきます。

（3）パラスポーツの充実・発展

パラスポーツは、既存のスポーツを障害に合わせて改良したものや、障害のある人のために考案された独自のものなどがあり、数多くの種目が行われています。

パラスポーツは、道具や環境が整うことにより、障害の有無に関わらず、幅広い年齢で楽しむことができます。

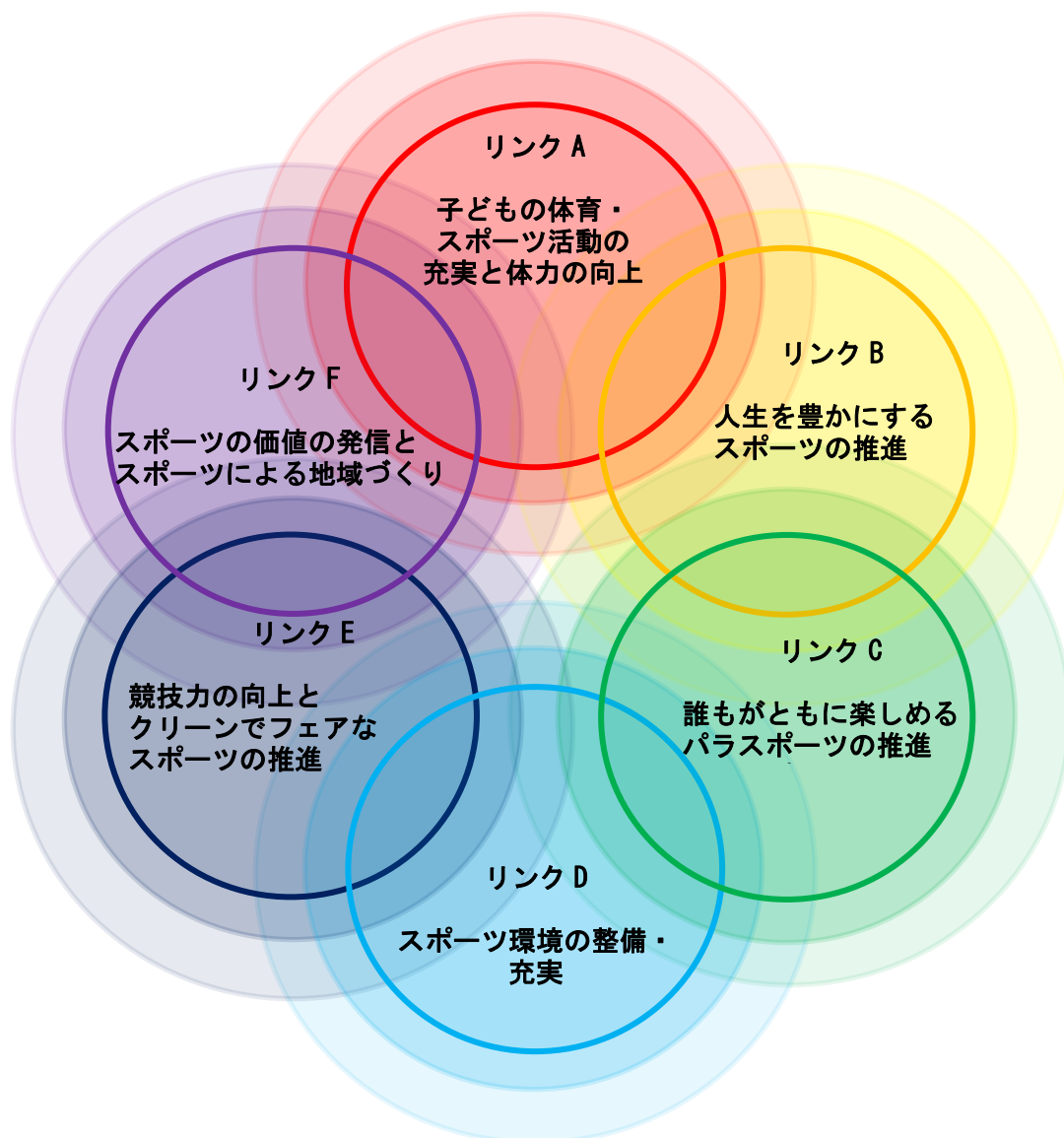
本計画では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催効果を一過性のものとするのではなく、これまでの取組で芽生えてきた障害のある人のスポーツへの意欲を実際の参画につなげ、パラスポーツへの参画人口の拡大を更に推進するとともに、引き続きパラアスリートの発掘・育成や強化への取組も充実させていきます。

また、誰もが分け隔てなく一緒に楽しむことができるパラスポーツを普及・振興するとともに、障害のある人が生き生きと自分らしくスポーツに参加できる環境の整備を進め、新しいコミュニティを生み出し、一人一人が輝く共生社会の実現を目指します。

2 計画の構成

本計画では、基本理念の実現に向けて、6つの施策に各事業を整理しました。

また、それぞれの施策や事業が、他と密接に関わり合い、連携し合うことで、県全体のスポーツ振興を推進していきます。6つの施策は、全て同等に重要であり、独立して行われるのではなく、お互いに関連していることから、第12次計画を継承し、各施策を「リンク」と表記します。



リンクB

人生を豊かにするスポーツの推進

施策1 ライフステージに応じたスポーツ習慣の定着と健康の増進 (P.35)

【目標】 新しい生活様式でのライフステージに応じたスポーツ習慣の定着と健康の増進を図るとともに、高齢者の健康づくり及び介護予防を推進します。

- 【取組】
- ・スポーツ推進月間の実施
 - ・リーフレットの作成・配付
 - ・ライフステージに応じたスポーツの情報発信
 - ・総合型地域スポーツクラブに対する支援
 - ・老人クラブでのシニアスポーツ推進
 - ・ねんりんピックへの選手団派遣
 - ・千葉県福祉ふれあいプラザにおける介護予防に資する運動の場の提供

施策2 多様化するスポーツライフの充実・発展 (P.38)

【目標】 日常的に多様なスポーツに親しみ、スポーツ習慣の定着と健康の増進を図ります。

- 【取組】
- ・健康ちば21(第2次)の推進に係る各種啓発事業
 - ・情報共有システムの構築
 - ・スポーツイベント等の情報発信
 - ・多様なスポーツの情報発信
 - ・スポーツ施設の情報発信

リンクC

誰もがともに楽しめるパラスポーツの推進

施策1 パラスポーツの推進 (P.41)

【目標】 パラスポーツを通じた共生社会へ向けての環境づくりを推進します。

- 【取組】
- ・パラスポーツを通じた交流及び共同学習の推進
 - ・パラアスリート等による学校訪問の実施
 - ・パラスポーツフェスタの開催
 - ・パラスポーツ競技体験会への支援
 - ・市町村地域で実施する取組への支援
 - ・指導者講習会・研修会の充実
 - ・パラスポーツの広報の強化
 - ・障害者スポーツ大会等のイベント開催及び選手団の派遣
 - ・パラスポーツ組織の整備
 - ・千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターの活用
 - ・千葉障がい者スポーツ指導者協議会との連携

施策2 パラアスリートへの強化・支援の推進 (P.43)

【目標】 パラアスリートの発掘・育成及び環境整備、競技力向上への支援に努めます。

- 【取組】
- ・パラ競技組織の支援体制の充実
 - ・競技人口の増加に向けた取組
 - ・パラスポーツにおける競技ボランティア、介助者や競技パートナー等の養成
 - ・共生社会におけるアスリート支援
 - ・合宿・遠征等への強化・支援

施策1 人材の育成 (P.45)

- 【目標】 スポーツ指導者の養成と指導力の向上、指導者の有効活用を推進します。
- 【取組】
- ・指導者養成講習会の実施
 - ・要項や受賞者紹介等、表彰制度の周知
 - ・生涯スポーツ功労者・生涯スポーツ優良団体の表彰
 - ・競技力向上推進本部表彰
 - ・指導者の資質の向上の推進
 - ・千葉県知事表彰
 - ・いきいきちばっ子コンテスト

施策2 施設の整備と有効活用 (P.47)

- 【目標】 耐震化・バリアフリー化の推進と老朽化施設の再整備・機能向上を図り、安全安心にスポーツができる環境を提供するとともに、県立学校体育施設の有効活用を推進します。
- 【取組】
- ・総合スポーツセンター施設整備事業
 - ・総合スポーツセンター体育館整備事業
 - ・公園施設長寿命化対策支援事業
 - ・県立学校体育施設開放事業

施策3 誰もがスポーツに参加できる組織基盤の充実・発展 (P.51)

- 【目標】 誰もがスポーツに参加できる組織基盤の充実・発展を図ります。
- 【取組】
- ・総合型地域スポーツクラブに対する支援
 - ・スポーツ関係団体との情報共有と情報発信の推進
 - ・県スポーツ施設指定管理団体への情報提供
 - ・千葉県スポーツ協会の充実と発展
 - ・学校体育団体の充実
 - ・千葉県障がい者スポーツ協会との連携
 - ・パラスポーツへの取組を推進
 - ・千葉県スポーツ推進委員連合会の充実
 - ・千葉県レクリエーション協会の充実



施策1 アスリートと連携したスポーツの価値の発信 (P.64)

- 【目標】 知るから広がる「する・みる・ささえる」スポーツの更なる推進を図ります。
- 【取組】 ・ちば夢チャレンジかなえ隊派遣事業 ・ちば夢チャレンジ☆パスポート・プロジェクト
・トップ・プロスポーツ連絡協議会

施策2 地域資源を生かしたスポーツライフの推進と千葉の魅力発信 (P.66)

- 【目標】 地域資源を活用したスポーツの振興とともに、健康づくりや体力向上の機運の醸成と、ライフステージに応じた運動習慣の定着を図ります。
- 【取組】 ・ちばアクアラインマラソンの開催 ・スポーツツーリズムの推進
・スポーツボランティア活動の推進

施策3 オリンピック・パラリンピックのレガシーの継承・発展 (P.68)

- 【目標】 オリンピック・パラリンピックの無形のレガシーを継承するとともに、オリンピック・パラリンピックのレガシーを有効活用した地域の活性化を推進します。
- 【取組】 ・オリンピック・パラリンピック教育の理念の継承
・パラスポーツ等を通じた交流及び共同学習の推進
・競技団体等と連携した学校訪問
・JOC オリンピック教室
・ホストタウン相手国等との国際理解・国際交流の促進
・マリンスポーツを活用した地域の魅力向上
・「新たなスポーツ」の周知・研究



第3章 これからのスポーツ推進施策



リンク A 子どもの体育・スポーツ活動の充実と体力の向上

施策 1 幼児期における運動遊びの充実

(1) 現状と課題

文部科学省の幼児期運動指針の中で、幼児期に体を動かして遊ぶなどの身体活動の重要性について示されていること等を踏まえ、幼児の保護者向けに配付している「家庭教育リーフレット」の中で、外遊びの重要性を説明し、「休日に、1日1時間以上の運動遊び」をすることを保護者に啓発しています。達成状況については、「第12次千葉県体育・スポーツ推進計画」の実施状況を見ると、令和元年度の38.5%から令和2年度44.8%に向上しました。さらに過去のデータをみると平成29年度46.2%、平成30年度45.4%と比較し、横ばいの状態が続いているのが現状です。原因としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出制限等の時間が増え、以前と比べて外で体を動かす機会が減っていることも考えられます。

このような中、基本的な生活習慣の確立には、より早い段階での保護者啓発が必要であると考え、令和3年度は、これまで主に3歳児健診の場で配付していたリーフレットを1歳半児健診の場でも配付し、更なる改善を図っています。リーフレット作成に当たっては、幅広い立場からの見直しを行うため、PTA連絡協議会や家庭教育推進委員等に協力を依頼しています。また、多くの県民にリーフレットを活用してもらえよう県ホームページやウェブサイト「親力アップ！いきいき子育て広場」でも広く啓発・情報提供していきます。

幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、領域「健康」の中で、「自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする」ことをねらいのひとつにしています。そして、そのねらいに沿った内容として、「いろいろな遊びの中で十分に体を動かす」、「進んで戸外で遊ぶ」、「様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む」ことを挙げています。

幼児期は身体諸機能が著しく発達する時期ですが、幼児は自発的にそのとき発達していく機能を使って活動する傾向があるといわれています。そして、その機能を十分に使うことによって更に発達が促されていきます。従って、幼児の興味や能力等に応じた遊びの中で、自分から十分に体を動かす心地よさを味わうことができるようにすることが大切です。同時に、幼児の関心を戸外に向けながら、戸外の空気に触れて活動するようにし、その楽しさや気持ちよさを味わえるようにすることも大切です。

そのために、幼稚園や保育所においては、幼児の興味や関心が自然な形で体を動かす遊びや戸外の遊びに向けられるように、園内・所内の遊具や用具を配置したり、自然環境の整備を行ったりする必要があります。

なお、平成28年度に、幼稚園教育要領の改訂が行われ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿^{*}」を10項目に整理して示されました。

幼児期における体力づくりを推進するために、幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び「幼児期運動指針^{*}」の内容の理解を深め、日々の実践に結びつけられるよう、啓発や情報提供をしていくことが大切です。

(2) 目標・方向性 (関連性)

楽しく体を動かす遊びを通して、運動習慣の基盤を作り、運動能力の基礎を培います。

- ア 保護者への啓発及び情報提供 (リンクD・F)
- イ 指導者 (保育者) への研修 (リンクD)

(3) 具体的な取組

- ア 保護者への啓発及び情報提供

- ・ 家庭教育リーフレットの配付

幼児期における運動遊びの重要性を更に推奨するために、「家庭教育リーフレット」(幼児版) を1歳半児健診等で全ての家庭に配付します。

家庭教育リーフレット



- ・ ホームページでの情報提供

家庭教育 (子育て) 情報を提供するウェブサイト「親力アップ! いきいき子育て広場」から、「家庭教育リーフレット」をいつでも自由に閲覧することができます。また、運動に関するイベント等も閲覧できるようになっています。

親力アップ!
いきいき子育て広場



家族で取り組むあいうえお

あいうえおをやる
あいうえおは、人間関係づくりの基本です。「おはよう」から「さよなら」までのあいさつは、お互いに、気持ちよくあいうえおや返事をしましょう。また、家族が楽しんでいる様子を見せながら、子供は家族の姿を見て、真似をしながら学んでいきます。

いもこぼす
「早寝早起き朝ごはん」など、基本的な生活習慣が定着している年齢の子供の学力は高いとされています。家庭内で楽しい「あいうえお」をやることを、決めて、一つずつできるようにしましょう。

うんとこをする
外で元気に遊ぶことは、体力を向上させるだけでなく、五感を刺激し脳の活性化にもつながります。また走る・跳ぶ・投げる能力や(ダンス)運動などが身につけていく重要な時期です。家族と一緒に外で遊びましょう。雨では休日(1日)1時間以上の運動遊びをおすすめしています。

えほんをよむ
読書は、心の栄養です。言葉で遊ぶことと子どもと一緒に本を読んだり読み聞かせたりしましょう。一番のおすすめは、読み聞かせる人が気に入った本です。「図書館借書が通人」子どもに読んでほしい100冊(有償)などを参考に、子どもと一緒に本を選んで、楽しみましょう。

おいしくたべる
いろいろな食材を使った「昼・夕・夜」できる取り決まった時間に食事をするのが基本です。食事を楽しみながら食べるために一緒に料理をしたら、食事を収穫したりのような工夫もおすすめです。

おもしろく遊ぶ
花にも、いろいろな咲き方があるように、子供の育ち方もさまざまです。違いを楽しみながら、かかわり方を考えましょう。

子供の育ち方を知って、よりよいかかわり方を考えましょう

- 0~1歳頃**
「おなかすいた」「眠い」など自分の思いや要求を上手に伝えられないので、かんしゃくをおこしたり、泣いたりすることが多い時期です。「泣いても笑って」もあなたの味方!という思いで、しっかりと抱きしめ、感情を分かち合う経験を楽しむことが大切です。
- 1~2歳頃**
自らが発生させた「イヤ!」をよく口にできる時期です。「あなたのやる気を大切にしよう」という姿勢で、自分でやろうとしている時には、あせらずに気持ちを受け止めるようにしましょう。ただし、してはいけないことについては、なぜいけないのかを教えます。
- 2~3歳頃**
真実・理髪・洋服の着脱などが、ほぼ自分でできる時期です。基本的な生活習慣をきちんと身につけることが大切です。緑の旗し手本を示しながら教えます。すぐにできなくても、ゆっくりと待ち、できるよになったら、ほめましょう。
- 3~4歳頃**
お絵かき・工作・外遊びなどで豊かな想像力が発揮される時期です。子供の遊びを、一緒に楽しみながらやさしく見守りましょう。また、社会のルールや決まりごとの大切さを教えるのによい時期です。約束が守れた時や我慢ができた時には、たくさんほめましょう。
- 4~5歳頃**
友達と遊ぶことが多くなる時期です。友達を大切にすることを認め、見守りましょう。思いやりや心のやまの大切さを伝えることも必要な時期です。子供の気持ちや考えをじっくり聞きましょう。子供の話を耳を傾けることで、子供は考えるようになります。
- 5~6歳頃**
自分と相手の立場の違いが分かり、自分の行動を律することができる時期です。上に示した「家族で取り組むあいうえお」を見直しましょう。また、また家族に日々関わりながら、子供の話を聞く時間も大切にしましょう。

【家庭教育リーフレット (幼児版)】千葉県教育委員会作成

イ 指導者（保育者）への研修

- ・ 「幼児期運動指針」を踏まえた指導者（保育者）の研修の推進

幼稚園教育課程研究協議会、園長等運営管理協議会、保育技術協議会、初任者研修等の研修会の機会を活用して、幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の領域「健康」の指導者（保育者）の理解を深める研修を推進します。

また、「幼児期運動指針」については、教育事務所で実施している公立幼稚園への計画訪問・要請訪問の際に活用し、幼児の体を動かそうとする意欲の向上を図るための指導・助言を行う等、運動遊びを推進するための取組を行います。

- ・ 幼児教育アドバイザーを活用した研修の推進

幼稚園教諭・保育教諭・保育士の研修を充実させるため、総合教育センターに幼児教育アドバイザーを常勤2名・非常勤3名配置し、幼児教育センター的機能を担います。研修の機会や内容の充実を目指すとともに、要請により、園内研修における指導・助言等も行う中で、幼児や指導者が運動遊びの良さや楽しさを感じられるようにして行います。

また、小学校との連携や、発達段階や障害の有無に関わらず、幼児期から運動遊びを通して一緒に楽しめる効果的な指導法等にも対応していきます。



幼児教育

幼児教育アドバイザー派遣

幼児教育・幼保こ小接続等のご相談に応じます。
(場所や方法についても対応が可能です。)

対象
千葉県内すべての幼稚園、認定こども園、保育所等
小学校、義務教育学校、特別支援学校（幼稚園・小学部）

費用
かかりません

連絡先
千葉県総合教育センター
043-212-7221
(担当 小林)

こんなことのご相談にも・・・
研修会の講師を依頼したい
若手教員の指導をしてほしい
小学校と、どのように連携していったらよいだろうか
お誕生会など行事の新しいアイデアを知りたい

こども園の声
乳児保育に関わる職員が、幼児教育の重要性を学ぶよい機会となりました。

幼稚園の声
園長の構成や保育の具体的な取り組みも、写真を見て教えていただいたため、次の日の保育にすぐ生かしました。園内の様々な実践も挙げて、良かったです。

保育園の声
こども園として開園後、こども園の役割や役割を担うべき小学校への接続について学ぶことができました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスク着用し消毒セットも持参いたします。また、千葉県総合教育センターでも実施可能です。

施策2 学校体育活動の充実

(1) 現状と課題

各学校においては、学習指導要領に示されている「心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。」ことを目標に体育指導が行われています。その中心である体育・保健体育の授業においては、①運動の特性を明らかにし、児童生徒の実態を踏まえた適切な単元計画を作成すること、②一人一人が、「わかる・できる・楽しい」と実感できるよう指導方法の工夫・改善を図ること、③観点別評価をバランスよく行い、指導と評価を一体化させること、などにより授業改善を行いながら体育指導の充実を図っています。令和3年度の「県民の運動・スポーツに関するアンケート調査」では、85%以上の児童生徒が、体育の授業が楽しいと回答しています。

一方で、運動する子どもとしない子どもで二極化現象が見られます。この現象を改善するためには、体育・保健体育の授業はもちろん、学校生活における体育的活動を充実させ運動を好きになってもらうことが課題ですが、家庭や地域と連携し、基本的な生活習慣の見直しや改善を図り、運動に取り組む時間等の確保も必要です。

しかし、令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、体育の授業や部活動の活動そのものが制限されたり、活動内容が制限されたりするなど、大きな影響を受けました。

(2) 目標・方向性（関連性）

教科体育・体育的活動の指導力の向上及び、個々の発達段階を踏まえた支援の充実と指導内容の明確化を図ります。

- ア 体育の授業改善と指導者の指導力向上（リンクD）
- イ トップ・プロスポーツの活用（リンクF）
- ウ パラスポーツを通じた学校間交流（リンクC）
- エ 個々の発達段階に応じた支援の充実と指導内容の明確化（リンクC）

(3) 具体的な取組

- ア 体育の授業改善と指導者の指導力向上
 - ・ 千葉県学校体育研究大会
 - 小・中・高等学校の教員が一堂に会し、全体会、分科会を行い、体育指導者の資質の向上を図り、体育指導の質的改善と充実に役立てます。
 - ・ 各種研修会
 - 各種研修会において、新型コロナウイルス感染症等の影響を含め子どもの体力低下の現状を明確に示した上で、授業改善や体力向上推進組織の活性化について呼びかけます。また運動・スポーツは、するだけではなく、みる・ささえる・知るなど様々な関わり方があることを周知します。

【小学校体育科、中・高等学校保健体育科教科主任等研修会】

重点施策の説明や諸問題について研修し、教科主任としての資質の向上を図るとともに、小・中・高等学校保健体育指導の充実を図ります。

【中堅体育指導者研修会】

教職10年程度の経験を有する小・中・高等学校・特別支援学校の体育担当教員の中から、特に体育指導に熱意をもち研究心旺盛な教員を対象に、体育の専門的な内容を広く研修します。

【学校体育実技指導者講習会、教育事務所別講習会】

スポーツ庁等が行う「体育・保健体育指導力向上研修」の内容を受講者が講師となって、各小・中・高等学校の体育担当教員に伝達講習します。

【中学校体育実技（柔道）指導者養成研修会】

中学校保健体育科新規採用教員や中学校において柔道の授業の指導経験がない教員を対象に、安全で効果的な柔道の実施について研修します。

【学校体育実技（武道）・認定指導者養成講習会】

中・高等学校体育担当教員等の柔道・剣道の段位及び一級の取得を促進し、武道指導者の養成をするとともに、学校における武道指導の充実を図ります。

【学校ダンス研究発表会】

学校における表現運動、ダンス領域の学習指導の充実を図るため、指導成果の実践発表を通して、異校種の連携を深め、相互に研究・研修を行います。

【特別支援学校体育連盟による研修会】

パラスポーツ・体育の授業内容について、特別支援学校の教師間で研究したり、専門家からの助言を受けたりしながら年2回の研修会を実施します。

・ 学校体育研究指定校事業

各年2校を指定し、体育指導上の課題や自校の研究課題に取り組み、その研究成果を公開することにより、各学校の体育授業の改善・充実に役立てます。

イ トップ・プロスポーツの活用

・ トップ・プロスポーツと連携したスポーツの推進

体育・スポーツ活動での交流を通して、広く子どもたちにスポーツの楽しさを体験させることを目的として、県内トップ・プロスポーツ団体に所属する選手（現役・OB）、コーチ等を講師として派遣する「ちば夢チャレンジかなえ隊」派遣事業を行います。

ウ パラスポーツを通じた学校間交流

・ パラスポーツを通じた交流及び共同学習の推進

各学校において、障害の有無に関わらず、誰もが一緒にパラスポーツを楽しむ経験が継続して実施されるよう、幼児期から発達段階に応じて地域との交流や他校種との交流及び共同学習を推進します。

エ 個々の発達段階に応じた支援の充実と指導内容の明確化

・ 生涯にわたって運動に親しむことができるよう、各領域の指導内容の系統を踏まえながら、発達の段階や障害の状態に応じて指導する内容を明確化し、指導・支援の充実を図ります。

施策3 児童生徒の体力の向上

(1) 現状と課題

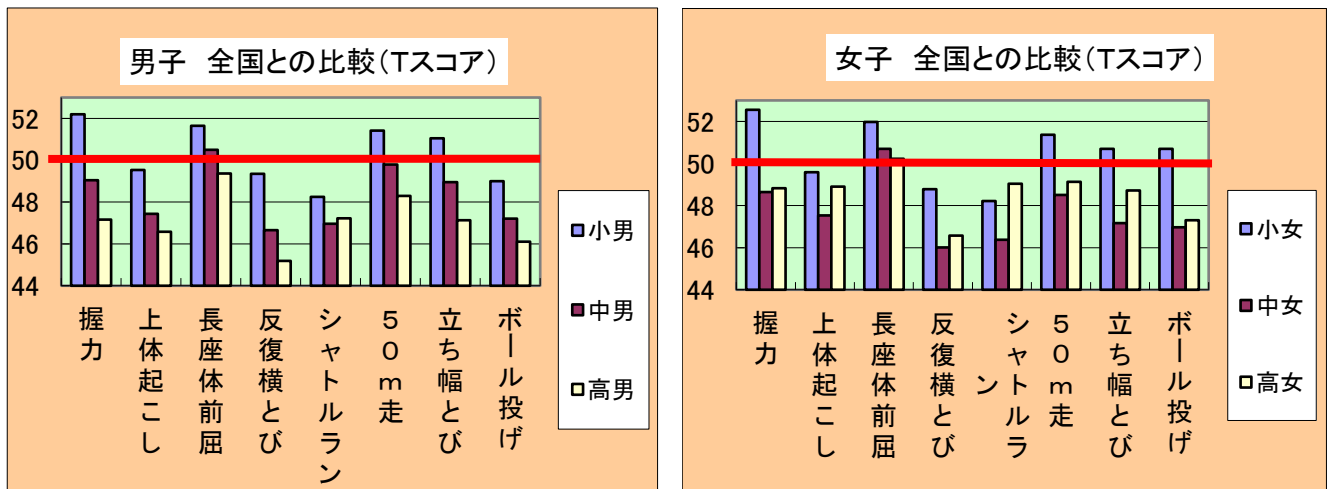
本県では、昭和39年から、県体力・運動能力調査を県内の全公立小・中・高等学校で実施するなど、長年、体力向上を重点施策に位置づけています。近年、子どもの体力低下が叫ばれたのを機に、「いきいきちばっ子健康・体力づくり事業」を平成19年から開始し、各学校を中心に体力の向上に取り組んでいます。

毎年の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、本県の児童生徒の体力は全国平均を上回っており、事業の成果が現れてきています。しかし、令和元年度以降の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、運動機会が減少し、児童生徒の運動能力に低下が見られます。

令和3年度の新体力テストの各項目の平均を令和元年度の全国平均と比較すると、全192項目中全国平均を上回っている項目は、36項目(18.8%)と大幅に減少しました。

体力を向上させるためには、運動を日常的に行う必要があります。運動をする子どもとしない子どもの体力の差が認められており、運動の習慣化が課題です。本県では、遊び感覚で運動ができるように諸事業を展開したり、体育の授業を通して運動やスポーツ好きの児童生徒を育てたりするなど、体力の向上事業を推進しています。

<令和3年度千葉県体力・運動能力調査（本県と全国の比較）>



※全国平均を50としたときの本県平均



【千葉県学校体育研究大会小学校分科会授業公開】



【千葉県学校体育研究大会中学校分科会授業公開】

(2) 目標・方向性（関連性）

児童生徒の体力の向上に努めるとともに、運動の習慣化を推進します。

- ア 体育の授業改善、教師の指導力向上（リンクD）
- イ 児童生徒に対する体力向上の啓発（リンクF）
- ウ 運動の日常化（リンクB・C・F）

(3) 具体的な取組

- ア 体育の授業改善、教師の指導力向上

- ・ 体力・運動能力調査の実施

昭和39年に文部省が体力・運動能力調査を実施したのを機に、全公立小・中・高等学校を対象としたスポーツテストを実施し、以来、全国との比較や年次推移等により児童生徒の実態把握に努め、児童生徒の体力・運動能力の向上に役立っています。

- イ 児童生徒に対する体力向上の啓発

- ・ 運動能力証の交付

児童生徒の体力・運動能力の向上を図り、活力にあふれる健やかな児童生徒の育成を目指して、運動能力の優秀な児童生徒に運動能力証を交付することを規則（昭和38年教育委員会規則17号）で定め、昭和39年から毎年交付しています。

小学校第5学年及び第6学年に在学する児童並びに中学校及び高等学校に在学する生徒及びこれらに相当する者を対象とし、新体力テスト（8項目）の合計点がA段階の者に運動能力証を交付しています。

- ウ 運動の日常化

- ・ いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」の実施

児童生徒の体力向上を図るために、各学校の実態に応じて授業や業間・昼休みの時間帯に、児童生徒が遊び感覚で取り組める運動種目（平成31年4月一部見直し）を紹介し、積極的に外遊びや運動することを奨励しています。各学校では、各種目の記録が更新されると県教育委員会に報告し、県教育委員会がランキングを県ホームページで公表しています。前期・中期・後期・年間で表彰しており、各期大賞は千葉県教育委員会教育長が受賞校を訪問し表彰しています。

仲間と楽しく集団で協力し合いながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性の育成に寄与しています。また、ランキング（記録）を公表することで、活動の意欲化と継続性を図っています。

また、特別支援学校では、運動の日常化を図るため、中学部、高等部に分かれて、各種スポーツ大会を実施しています。スポーツ大会の競技種目には、キックベースボール、ソフトボール、ティーボール、サッカー等があり、体育の授業や部活動の意欲が高まることから、継続を図ります。

施策4 スポーツライフの基盤となる運動部活動の充実と在り方の検討

(1) 現状と課題

運動部の活動は、学校において計画する教育活動で、スポーツ等に興味と関心をもつ児童生徒が、教員（顧問）の指導のもと、自発的・自主的に運動やスポーツを行うものであり、令和3年度の調査では、7割以上の生徒が活動に満足していると回答しました。部活動は、生涯にわたって親しむことのできるスポーツを見いだす格好の機会であるとともに、体力の向上や健康の増進にも効果的な活動です。また、本県の競技力の基盤として、スポーツ振興を大きく支えてきました。

しかし、急激に変化する社会情勢の中、児童生徒及び保護者の価値観や個性が多様化し、運動に対するニーズはますます増大するとともに、生徒数の減少や顧問の年齢の二極化等に伴い運動部活動の運営に変化が出てきています。

平成31年1月に中央教育審議会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が取りまとめられ、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務の一つとして部活動が挙げられました。

その中で、部活動の設置・運営は法令上の義務ではなく、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきとされました。また、「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁策定）においても、学校と地域が協働・融合した形での持続可能なスポーツ活動のための環境整備を進めるとされています。

以上のような部活動の状況を踏まえ、スポーツ庁は、生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と学校の働き方改革も考慮した更なる部活動改革の推進を目指し、「学校と地域が協働・融合」した部活動の具体的な実現方策とスケジュールを取りまとめて示しました。この中で、部活動改革の第一歩として、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築することや休日における地域のスポーツ活動を実施できる環境を整備すること等を改革の方向性として示すとともに、それらを着実に進めていくために、拠点校（地域）における実践研究を実施し、その成果や課題を基に、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることや合理的で効率的な部活動の推進を図ることが示されています。

本県でも、令和3年度から地域部活動を推進していくための実践研究を開始し、令和5年度からの段階的な地域移行を目指しています。また、外部指導者の導入や運営方法等これからの運動部活動の在り方を検討し、学校・地域・児童生徒の実態に即した運動部活動の運営ができるよう留意する必要があるとあり、複数校合同部活動や総合運動部活動等、柔軟な運営が望まれています。

(2) 目標・方向性（関連性）

生徒の興味関心・ニーズに応じた活動及び、地域と連携した部活動の推進を図ります。

ア 地域部活動への段階的な移行（リンクD・E）

イ 外部指導者の派遣（リンクD・E）

- ウ 講習会等の充実（リンクD）
- エ 運動部活動中の事故防止の徹底

（3）具体的な取組

ア 地域部活動への段階的な移行

- ・ 地域部活動推進事業

スポーツ庁が行う地域部活動推進事業に取り組み、市町村に委託して地域部活動の実践研究を行います。また、地域部活動検討委員会を立ち上げ、令和5年度以降の部活動の段階的な地域移行を目指し、研究を進めます。

イ 外部指導者の派遣

- ・ スポーツエキスパート活用事業

県立学校の運動部活動に専門的な指導力を備えた外部指導者を派遣し、スポーツの楽しさや達成感等を生徒が体験する機会を豊かにして、スポーツに親しむ基礎を培います。

- ・ 部活動指導員配置事業

中学校に市町村が部活動指導員を配置する経費に対し助成します。

ウ 講習会等の充実

- ・ 中・高等学校運動部活動指導者講習会

中・高等学校の保健体育教員以外の運動部活動指導者を対象として、技術講習、安全講習、若手指導者養成研修会やスポーツマンシップ講習等を開催し、運動部活動指導者の養成と資質向上を図ります。

エ 運動部活動中の事故防止の徹底

- ・ 安全で充実した運動部活動のためのガイドラインの活用

平成20年7月に県教育委員会が発行した「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」（平成30年6月一部改正）を活用・促進し、運動部活動のより一層の充実を図ります。具体的には、運動部活動・安全チェックファイブ（職員用）と運動部活動・自己管理チェックファイブ（生徒用）の活用を促進して、生徒が生き生きと部活動に取り組める体制を整えていきます。

コラム② 「知る」から広がる！！『新しい生活様式での運動・スポーツの実施』



私たちの生活様式はコロナによって大きく変わりました。感染対策による活動制限・運動不足の長期化による影響として、ストレスの蓄積や体重増加、体力の低下が挙げられます。また、子どもは発育・発達不足、高齢者はフレイル[※]やロコモティブシンドローム[※]なども起こることが考えられます。

意識的に運動・スポーツに取り組むことは、健康の保持・増進だけでなく、ストレスの解消、自己免疫力を高めてウイルス性感染症を予防することにも役立ちます。新しい生活様式が広がり、スポーツの取り組み方に工夫が見られるようになりました。感染対策をとりながらスポーツを行ったり、各競技団体が公開しているオリジナルコンテンツを見て体を動かしたり、限られたスペースで行えるエクササイズで汗を流したりなど、様々な取組が見られます。安全安心にスポーツを行うポイントや方法を知り、楽しんでみてはいかがでしょうか。

施策5 心身の健全な発達を支える食育の推進

(1) 現状と課題

現代の食に関する課題として、子どもたちの「朝食の欠食」や「家庭での『共食』の減少（孤食の増加）」などが、報道等で取り上げられています。また、令和3年3月に国が策定した「第4次食育推進基本計画」では、「学校、保育所等における食育の推進」について、「社会状況の変化に伴い、子どもたちの食の乱れや健康への影響が見られることから、学校、保育所等には、引き続き、子どもへの食育を進めていく場として大きな役割を担うことが求められている。」という現状と課題が挙げられています。

本県の小・中・義務教育・特別支援学校における食に関する指導の状況については毎年、「千葉県学校給食実施状況等調査」を実施し、その結果を県ホームページに掲載しています。調査内容のうち、「食に関する授業の実施状況の割合」については、下の【表①】のとおりです。食に関する授業については、「担任だけで実施している割合」が高く、令和2年度は60.6%です。次に「担任と栄養教諭等のティームティーチングで実施している割合」が高く、令和2年度は52.1%です。

また、【表②】の「食に関する指導推進のための体制づくり状況の割合」では、令和2年度に全体計画を作成している学校の割合が、95.1%と非常に高くなっていますが、全体計画を作成していない学校もあります。今後もこれらの調査を継続するとともに、学校給食を活用した食育をより一層推進していきます。

【表①】食に関する授業の実施状況の割合

単位：%

年 度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
①担任だけで授業を実施	57.5	57.9	58.4	58.1	60.6
②担任と栄養教諭等のTTで授業を実施	61.7	63.9	64.7	61.4	52.1
③学校栄養職員が特別非常勤講師として実施	17.6	16.5	17.8	13.1	9.0
④地域の食の専門家の協力を得て実施	26.0	23.2	24.6	27.7	9.6

【出典：千葉県学校給食実施状況等調査報告（平成28年度から令和2年度までのデータ）】

【表②】食に関する指導推進のための体制づくり状況の割合

単位：%

年 度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
①全体計画を作成	98.0	98.0	96.7	95.6	95.1
②年間計画を作成	88.6	91.0	89.1	86.1	89.1

【出典：千葉県学校給食実施状況等調査報告（平成28年度から令和2年度までのデータ）】

(2) 目標・方向性（関連性）

発達段階に応じた食育を推進します。

- ア 食に関する指導のあり方についての研修・研究協議（リンクB）
- イ 地域と連携した学校給食・食育活動支援（リンクF）
- ウ 食育の啓発と情報提供（リンクB）

(3) 具体的な取組

ア 食に関する指導のあり方についての研修・研究協議

- ・ 食に関する指導事業

食育の関係職員を対象とした食に関する指導のあり方等の研修・研究協議を行います。

- ・ 地域における食育指導推進事業

栄養教諭及び学校栄養職員が、地域の関係者等を対象とした授業公開や協議会を行い、地域の食に関する指導の実践力の向上を図ります。

イ 地域と連携した学校給食・食育活動支援

- ・ 高等学校と連携した食育活動支援事業

農業・水産系高等学校を支援校とし、その地域の小・中・義務教育学校から参加校を決定し、高等学校の施設と職員の支援を利用して、体験を取り入れた食育活動を展開し、食育活動の一層の推進を図ります。



計画・実施		大塚まるごと1本美味しく食べよう		実施日	11月25日	曜日	曜日
*「大塚」の欄についてレポートにまとめるよう。実施に前倒しする、本やインターネットを利用している場合は、その旨を記載してください。							
料理名	「大塚の甘酢汁」			種別			
①材料と分量	（ ）人分	②調理の手順（作の方）		備考			
大塚の「大塚」の分量	500g	①大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		*大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	②大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		①大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	③大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		②大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	④大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		③大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	⑤大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		④大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	⑥大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		⑤大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	⑦大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		⑥大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	⑧大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		⑦大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	⑨大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		⑧大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	⑩大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		⑨大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	⑪大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		⑩大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	⑫大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		⑪大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	⑬大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		⑫大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	⑭大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		⑬大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	⑮大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		⑭大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	⑯大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		⑮大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	⑰大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		⑯大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	⑱大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		⑰大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	⑲大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		⑱大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	⑳大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		⑲大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㉑大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		⑳大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㉒大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㉑大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㉓大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㉒大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㉔大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㉓大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㉕大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㉔大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㉖大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㉕大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㉗大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㉖大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㉘大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㉗大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㉙大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㉘大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㉚大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㉙大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㉛大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㉚大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㉜大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㉛大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㉝大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㉜大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㉞大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㉝大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㉟大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㉞大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㊱大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㉟大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㊲大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㊱大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㊳大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㊲大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㊴大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㊳大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㊵大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㊴大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㊶大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㊵大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㊷大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㊶大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㊸大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㊷大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㊹大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㊸大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㊺大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㊹大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㊻大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㊺大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㊼大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㊻大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㊽大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㊼大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㊾大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㊽大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㊿大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㊾大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			
大塚	100g	㊿大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。		㊿大塚の皮をむき、色丁に漬けておく。			



【令和2年度 高等学校と連携した食育活動支援事業（県ホームページより抜粋）】

・ 学校給食における千産千消デーの取組

地域でとれる食材の活用や食文化等への理解促進のため、「千産千消デー」を設定し、地場産物を活用した学校給食を提供するとともに、その学校給食を生かした食育を推進します。



【「千産千消デー」の学校給食（県ホームページより抜粋）】



【食に関する学習ノート「いきいきちばっ子」】千葉県教育委員会作成
 「三食きちんと食べること」「栄養バランスよく食べること」
 「よく噛んで食べること」を共通のテーマとしています。
 これらの教材も活用し、児童生徒の食に対する理解を深めていきます。

ウ 食育の啓発と情報提供

- ・ 各教育事務所及び市町村に対し、食に関する知識や食生活の見直しに関するポスターやリーフレットを配布し、食育の啓発や情報提供を行います。

リンクB 人生を豊かにするスポーツの推進

施策1 ライフステージに応じたスポーツ習慣の定着と健康の増進

(1) 現状と課題

本県では、毎年10月をスポーツ推進月間と位置づけ、県有スポーツ施設の無料開放や、「スポーツで元気いっぱい！親子体験イベント」として親子を対象とし体験講習会・スポーツ教室を実施してきました。また、千葉県総合スポーツセンターでは、ちばスポーツフェスタや、総合型地域スポーツクラブ交流会「スポネットちば」を中心としたスポーツイベントを開催し、広く県民にスポーツに親しむ機会を提供してきました。しかし、令和元年度は秋の台風被害、令和2・3年度は新型コロナウイルスによる影響で、開催の中止又は実施方法の変更を余儀なくされました。

各地域のスポーツ活動の拠点として総合型地域スポーツクラブは県内36市町に86クラブが活動しています。会員の年齢構成を見ると、県全体では働き盛り・子育て世代は、子ども・高齢者に比べ低い傾向にあります。

令和3年度に実施した「県民の運動スポーツに関するアンケート調査」では、週1回以上のスポーツ実施率は、20～39歳が64.0%、40～59歳が58.1%、60歳以上は81.4%と最も高く、全年齢では62.5%となっています。

新しい生活様式による行動や活動に制限がある中、より身近な環境で、子どもから高齢者まですべての年齢層が、それぞれの生活において運動習慣の定着を図ることが課題です。

高齢化の状況では、令和2年の国勢調査によると、本県の65歳以上の人口は約173万人であり、高齢化率^{*}は、27.6となり4人に1人が高齢者となりました。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成30年3月推計）によると、今後、全国5位のスピードで高齢化が進み、令和7年には高齢化率が29.3%となると推計されています。さらに、本県の平均寿命は、平成27年は、男性が80.96歳、女性が86.91歳で、それぞれ全国16位、30位となっています。一方、令和元年の健康寿命^{*}は、男性72.61歳、女性75.71歳です。

平均寿命と健康寿命との間には、男女それぞれ約8年、11年の差があり、健康寿命を延伸する取組が求められます。県民一人ひとりが、高齢期においても、健康づくりや生きがいづくりなどを通して、健康で生き生きと暮らし続けられるかが大きな課題です。

(2) 目標・方向性（関連性）

新しい生活様式でのライフステージに応じたスポーツ習慣の定着と健康の増進を図るとともに、高齢者の健康づくり及び介護予防を推進します。

- ア 働き盛り・子育て世代のスポーツの更なる推進（リンクC・D・F）
- イ 総合型地域スポーツクラブに対する支援（リンクD）
- ウ シニアスポーツの推進（リンクC・D）

(3) 具体的な取組

ア 働き盛り・子育て世帯のスポーツの更なる推進

- ・ 「スポーツ推進月間」の実施

仕事や子育てでスポーツに親しむ時間のない人や、運動習慣がなく運動不足を感じている人が、スポーツに親しみ、運動習慣の定着を図るきっかけとなるよう、親子や県民誰もが参加できるイベントを各地で実施するとともに、県有施設の無料開放を実施します。

- ・ リーフレットの作成・配付

スポーツ習慣の定着と健康の増進を目的としたリーフレットを作成し、ホームページを活用した情報発信を行います。スポーツの意義や価値、スポーツイベントの紹介、簡単な運動など、スポーツに関わる情報を知ってもらい、県民のスポーツの生活習慣化を図ります。

- ・ ライフステージに応じたスポーツの情報発信

ライフステージに応じたスポーツの推進には、働き盛り世代、子育て世代、シニア世代など、必要な人のもとへ必要な情報を届けることが重要です。そこで、各種研修会や講習会を活用し、参加対象者に合わせて、その人に合ったスポーツの取組を紹介します。子どもと一緒にできるスポーツや生活の中で取り組めるスポーツ、障害の有無に関わらず楽しめるスポーツの他、各種イベントや健康づくりにつながる様々な情報を発信し、県民の体力づくりや自己有用感の向上を目指します。

イ 総合型地域スポーツクラブに対する支援（リンクDと関連）

- ・ 各地域のスポーツ活動の拠点となる総合型地域スポーツクラブへの支援を積極的に行っていきます。特にクラブ内の多世代交流を目指し、働き盛り・子育て世代の会員増加を関係機関や各市町村、各クラブと連携して取り組んでいきます。

ウ シニア・スポーツの推進

- ・ 老人クラブでのシニアスポーツ推進

「のぼそう！健康寿命、担おう！地域づくりを」のローガンのもと、健康寿命をのぼし、自立した生活、生きがいのある生活の実現を目指すこととし、仲間や地域の高齢者とともに継続的な健康活動に取り組むため、シニアスポーツの推進を行います。

- ・ ねんりんピック[※]への選手団派遣

人生のねんりんを重ね、豊かな知識と経験を積み、はつらつとした高齢者を中心として、あらゆる世代の人たちが楽しみ、交流を深めることができるスポーツ・

文化の祭典である「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」へ選手団を派遣します。

- ・ 千葉県福祉ふれあいプラザにおける介護予防に資する運動の場の提供
体力の低下した高齢者も安心して介護予防のための運動ができるよう、高齢者も使用しやすい運動機器や専門のスタッフを配置し、利用者一人ひとりにあった運動プログラムを提供し、運動支援を行います。



千葉県福祉
ふれあいプラザ



老人クラブ



【ねんりんピック開会式千葉県選手団入場】



【千葉県シニアスポーツ大会】

コラム③ 「知る」から広がる！！ 『多様化するスポーツとは・・・？』



運動・スポーツのとらえ方に近年変化が見られます。令和2年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」において、「この1年間実施した運動・スポーツについて」の上位は、①ウォーキング（散歩・ぶらぶら歩き・一駅歩きなどを含む）、②トレーニング、③体操、④階段昇降、⑤ランニング、⑥自転車・サイクリング、となっています。通勤途中や家事の合間のわずかな時間を利用して、継続できることを始めてみてはいかがでしょうか。

また、近年、スケートボードやBMXといったアーバンスポーツ^{*}やサーフィンなどのマリンスポーツも注目されています。興味・関心のあるものを行ってみると、新たな発見があるかもしれません。

施策2 多様化するスポーツライフの充実・発展

(1) 現状と課題

本県では、通勤の時の一駅歩きや自転車の利用、散歩、軽い体操やウォーキングなども幅広くスポーツと捉え、県民の運動実施率向上に取り組んできました。

県が実施した令和2年度「県民の運動・スポーツに関するアンケート調査」では、幼児期における運動遊びの実施率や、子育て世代・働き盛り世代のスポーツ実施率は、若干の上昇はみられるものの横這い傾向が続いているのが現状です。

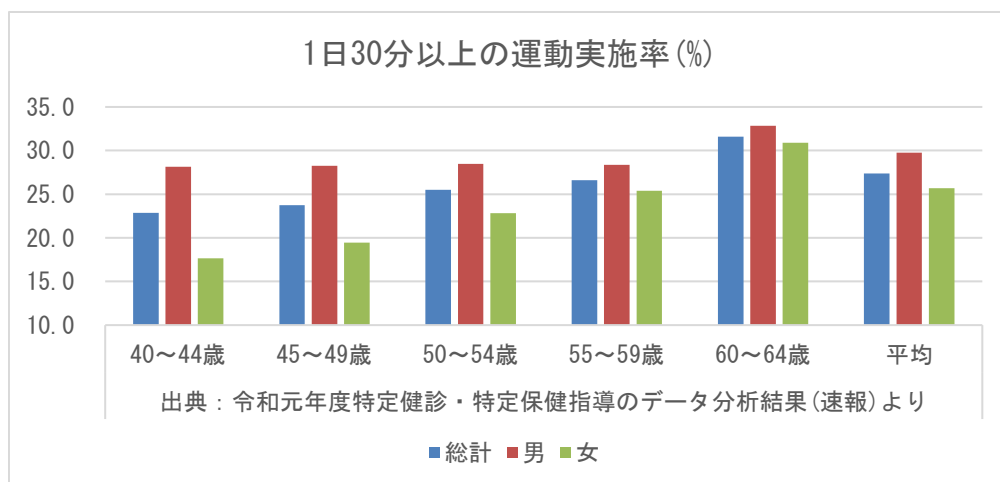
コロナ禍における運動機会の減少により体力低下が懸念され、また一方で健康意識の高まりが見られる中、子どもから高齢者まで、全ての県民が日常的に運動やスポーツに親しむことが求められます。

さらに昨今の研究により、運動をすることで循環器疾患や糖尿病などの生活習慣病の発生リスクが低減することが報告されています。（『健康づくりのための身体活動基準 2013』厚生労働省）

そのため、いつでも、どこでも、誰とでもスポーツに親しめるよう、体力や年齢、興味、関心、目的などニーズに合わせた情報の提供が必要です。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に注目された競技を含め、多様なスポーツに関する情報をより効果的に発信し、県民がスポーツに親しむ機会の拡大につなげていくことが重要です。

特定健診・特定保健指導のデータ集計結果（健康づくり支援課・40～64歳、速報）では、令和元年度、1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上1年以上継続して行っている人の割合は、全体の値で27.4%、男女別の値では男性全体の値が29.7%、女性全体の値が25.7%で、女性の方が低い傾向にあります。

また、年代別で見ると、40歳代で最も少なく、とりわけ40～44歳の女性は、17.6%と、調査対象である40歳以上の全世代の中で最も低い傾向にあります。



【年代別1日30分以上の運動実施率】

また、将来の介護予防や生活の質の維持の観点から、運動器*の機能低下により起こるロコモティブシンドローム*について、広く周知し、運動習慣を持ってもらうことで、運動機能を維持し、ロコモティブシンドロームの発症を予防する必要があります。ロコモティブシンドロームの認知度は、令和元年度の千葉県生活習慣に関するアンケート調査（健康づくり支援課）では「内容を知っていた」「言葉は聞いたことがあるが内容は知らない」を合わせた認知度では全体の値で44.4%、男女別の値では男性全体の値が39.9%、女性全体の値が48.0%であり、男女間の結果に開きがありました。

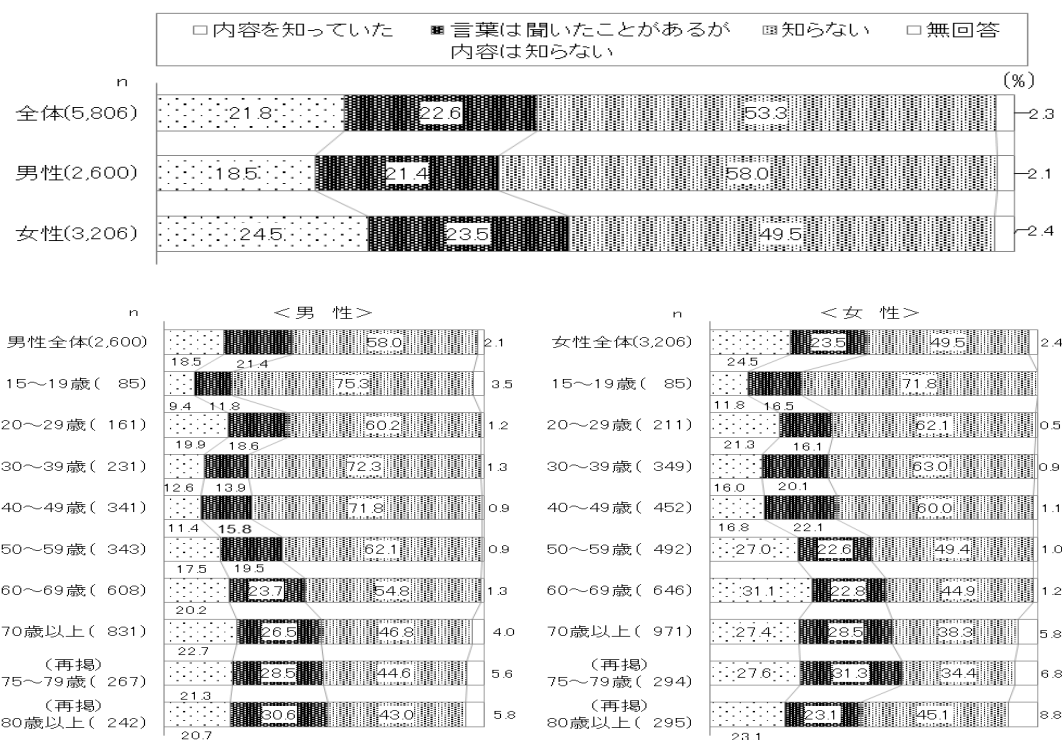
年代別で見ると、男性は50歳代まで男性全体の値を下回っています。また、30歳代で26.5%、40歳代で27.2%と、他の年代を大きく下回りました。女性では40歳代まで女性全体の値を下回っています。

そのため、男性では働き盛り世代に、女性では比較的若年層に向けてロコモティブシンドロームの認知度を向上させる必要があります。

健康づくりのための
身体活動



ロコモティブシンドローム
の予防



【ロコモティブシンドロームの認知度】

(2) 目標・方向性 (関連性)

日常的に多様なスポーツに親しみ、スポーツ習慣の定着と健康の増進を図ります。

ア 健康ちば21 (第2次)*の推進

イ 情報共有システムや様々な広報媒体を活用した情報発信の構築 (リンクC・D・F)

(3) 具体的な取組

ア 健康ちば21（第2次）の推進に係る各種啓発事業

- 先に述べた現状と課題を踏まえ、また、本計画の主題であるスポーツを「知る」ことにより「する・みる・ささえる」スポーツを推進するという観点から、ホームページ及び複数の媒体を通じた情報発信を充実させます。具体的には、運動による健康への影響や効果について積極的に県民に発信します。

また、気軽にできる体操や日常生活の中で活動量を増やす工夫について具体的な方法を県民に紹介します。さらに、ロコモティブシンドロームとその予防に関する知識の普及啓発を行います。



イ 情報共有システムの構築と情報発信

- 情報共有システムの構築

市町村の生涯スポーツ担当者研修会において、各地域の指導員の資質能力向上、ライフステージに合わせたスポーツの実施方法等について理解を深めます。また、各地域の好事例を実践発表で共有し、各市町村における生涯スポーツ推進へのきっかけを提供していきます。また、総合型地域スポーツクラブ情報交換会において、総合型クラブの取組状況や問題点を共有し、県内全域における活動を活性化していきます。

- スポーツイベント等の情報発信

県民が様々な側面からスポーツを「知る」ことができるよう、イベントの最新情報や、家庭でできる運動実施例等を効果的に発信する各種媒体を通じた広報活動を行っていきます。

- 多様なスポーツの情報発信

県民の日イベントや、10月に開催するスポーツフェスタなど、各種イベントを活用し、県民がスポーツについて知るコーナーを設け、近年注目されているアーバンスポーツやマリンスポーツなどを含め、多様なスポーツについての情報を発信します。映像を使って紹介したり、体験できるコーナーを設けたり、プロスポーツ団体や各種競技団体と連携した取組を行うことで、より効果的にスポーツの楽しさ・すばらしさを紹介します。

- スポーツ施設の情報発信

県民のニーズにあった施設をスムーズに検索できるよう各地域の施設情報を取りまとめ県ホームページに掲載します。

スポーツイベント



リンクC 誰もがともに楽しめるパラスポーツの推進

施策1 パラスポーツの推進

(1) 現状と課題

パラスポーツは、パラリンピックの創設者であるルートヴィヒ・グットマンの「失われたものを数えるな、残されたものを最大限に生かせ」という理念のもと、第1回目の東京パラリンピックを機に本格的に日本に入ってきました。

東京2020パラリンピック競技大会の開催を契機として、県民のパラスポーツへの関心が高まっている一方で、パラスポーツを体験したことがある人の割合や、障害のある人のスポーツ実施率は決して高くない状況にあります。(パラスポーツの観戦・体験をしたことがある：44%【令和3年度県民の体育・スポーツに関するアンケート調査】)

パラリンピックの開催効果を一過性のものとすることなく、一人一人が輝く共生社会の実現に向けて、パラスポーツの更なる推進に取り組んでいく必要があります。そのために、誰もが分け隔てなく、パラスポーツをともに楽しむことができ、さらには障害のある人が生き生きと自分らしくスポーツに参加できる環境を整備していくことが必要です。また、これまでの取組で芽生えてきた障害のある人のスポーツへの意欲を実際の参画につなげていく必要があります。

教育の現場では、特別支援学校と小・中・高等学校等との交流及び共同学習において、パラスポーツを学習内容に取り入れて実施する学校が増えています。今後も障害の有無に関わらず、ともにスポーツを楽しむことができるパラスポーツを通じて、障害のある人への理解や、生涯にわたってともにスポーツに親しむ環境整備が求められています。

(2) 目標・方向性(関連性)

パラスポーツを通じた共生社会へ向けての環境づくりを推進します。

- ア 共生社会に向けたアプローチの推進(リンクA・B・D・F)
- イ パラスポーツ参画人口の拡大(リンクA・B・F)
- ウ 障害のある人がスポーツに親しみやすい環境整備の推進(リンクD)

(3) 具体的な取組

- ア 共生社会に向けたアプローチの推進
 - ・ パラスポーツを通じた交流及び共同学習の推進
障害の有無に関わらず、ともにスポーツを楽しむ経験が継続して実施されるよう、特別支援学校と小・中・高等学校等との交流及び共同学習を推進します。また、特別支援学校の体育施設の開放やパラスポーツ競技用具の貸出し、パラスポーツの出前授業等を実施し、地域へのパラスポーツの普及に努めます。
 - ・ パラアスリート等による学校訪問の実施
県内の学校にパラアスリート等を派遣し、講演会や体験会を実施します。

- ・ パラスポーツフェスタの開催
 パラスポーツの普及や魅力発信、パラスポーツを通じた共生社会の実現を目的に、市町村等と連携し「パラスポーツフェスタ」を開催します。障害のある人もない人もパラスポーツを体験し、パラスポーツを通じて交流する機会を創出します。
- イ パラスポーツ参画人口の拡大
 - ・ パラスポーツ競技体験会への支援
 パラスポーツ競技団体が開催する障害の有無に関わらず参加可能なパラスポーツ競技体験会への支援を行うことで、パラスポーツ参画人口の拡大を図ります。
 - ・ 市町村地域で実施する取組への支援
 市町村地域で実施するパラスポーツ体験会等の支援を行うため、障害者スポーツ大会等コーディネーターを派遣します。
 - ・ 指導者講習会・研修会の充実
 障害のある人がいつでも、どこでもその特性に応じたスポーツ指導を受けられるよう、障害者スポーツ指導者を養成するための講習会や研修会の充実を図り、パラスポーツの地域への定着を図ります。
 - ・ パラスポーツの広報の強化
 より多くの人々がパラスポーツを知るきっかけとなるよう、県民だよりや県広報番組等各種メディアを活用したパラスポーツの広報の強化に取り組みます。
- ウ 障害のある人がスポーツに親しみやすい環境整備の推進
 - ・ 障害者スポーツ大会等のイベント開催及び選手団の派遣
 千葉県障害者スポーツ大会及び手をつなぐスポーツのつどい*の開催や、全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣により、障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を推進し、障害のある人の自立と社会参加の促進を図ります。
 - ・ パラスポーツ組織の整備
 パラスポーツは、競技組織体制の未整備や少ない競技人口等の課題があることから、パラスポーツの普及の充実に向け、支援体制の整備に努めます。
 - ・ 千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターの活用
 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動の拠点施設として、施設や競技用具の貸出を行うほか、独自のイベントや行事の展開による参加機会の充実を図るとともに、情報の収集と提供に努めます。
 - ・ 千葉県障がい者スポーツ指導者協議会との連携
 障がい者スポーツ指導者の活動の場づくりを推進するため、千葉県内における障がい者スポーツ指導者の総括団体である千葉県障がい者スポーツ指導者協議会との連携強化に努めます。



障害福祉に関する
研修・催し物



【令和3年度パラスポーツフェスタちばの様子】

施策2 パラアスリートへの強化・支援の推進

(1) 現状と課題

本県では平成27年度から継続してパラアスリートの強化・支援を行っております。その結果、東京2020パラリンピック競技大会では、千葉県ゆかりの選手41名中、強化指定選手37名が代表に選出されて大活躍し、金メダル4種目3名、銀メダル4種目5名、銅メダル9種目9名を含む32名が入賞するというすばらしい成績を収め、多くの人々にパラスポーツの魅力を知ってもらう良い契機となりました。

今後はデフリンピックやスペシャルオリンピックスに出場する選手も含め、千葉県ゆかりのパラアスリートを一人でも多く輩出することを目指すとともに、誰もがスポーツに親しむことができる共生社会の実現に向けて、パラアスリートの発掘、育成、強化への取組と環境の整備を充実させていくことが求められています。

(2) 目標・方向性（関連性）

パラアスリートの発掘・育成及び環境整備、競技力向上への支援に努めます。

- ア パラ競技組織の体制整備の推進及びパラスポーツ選手の掘り起こしと育成
(リンクA・B・F)
- イ パラアスリートの競技力強化の推進 (リンクE)

(3) 具体的な取組

ア パラ競技組織の体制整備の推進及びパラスポーツ選手の掘り起こしと育成

- ・ パラ競技組織の支援体制の充実

日本代表指定選手に一人でも多くの千葉県ゆかりの選手を輩出するため、関係機関と連携し、パラアスリートが所属するチームや団体の組織化を進め、協力体制の充実や活動場所、練習環境の整備を推進します。

- ・ 競技人口の増加に向けた取組

競技人口が少ない等、裾野の広さが課題であるパラスポーツにおいては、一人でも多く、県内のパラアスリートを日本代表指定選手に輩出するために、幅広く有望選手を募り、育てていく必要があります。障害のある人が競技への興味・関心を高め、競技に参加できる環境を作るため、関係部局と連携しながら競技体験会を開く等、認知度の向上を図ります。

- ・ パラスポーツにおける競技ボランティア、介助者や競技パートナー等の養成

パラリンピックにおいて実際にボランティア活動や介助、競技パートナー等に従事した人を講師として活用したり、各地域で実施しているボランティア体験講座のノウハウ等も活用したりしながら、パラスポーツ大会や競技会へのボランティアや介助者、競技パートナーの養成を目指します。

- ・ 共生社会におけるアスリート支援

競技種目の特性や障害のある人の程度や状態を踏まえながら、可能な限り健常者と障害のあるアスリート同士が同じ環境で一緒に練習したり、競技会や大会を開催したりすることにより、スポーツを通じて多様性と調和について理解を深め

一体となった強化が図れるよう、関係部局や競技団体と連携して取り組みます。

イ パラアスリーの競技力強化の推進

- ・ 合宿・遠征等への強化・支援

海外・国内の遠征や強化合宿、競技用具の整備、ジュニアナショナルチームの選考会や全国大会への派遣、運動能力測定や医療費助成、ドクターやトレーナーの派遣等の医・科学サポート等、パラリンピック出場に向けた強化活動を支援し、ジュニア世代選抜選手やパラアスリーの競技力の向上を図ります。

パラアスリート強化・支援事業



【パラバドミントン】



【パラ陸上競技】



【車いすラグビー】

コラム④ 「知る」から広がる！！ 『パラスポーツとは…？』



パラスポーツとは、既存のスポーツを障害のある人の要求に応じて修正したものが多いですが、独自に考案されたスポーツもいくつか存在します。

東京2020パラリンピック競技大会でも実施された「ボッチャ」もその一つです。

ボッチャは、千葉県立特別支援学校の教員が、ヨーロッパでの脳性麻痺患者の国際大会出席時に出会い、授業に取り入れようと持ち帰ったのが最初と言われています。「赤」又は「青」の皮製のボールを投げ、「ジャックボール」と呼ばれる「白い」目標球にどれだけ近づけられるかを競います。

パラスポーツの体験会等は県内でも開催されますので、パラスポーツの魅力を実際に感じてみてはいかがでしょうか。

リンクD スポーツ環境の整備・充実

施策1 人材の育成

(1) 現状と課題

本県では、地域のスポーツ指導者養成を目的として、生涯スポーツ公認指導員（社会体育公認指導員）・スポーツリーダー・クラブマネージャー・公認障害者スポーツ指導者養成講習会等を開催しています。令和4年3月末現在で、生涯スポーツ公認指導員640名、スポーツリーダー122名、クラブマネージャー443名、公認障害者スポーツ指導者814名が公認スポーツ指導者として登録されています。

しかしながら、地域スポーツ指導者の高齢化や固定化が進み、新たな指導者の確保が求められます。指導者を発掘・養成する講習会の開催と併せて、効果的に活用するための情報発信を行うなど、指導者を活用する仕組み等の整備を図ることが必要です。

また、スポーツ分野での表彰については、県民栄誉賞をはじめ、知事表彰、教育奨励賞顕彰、体育・スポーツ功労者等顕彰（教育長顕彰）等があります。特に体育・スポーツ功労者等顕彰については、生涯スポーツ功労者・生涯スポーツ優良団体・優秀スポーツ選手（個人・団体）を毎年表彰しており、世界大会や国体、全国大会等で功績の顕著な個人や団体を優秀スポーツ選手として表彰しています。

全県規模の各種スポーツ大会、障害者スポーツ大会において優秀な成績を収めた選手並びに、学校体育や生涯スポーツの普及・発展に貢献した体育・スポーツ関係者及び団体を表彰することで、県民がスポーツに親しむ意欲の向上を図ることは重要であり、時代に即した表彰内容の見直しが必要です。

(2) 目標・方向性（関連性）

スポーツ指導者の養成と指導力の向上、指導者の有効活用を推進します。

ア スポーツ指導者の養成・資質の向上（リンクA・B）

イ 表彰制度の活用（リンクC・E）

(3) 具体的な取組

ア スポーツ指導者の養成・資質の向上

- ・ 指導者養成講習会の実施

県で養成してきた「生涯スポーツ公認指導員」や「スポーツリーダー」「クラブマネージャー」「公認障害者スポーツ指導者」講習会の実施時期や、実施方法、講座内容、募集方法等の見直しや、県民への周知方法等の検討を行います。

県スポーツ協会や県障がい者スポーツ協会、各競技団体等と連携・調整を図り、指導者養成講習会の在り方について検討します。

また、各研修会においては、新しい生活様式における安全安心なスポーツの楽しみ方や、「する・みる・ささえる」スポーツを更に推進していくためにスポーツの価値などを知らせていくことが重要であることを発信していきます。

- ・ 指導者の資質の向上の推進

子どもから高齢者、初心者からトップレベルの競技者等、地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベル等に応じて、いつでも活動できるようにするため、これまで県が育成した指導者を含め、地域スポーツ指導者の育成や資質の向上を目指します。

また、スポーツにおけるけがや事故防止に併せて、指導上の過失やそれに伴うけが、事故への対応、心肺停止等の事故に備えた AED の配備と操作の仕方、連絡システムの確認等、スポーツ指導者としての危機管理能力を高めるとともに、安全に対する意識の啓発や事故発生時の迅速な対応のための講習会等を開催し、地域スポーツ指導者の資質の向上を図ります。

さらに、県内外の優れた講師の招聘や、大学及び競技団体等との連携・協力により、指導者の育成を図ります。

- イ 表彰制度の活用

- ・ 要項や受賞者紹介等、表彰制度の周知

ホームページや広報誌等を活用し、周知の徹底に努めます。

- ・ 千葉県知事表彰

千葉県表彰規則第 2 条に基づき、本県の教育、学術、文化若しくはスポーツ振興又は青少年の健全な育成に貢献し、その功績が顕著な方を顕彰します。

- ・ 生涯スポーツ功労者・生涯スポーツ優良団体の表彰

スポーツ基本法第 20 条及び教育長顕彰規程に基づき、本県スポーツ振興に功労のあった方を顕彰します。

- ・ 競技力向上推進本部表彰

国民体育大会において、3 位入賞までの選手及び監督を表彰します。

- ・ いきいきちばっ子コンテスト

「遊・友スポーツランキングちば」の表彰を行います。

スポーツ指導者養成



【令和 3 年度県知事表彰】

(1) 現状と課題

千葉県総合スポーツセンター（以下、「県総合スポーツセンター」という）の施設は、昭和48年の「若潮国体」のメイン会場として使用されました。その後は、東総運動場、国際総合水泳場も含め、平成17年の「千葉きらめき総体」や、平成22年の「ゆめ半島ちば国体」でも使用され、県の中核的スポーツ施設*や広域的スポーツ施設*としての役割を担っています。

施設の多くは昭和40年代に整備されており、建築後50年以上経過しているため施設や設備の老朽化が進んでいます。

今後は、体育施設も含め、多数の方が集まる施設には、耐震化を含めた防災上の観点からの整備が求められていますが、耐震改修と併せて施設全体の長寿命化の検討が喫緊の課題になっています。

また、体育館は、令和元年に千葉県を襲った台風15号により屋根を破損したため利用を停止しており、再整備に向けた手続きを進めています。一方、国際総合水泳場は、開場から20年以上が経過し、機械設備の老朽化が見られます。類似施設の改修例を参考に、改修計画の検討を行います。

さらに、競技ルールの改正等による新たな仕様・基準に適合していないものや、高齢者や障害のある人への対応、多様化・高度化するスポーツ・レクリエーションニーズへの対応等射撃場や東総運動場も含め各施設で課題を抱えています。

県立学校体育施設開放事業では、広くスポーツの健全な普及・発展を図ることを目的に実施しており、スポーツ活動を通じて地域住民の交流を生むコミュニティの場としても大きな役割を担ってきました。また、市町村においても公立小中学校の体育館やグラウンド等の施設開放が推進され、スポーツを楽しむ場が広く地域に提供されています。

令和3年度は、学校開放68校を指定校として事業が行われました。なお、指定校以外でも学校独自で開放事業を行っている学校もあります。

本事業の運営面では、施設の管理や利用団体との日程調整、新型コロナウイルス感染症への予防対策等、様々な課題を抱えています。指定校の教育活動を優先しながら、教育施設の有効活用を念頭におき、利用方法や開放状況等の情報を積極的に発信し、学校という貴重な資源を地域全体で共有するという考え方を更に広めていくことが求められます。

(2) 目標・方向性（関連性）

耐震化・バリアフリー化の推進と老朽化施設の再整備・機能向上を図り、安全安心にスポーツができる環境を提供するとともに、県立学校体育施設の有効活用を推進します。

ア 施設・設備の整備と有効活用（リンクB・F）

(3) 具体的な取組

ア 施設・設備の整備と有効活用

- ・ 総合スポーツセンター施設整備事業
施設を安全かつ快適に一般公衆の利用に供するため、耐震化・バリアフリー化の推進と老朽化施設の再整備・機能向上を図り、必要な施設整備を計画的に行います。
- ・ 総合スポーツセンター体育館整備事業
台風被害により利用停止中の体育館を建て替えるため、本県の競技力向上の拠点となるスポーツ施設として整備ができるよう競技団体の意見を聞きながら検討を進めます。
- ・ 公園施設長寿命化対策支援事業
県が管理する運動施設の定期点検を確実に実施するとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、効率的・効果的に補修、改築、更新等を実施し、安全安心にスポーツができる環境を提供していきます。
- ・ 県立学校体育施設開放事業
県民の生涯スポーツの推進、県内のスポーツの振興・普及を図るために、県立学校の体育施設を開放し県民に広くスポーツをする機会と場所を提供します。



千葉県公園施設
長寿命化計画



スポーツ施設

コラム⑤ 「知る」から広がる！！ 『 総合型地域スポーツクラブとは・・・？ 』



本県における総合型地域スポーツクラブの主な定義として、

- クラブの理念、活動計画、予算が明確
- 世代間交流として2世代以上の会員が所属(幼少・少年・青年・壮年・老年)
- 最低でも2種目を備えている
- 定期的な活動場所が確保されている などがあります。

本県には、令和3年4月1日現在、36市町に86クラブが設置され、地域住民の自主的・主体的な活動が行われています。会員数は、約20,000人となっています。

【教育委員会所管※】

教育委員会では、県民の健康・体力の増進と、スポーツ選手の育成・強化を目的として、以下の施設を設置しています。

施 設	完 成	経過年数	備 考(所在)
千葉県総合スポーツセンター			(千葉市稲毛区天台町)
・スポーツ科学センター	平11年 3月	22年	
・陸上競技場	平17年 2月 大規模改修	16年	第1種公認競技場 昭41年3月 完成
・第2陸上競技場	昭41年10月	55年	第3種公認競技場
・野 球 場	令 2年 1月 全面改修 令 4年 4月 照明塔設置	53年	野球場1面 昭43年7月完成
・軟式野球場	平24年 3月 全面改修	9年	軟式野球場1面 昭43年3月 完成
・ソフトボール場	平24年 3月 全面改修	9年	ソフトボール場1面 昭43年3月 完成
・庭 球 場	昭41年10月	55年	砂入り人工芝舗装 16面
・サッカー・ラグビー場	昭45年 3月	51年	サッカー場・ラグビー場兼用2面
・体 育 館	昭47年 4月	49年	コート2面(バレー・バスケ)
・弓 道 場	昭47年 3月	49年	近的10人立・速的6人立
・武 道 館	昭56年 3月	40年	第1道場・第2道場
・宿泊研修所	昭42年 6月	55年	
千葉県総合スポーツセンター			(千葉市若葉区小間子町)
・射 撃 場	昭46年11月	50年	SBR射場・AR射場・BR射場
千葉県総合スポーツセンター			(旭市清和乙)
・東 総 運 動 場	平13年 9月	20年	第2種公認競技場・ 庭球場8面・多目的広場
千葉県国際総合水泳場			(習志野市茜浜)
	平 8年 5月	25年	メイン・サブ・飛込・初心者用プール

※庁内の組織見直しにより、令和4年度以降、教育庁所管体育施設は、スポーツ・文化局所管となります。



【国際総合水泳場】



【スポーツ科学センター】

【県土整備部所管】

県土整備部では、県民の健康運動、レクリエーションの場となり心身の健康増進を目的として、以下の施設を設置しています。

施設	完成	経過年数	備考(所在)
青葉の森公園			(千葉市中央区青葉町)
・陸上競技場	平 2年 3月	31年	第3種公認競技場
・野球場	昭61年 3月	35年	野球場1面
・庭球場	昭62年 3月	34年	砂入り人工芝舗装8面
・弓道場	昭62年 3月	34年	近的6人立・遠的8人立
柏の葉公園			(柏市柏の葉)
・総合競技場	平 9年 7月	24年	第2種公認競技場
・野球場	平23年 3月	10年	野球場1面
・庭球場	平16年 3月	17年	砂入り人工芝舗装8面
・コミュニティ体育館	平 3年 3月	30年	アリーナ・トレーニングルーム
・多目的広場	平18年 6月	15年	
蓮沼海浜公園			(山武市蓮沼)
・野球場	昭53年 4月	43年	野球場1面
・庭球場	平 2年 3月	31年	砂入り人工芝舗装20面
・小体育館	昭55年 3月	41年	
・スポーツ広場	昭55年 3月	41年	ローラースケート場、サッカー場
長生の森公園			(茂原市押日)
・野球場	平15年 3月	18年	野球場1面
・庭球場	平16年 3月	17年	砂入り人工芝舗装8面
・ゲートボール場	平17年 3月	16年	天然芝6面
・多目的広場	平31年 3月	2年	
館山運動公園			(館山市藤原)
・野球場	昭58年11月	38年	野球場1面
・少年野球場	昭62年12月	34年	少年野球場1面
・庭球場	昭59年 8月	37年	砂入り人工芝舗装9面
・体育館	平 2年 3月	31年	アリーナ・トレーニングルーム
・多目的運動場	昭58年 3月	38年	
富津公園			(富津市富津)
・庭球場	昭54年 3月	42年	砂入り人工芝舗装8面
・多目的運動場	昭41年 2月	55年	
・水泳場	平 3年 2月	30年	

これらの施設では、民間のノウハウを活用した公園利用者へのサービスの向上及び経費節減を目的に指定管理者制度を導入し、公園の管理運営を民間事業者へ委任しています。

施策3 誰もがスポーツに参加できる組織基盤の充実・発展

(1) 現状と課題

地域住民が主体的に運営し、地域の特性やニーズに応じて、住民の日常的なスポーツ活動の場となる総合型地域スポーツクラブ*（以下「総合型クラブ」）の設立・活動支援事業を行っています。また「広域スポーツセンター*」では、千葉県スポーツ協会（以下「県スポーツ協会」）と連携しながら、未設置市町村への設立支援（量的拡大）、総合型クラブへの活性化支援（質的向上）、総合型クラブ間のネットワーク強化（交流）、県民・スポーツ指導者への広報・啓発活動、支援体制の再構築に取り組んでいます。

令和3年4月1日現在で、県内には36の市町に86の総合型クラブが設立され、地域のスポーツ活動、コミュニティづくりの拠点として「いつでも・どこでも・誰とでも・いつまでも」という理念のもと、延べ20,000人を超える会員が活発に活動をしています。一方で、会員や財源、指導者の確保に悩む総合型クラブもあります。

また、県民の総合型クラブの認知度は15%前後で、低い水準にあります。

全国的に人口減少・少子高齢化が進み、地方創生を見据えた社会にあって、総合型クラブは、学校体育の支援、学校部活動やスポーツ少年団との連携、パラスポーツへの取組等、様々な役割が期待されています。

地域スポーツ環境の整備を一層推進するため、県・市町村・学校・スポーツ関係団体等の連携を更に強め、新規総合型クラブの設立や既存総合型クラブの更なる発展を（登録・認証制度）地域の現状を把握し、支援していくことが求められます。

スポーツ情報提供面では、県ホームページやメールを使って、県内の体育・スポーツについて最新の情報を発信しています。各関係機関等のホームページとリンクを進め、より分かりやすく情報を提供していくことが今後の課題です。

県スポーツ協会、県小中学校体育連盟（以下「県小中体連」）、県高等学校体育連盟（以下「県高体連」）、県高等学校野球連盟（以下「県高野連」）、千葉県特別支援学校体育連盟（以下、「県特支体連」という）への共催・補助金事業においては、各協会、連盟が児童・生徒の高い水準の技能や記録に挑戦する大会を運営する中で、スポーツの楽しさや喜びを体感させ、豊かな学校生活を経験させる上で有効でした。今後も連携を強化する中で、よりよい成長が期待されます。

(2) 目標・方向性（関連性）

誰もがスポーツに参加できる組織基盤の充実・発展を図ります。

- ア 総合型地域スポーツクラブに対する支援（リンクB・F）
- イ 情報共有と発信の推進（リンクB・F）
- ウ 体育・スポーツ関係団体との連携・協同（リンクA・F）

広域スポーツセンター
総合型地域スポーツセンター



(3) 具体的な取組

- ア 総合型地域スポーツクラブに対する支援
- ・ 総合型クラブの設立支援・活性化支援・ネットワーク強化・広報活動・未設置市町村での設立に向けて、クラブアドバイザー（県スポーツ協会）・市町村生涯スポーツ担当部局・関係スポーツ団体・近隣市町総合型クラブ関係者と連携をし、総合型クラブ設立希望団体や未設置市町村への訪問・活動支援を行います。



【総合型クラブ情報交換会】

既存クラブに対しては、学識経験者や専門知識や資格を持つ指導者の紹介・派遣、クラブ運営の中心となるクラブマネジャーの養成、指導者情報の提供等を通して、総合型クラブの活性化支援を行います。

また、情報交換会やスポーツ交流大会等を開催することで、クラブ間の更なるネットワーク強化に向けた支援を行います。また、県スポーツ協会と連携し、「県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」の活動を支援することで、総合型クラブの更なる発展と地域スポーツの環境整備を推進します。

さらに、総合型クラブの理念や実際の活動の様子をホームページやリーフレット、クリアファイル等の様々な媒体を通して、県民に広く広報・啓発を行います。

- ・ パラスポーツへの取組を推進
パラスポーツに取り組む総合型クラブの事業を、県障がい者スポーツ協会等と連携して支援します。
- イ 情報共有と発信の推進
- ・ スポーツ関係団体との情報共有と情報発信の推進
県スポーツ協会、県スポーツ推進委員連合会、県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、県レクリエーション協会、県障がい者スポーツ協会等との情報共有・情報発信を行うことで、連携の構築を図ります。
総合型クラブ設立・活動支援に関する助成金事業や国の委託事業等の情報を、積極的に提供します。
また、各スポーツ団体のガバナンス*を強化し、持続可能な団体運営を実施できるよう、好事例やエビデンスの情報提供を通じて、情報共有・連携を促進していきます。
 - ・ 県スポーツ施設指定管理団体への情報提供
千葉県スポーツ施設指定管理団体が開設しているホームページへ情報提供を行い、最新の情報が入手しやすくなるよう努めます。
- ウ 体育・スポーツ関係団体との連携・協同
- ・ 千葉県スポーツ協会の充実と発展

県スポーツ協会は、県内の各種アマチュア競技団体、地域団体、学校体育団体、スポーツ少年団で組織される本県のスポーツを統括する団体です。本協会は、「各競技会の開催及び共催・後援」「競技力の向上」「生涯スポーツの振興」「スポーツ

指導者の養成」「体育功労者の表彰」「スポーツ少年団の育成」「スポーツ施設の管理運営」等広範囲にわたって事業を展開しており、本県のスポーツ推進の中核を担っています。そのため、各種事業の推進や事業成果の把握等が効率的に推進できる体制の整備・充実を、市町村や関係団体と連携して支援します。

- 千葉県スポーツ推進委員連合会の充実

本連合会は、スポーツ基本法に基づき、市町村教育委員会が委嘱するスポーツ推進委員等で組織される地域スポーツ推進の中核団体です。実技指導の他に、総合型クラブの創設・育成では、地域住民と行政とをつなぐコーディネーターとしての役割を担っているため、研究大会や指導者研修会の開催を通してスポーツ推進委員の資質向上と活動の活性化を更に進めていきます。

- 学校体育団体の充実

県小中体連、県高体連、県高野連、県特支体連は、学校における体育・スポーツの推進を通して、児童・生徒の心身の健全な育成と各競技種目の競技力の向上に取り組んでいます。今後も運動部活動を中心とした児童・生徒のスポーツ環境の整備・充実を図るとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ人づくりの基盤整備、国によるトップレベル競技者の育成支援等においてスポーツ推進委員や総合型クラブ等とも連携し、外部指導者の活用等、相互の機能充実を図ります。

- 千葉県レクリエーション協会の充実

本協会は、レクリエーションの総合的な普及・推進に努め、県民の心身の健全な発達と明るく豊かな社会生活づくりに取り組んでいます。多様化する県民のスポーツニーズに対応できるようニュースポーツ等の指導者の育成を検討する等、今後もスポーツ・レクリエーション関係団体と連携を強め、スポーツ・レクリエーション普及のため指導者の育成や資質向上等活動の充実を図ります。

- 千葉県障がい者スポーツ協会との連携

障害のある人のスポーツの普及・推進を担う県障がい者スポーツ協会に対して、関係競技団体と連携のもと、指導者の養成や競技会の運営を支援します。また、総合型クラブが主催するパラスポーツイベントや教室等、普及活動や競技力の向上を支援します。



【総合型クラブパラスポーツ普及事業】



【スポーツ推進委員連合会研修会】

リンクE 競技力の向上とクリーンでフェアなスポーツの推進

施策1 選手の発掘・育成・強化及び指導者の養成・資質向上

(1) 現状と課題

本県では、平成22年第65回国民体育大会（以下、「ゆめ半島千葉国体」という。）及び平成17年度全国高等学校総合体育大会（以下、「千葉きらめき総体」という。）において好成績を収めることを目的として、平成14年に「千葉県競技力向上推進本部」（以下、「県推進本部」という。）を設立し、競技力向上の計画的な取組を開始しました。

これにより、競技水準は大きく引き上げられ、「千葉きらめき総体」では、過去最高の入賞者を輩出するとともに、国民体育大会においても、平成19年第62回秋田国体8位、平成20年第63回大分国体6位、平成21年第64回新潟国体6位と着実に成果を上げ、37年ぶりに開催された「ゆめ半島千葉国体」では本県史上初の天皇杯・皇后杯獲得による完全優勝を達成し、選手と地域が一体となって「日本一」を味わい、県民に大きな感動を与えました。

「ゆめ半島千葉国体」終了後も「県推進本部」を存続し、令和元年第74回茨城国体では、男女総合7位に入賞し、平成27年和歌山国体から5年連続入賞、女子総合も7位に入賞し、平成21年新潟国体から11年連続入賞となっております。

年	回	開催地	男女総合成績（天皇杯）		女子総合成績（皇后杯）	
平成29年	72	愛媛	第8位	1531.5点	第6位	842.5点
平成30年	73	福井	第5位	1708.5点	第7位	830.0点
令和元年	74	茨城	第7位	1470.5点	第7位	801.5点
令和2年	75	鹿児島	—	—	—	—
令和3年	76	三重	—	—	—	—

※新型コロナウイルスの影響により、鹿児島国体は延期、三重国体は中止となりました。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、千葉県ゆかりの選手として、オリンピック代表18競技56名、パラリンピック代表17競技41名が選出されました。

高校総体については、平成29年度に個人団体合わせて110の入賞を記録しました。また平成30年度は121の入賞を記録し、さらに令和元年度は123の入賞を記録しました。特に平成30年度は、男女合わせて7つの団体競技で優勝しました。令和2年度「魅せる躍動 北関東総体」は、新型コロナウイルスの影響により中止となりました。

本県で育った選手が日本、そして世界で活躍することは、県民に感動や勇気、希望、誇りを与えます。これまでの取組の成果をしっかりと引き継ぎ、本県の競技力の恒常的な維持・発展を目指し、さらに選手の発掘・育成・強化及び指導者の養成・資質向上に取り組むことが課題です。



【茨城国体 現地激励会】

(2) 目標・方向性（関連性）

個々の選手及びチームの競技力向上を推進します。

- ア 国民体育大会入賞に向けた選手強化（リンクA）
- イ 未来のアスリートの発掘・育成・強化（リンクA・C）
- ウ 世界で活躍する選手の強化・支援（リンクF）
- エ 指導者の養成・確保・資質向上と適正配置（リンクA・D）

(3) 具体的な取組

ア 国民体育大会入賞に向けた選手強化

- ・ 国体選手強化・サポート事業

国体出場選手強化のために、強化練習会、強化合宿、県外遠征、招聘試合、トップコーチの招聘を実施します。また、大会期間中に監督と一体となって指導に当たるコーチ等の派遣を行います。さらに強化コーチ養成支援により、コーチの育成・資質の向上を図ります。

イ 未来のアスリートの発掘・育成・強化

- ・ ちばジュニア強化事業

素質のある選手の早期発見と年齢・競技種目等に応じた計画的・継続的指導を行い、優秀選手の育成・強化を図るためのスポーツ教室、地区別練習会、中央（拠点）練習会、強化合宿等を行います。また、強化型別支援や新たな強化拠点づくりを継続して行います。さらにジュニア層の強化につながる関東大会、全国大会、国際（交流）大会等の支援を行うと同時に、高等学校体育連盟、小中学校体育連盟等の関係機関と連携しながら事業を推進していきます。

- ・ WPN（ワールドクラス・パスウェイ・ネットワーク）※の活用

独立行政法人日本スポーツ振興センターと連携し、選手の発掘・育成に関するあらゆる情報の収集や共有をはじめ、会議での指導助言、研修会の開催等の活動を通じて、県内代表選手から世界で活躍する選手への道筋を構築していきます。

ウ 世界で活躍する選手の強化・支援

- ・ オリンピックアスリート強化・支援事業

サーフィン競技やスケートボード競技等、国体競技ではないが、オリンピックにて実施される競技・種目のトップ選手への支援を行い、オリンピックにおける本県ゆかりのメダリストを輩出することで、県内の競技力の更なる充実を図るとともに、県民に夢と感動を届けます。

エ 指導者の養成・確保・資質向上と適正配置

- ・ 各競技団体や関係機関と協力しながら、指導者の養成・確保が促進されるよう組織的な取組を行います。また、スポーツ・インテグリティ※の推進・促進のために、若手指導者の資質向上を目的とした、若手指導者養成研修等を支援します。指導者の適材適所の配置について、関係機関、団体及び企業等に協力を求め、積極的に促進します。特に専門的な指導ができる職員の配置については、長期的な視野に立って適切に行われるよう協議します。また、人材発掘を積極的に行うと同時に、学校運動部活動における外部指導者の導入を促します。

施策2 競技力向上のための環境整備

(1) 現状と課題

本県では、競技団体の要望や課題等を踏まえながら、競技用具等の整備を進めています。選手強化に必要な競技用具等を整備し、練習条件を整えることは、競技力向上に欠かせません。特に競技規則の改正に伴う競技用具や仕様の変更の他、セーリング艇・カヌー艇等の高額で特殊な競技用具については、財政的支援による計画的な整備が求められています。

また、国民体育大会入賞に向けた競技力向上を図るために、有力な選手・監督の所属先や、スポーツ活動を推進する企業・大学・総合型クラブ等と連携することは大変重要です。より多くの有力な選手・監督やスポーツ団体等と連携を図り、その活動を側面から支援するとともに、国民体育大会への理解を求め、協力体制を構築することは、一貫した選手強化を推進する上でも重要な課題です。

さらに、強化練習を行う際には、専門的な練習が可能な施設・設備が長期的に確保されていることに加え、選手が集まりやすい場所等、地理的な条件も重要となってきます。それらを踏まえ、各学校の施設や公共スポーツ施設を優先的に利用できる方策を進めています。一方で、県民のスポーツニーズの高まりにより、選手強化と愛好者による大会等とのバランスのとれた利用も求められています。

強化選手、特にジュニア選手は、小学校高学年から高校生まで幅広い年代であり、学校、保護者の理解と協力なくしては、順調な活動が望めません。県全体の競技力向上の底上げを図るために、ジュニア選手の強化は欠かせません。長期的に安定した国民体育大会入賞を果たしていくために、児童生徒が強化活動へ参加する場合の理解促進が重要な課題です。

また、令和2年度鹿児島国体、令和3年度三重国体と、2年連続で国民体育大会が延期及び中止となり、新型コロナウイルスの感染拡大は社会のシステムや人々の生活に大きな影響を及ぼしています。今後も強化練習会や合宿等の強化活動が実施できない状況が続く恐れがあります。そのような状況の中でも、次の大会等に向けた新しい強化様式の整備が求められています。

(2) 目標・方向性（関連性）

計画的に競技用具の整備を進めるとともに、トップチームを支援し、競技団体の強化環境を整えます。

- ア 競技用具等整備事業（リンクD）
- イ トップチーム支援事業（リンクF）
- ウ 公共スポーツ施設の有効活用（リンクD）
- エ 選手・指導者の参加条件の整備（リンクA）
- オ ICTを活用した新しい強化様式の整備（リンクD）

(3) 具体的な取組

ア 競技用具等整備事業

- ・ 競技会運営のための施設・競技用具の整備を考慮しながら、競技力向上のための競技用具等の整備を段階的・計画的に行います。

イ トップチーム支援事業

- ・ 本県において各競技の主軸となる競技力を有する企業等のチームをトップチーム団体に指定し、その主体的な強化活動の支援を行います。

ウ 公共スポーツ施設の有効活用

- ・ ジュニア選手や県選抜チーム・選手が効果的・効率的に練習することができるよう、公共スポーツ施設等の優先的使用について、理解と協力を得るよう努めます。

エ 選手・指導者の参加条件の整備

- ・ 競技力向上事業の推進に当たっては、児童生徒や教員の学校教育活動に支障をきたさぬよう十分配慮しながら、所属長に理解を得られるよう努めます。

オ ICTを活用した新しい強化様式の整備

- ・ 新しい生活様式に対応したオンライントレーニングや、オンラインミーティングを行えるようICT環境を整備していきます。



競技力推進本部

競技用具等整備事業



【セーリング競技 セーリング艇】



【カヌー競技 カヌー艇】



【ライフル射撃競技
ビームライフル銃】

施策3 スポーツ医・科学の積極的な活用

(1) 現状と課題

本県は、平成11年3月、県総合スポーツセンターにスポーツ医・科学の拠点である「スポーツ科学センター」を設置しました。そこで、県スポーツ協会スポーツ医事・科学研究委員会と協力し、選手・指導者を対象とした「スポーツ科学講座」の実施や、国民体育大会へスポーツドクター^{*}・アスレティックトレーナー^{*}を派遣するなど、強化現場を直接サポートする体制を充実させています。

また、選手の体力測定や栄養状況調査の実施、効果的・効率的な練習やけがの予防のため、スポーツ科学センターにおける選手の体力・能力等に関するデータの集積と、そのデータに基づく練習プログラムの作成等を計画的に進め、選手、指導者、保護者等に効果的なトレーニング方法、けがの予防方策、食生活の在り方などについて指導・助言し、競技力の向上に貢献しています。

今後は、これまでの取組を継続することに加え、多様化する現場のニーズに対応できるアスレティックトレーナー、サポートスタッフを育成し、スポーツ科学センターの機能を最大限に活用し、競技の特性や競技者の実情に応じた、競技力向上支援システムを確立していく必要があります。

また、安定した国民体育大会入賞を継続するために、成年女子の得点力アップにフォーカスした、女性アスリート強化のための支援策を構築する必要があります。

さらに、令和2年度鹿児島国体、令和3年度三重国体と、2年連続で国民体育大会が延期及び中止となり、選手や監督、競技団体の精神的ダメージの回復と、これからの競技力向上に向けた取り組みを支援するために、メンタルトレーナーの活用を充実させていく必要があります。

(2) 目標・方向性（関連性）

効果的な選手強化のためにスポーツ医・科学の活用を推進します。

ア マルチコンディショニングサポート事業（リンクC）

(3) 具体的な取組

ア マルチコンディショニングサポート事業

- ・ 基礎能力測定・障害相談・栄養相談の実施

スポーツドクター・アスレティックトレーナーによる測定データ解析を実施し、指導者等にフィードバックするとともに、指導者が効果的なトレーニング方法、けがの予防方策等に活用できるような知識や技能の充実を図ります。また、選手の栄養状況調査などを計画的に進め、選手、指導者、保護者等に食生活の在り方等についてサポートする体制を確立します。さらに、スポーツ科学センターの機能の充実と、より専門的な科学的データの蓄積を図ります。

- ・ スポーツドクター・アスレティックトレーナー等の派遣

県スポーツ協会スポーツ医事・科学研究委員会から推薦されたスポーツドクター・アスレティックトレーナーを国民体育大会や強化活動等に派遣し、選手の健

健康管理、障害予防、スポーツ外傷の応急措置、リハビリテーション等に対応します。また、競技団体が独自にコンディションアップできるように支援します。

- メディカルチェックの実施

国体選手の健康管理のため、メディカルチェック（健康診断票による問診・MRI検査等）を実施します。

- ドーピング防止啓発活動の普及

クリーンでフェアなスポーツの推進と、スポーツ・インテグリティ[※]の推進・促進のために、スポーツファーマシスト[※]を活用し、アンチ・ドーピングについての理解を深め、ドーピング防止の教育・啓発活動を推進・促進していきます。また、国民体育大会出場選手・監督を対象とした、アンチ・ドーピング研修・講習会を実施します。

- 女性アスリート強化・支援の充実

女性アスリートに必要なスポーツ医・科学サポートや、コンディション等に関する研修・講習会、スポーツに関する相談会を実施します。また、育児との両立を図りながら、競技力の向上を可能にしていくための環境づくりを整備していきます。

- その他の活動

強化練習会、強化合宿、県外遠征、招聘試合等において新型コロナウイルス感染者を発生させないために、競技団体ごとに感染防止対策マニュアルの作成及び見直しを行い、感染防止対策を支援していきます。また、感染拡大防止の観点から競技会等の中止が相次ぐ状況のため、メンタルトレーナーの活用を充実させ、モチベーションアップを図るための支援をしていきます。



【アンチ・ドーピング研修会】

施策4 組織・調査等の充実

(1) 現状と課題

本県では、「千葉県競技力向上推進本部」を競技力向上推進の中核的組織として設置し、各種施策を展開しています。本部長は、県副知事、委員には県議会議員や学識経験者等、県内各界から幅広く御協力をいただいております。本部会議には3つの専門部会が置かれ、総務企画部会は、予算、決算、総合計画等、普及育成強化部会は、選手の育成・強化、指導者の養成・確保等、パラアスリート部会は、パラアスリートの競技力向上等について審議が付託されています。

本県のスポーツ推進を支えているのは、県スポーツ協会をはじめ、県障がい者スポーツ協会、各競技団体、学校体育連盟等、多くの関係団体の情熱と着実な取組です。県推進本部では、これらの団体と十分な連携を図りながら事業を展開しています。

各競技団体においては、競技の特性や実情に応じ、中長期的な展望のもと、明確な目標の設定、目標達成の具体的な計画、成果の分析・評価等、組織的な取組を推進するとともに、円滑な強化活動のために、会計処理等の事務能力の向上も図る必要があります。

また、本県の競技力向上に関する施策の総合的・一体的・効果的な推進を図るため、国や他県の強化方策等の研究と、各種大会、強化練習等の視察、競技団体担当者とのヒアリング等、優秀選手・指導者の発掘のための調査活動を行い、選手選考過程や競技力の現状を把握し、競技団体への的確な指導・助言につなげていく必要があります。

さらに、各種の広報活動を通じて、県民のスポーツへの関心や理解を一層深め、スポーツがもたらす喜びや楽しみを、県民一人ひとりが味わえるような環境づくりを促進していく必要があります。

パラアスリートの競技力向上については、組織体制の整備とパラアスリートの掘り起こしを一層推進するとともに、パラアスリートの活躍を多くの県民に周知するための広報活動を充実させ、一人一人が輝くスポーツを通じた共生社会の実現に資する取組を行う必要があります。

(2) 目標・方向性（関連性）

国体選手選考、パラアスリートを取り巻く組織体制の整備、強化活動調査事業や競技力向上対策を行います。

ア 各種会議の充実（リンクC）

イ 各種表彰と広報活動の充実（リンクD）



【県競技力向上推進本部担当者会議】

(3) 具体的な取組

ア 各種会議の充実

- ・ 千葉県競技力向上推進本部会議等の開催

計画的な強化施策を推進するために、本部会議、総務企画部会、普及育成強化部会、パラアスリート部会等を開催し、県全体で競技力向上施策の着実な具現化に

努めます。また、事業の効果や進捗状況を絶えず把握し、施策に反映させます。

・ 研修等による組織力の向上

ヘッドコーチやジュニア強化等の担当者会議を開催し、研修を充実させ、効率的・効果的な強化活動の展開に努めます。また、スポーツ・インテグリティ推進・促進のために、組織のコンプライアンス体制の整備と、ガバナンスの強化を図ります。

さらに、パラアスリートを取り巻く組織体制の整備に協力し、パラアスリートの裾野の拡大に努めます。

・ 国体選手選考・強化活動調査事業

国体選手選考会議を開催し、本県国体選手の選考を行います。また、各競技団体へのヒアリング等を通じて強化活動調査を行い、競技力向上委員会、戦力分析会議において、本県競技力の現状把握、他県の戦力分析等の調査・研究を行い本県の対策を検討します。

イ 各種表彰と広報活動の充実

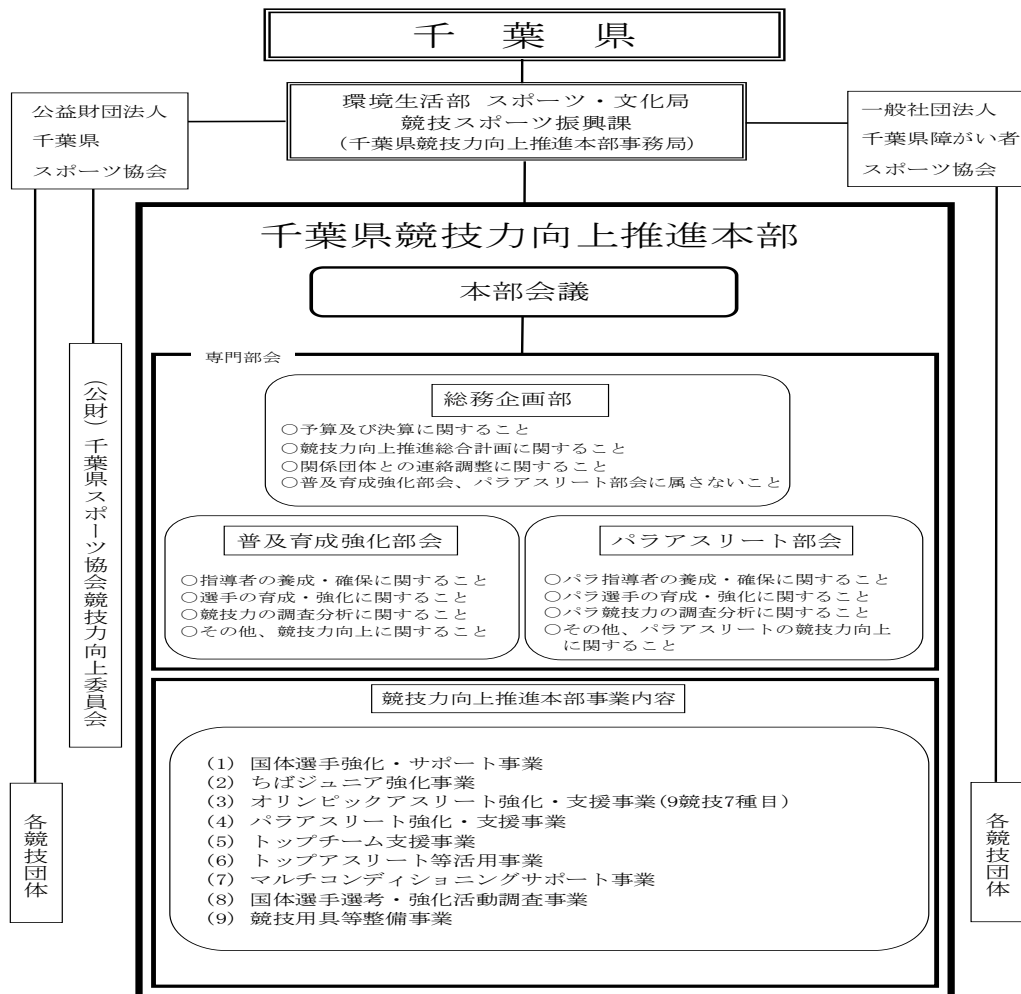
・ 優秀選手及び優秀監督の表彰

優秀選手及び優秀監督を表彰し、選手・監督の意欲向上を図ります。

・ 広報活動の充実

県ホームページ等において、競技スポーツの様子やパラアスリートの認知度向上を図るため、アスリートの活躍状況等を掲載し、県民の興味関心を高めるとともに、関係市町村へ情報提供を行い、広報誌等の掲載に協力します。

千葉県競技力向上関係組織図



施策5 競技スポーツの充実及び好循環

(1) 現状と課題

少子高齢化に伴う若者人口の減少は、競技スポーツを行う中心層の人口減少につながります。こうした状況の中、競技力の水準を維持していくためには、競技人口の確保が不可欠です。地域と連携し、競技会開催等の充実を図ることにより、未来のアスリートの発掘と、スポーツを「する・みる・ささえる」人口の増加に繋げていく必要があります。

また、競技力向上と地域スポーツの好循環を創出するために、オリンピック・パラリンピック選手や国民体育大会等で活躍したトップアスリートを講師として、学校や体育・スポーツ関係団体の活動に派遣することは大変意義深いものです。トップアスリートの技能や経験、人間的な魅力を伝えていくことは、地域スポーツの活性化と裾野の拡大にもつながります。選手強化事業で得た成果を地域スポーツに還元するとともに、更なるスポーツの振興を図ることは大変重要です。

さらに、アスリート自身が、引退後のセカンドキャリア^{*}に漠然とした不安を感じているものの、現役時代から計画的に準備することは少なく、競技団体によるサポートもあまり行われていません。本県での活躍を期待しているアスリートが、将来に不安を感じることなく、安心して競技力向上を目指せる就職先等の斡旋も行えていない状況です。このような状況により、優秀なアスリートが県外に流出することを防ぐために、アスリートと企業を結びつけ、千葉県のアスリートとして活躍し、さらにセカンドキャリアの準備も行える環境を整えていく必要があります。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、各競技において世界進出を図る選手の増加に伴い、ワールドスポーツに親しむ国民が増えています。

また、グローバル社会の進展により、諸外国との相互理解や友好親善の必要性もますます拡大しています。このような状況の中、国際交流の教育的価値の観点からも、国際スポーツ交流は、本県スポーツの推進に必要不可欠なものと考えられます。交流する国や地域との相互の競技力向上を視野に入れながら、実施に協力していく必要があります。

(2) 目標・方向性（関連性）

各競技会の充実と競技人口の拡大を図るとともに、トップアスリート等の能力活用を推進します。

- ア 競技スポーツへの参加（する・みる・ささえる）の裾野拡大（リンクF）
- イ トップアスリート等活用事業（リンクF）
- ウ アスリートキャリア開発
- エ 国際スポーツ交流への協力（リンクF）
- オ 教育・研修プログラムの推進（リンクD）



アスリート活用事業

(3) 具体的な取組

- ア 競技スポーツへの参加（する・みる・ささえる）の裾野拡大
 - ・ 千葉県民体育大会の開催及び各競技会でのサブイベントの実施に対し、積極的

支援を行っていきます。また、国民体育大会千葉県大会（国体予選）開催の充実を図っていきます。さらに令和8年第80回国民スポーツ大会関東ブロック大会千葉県開催に向けた準備を進めていきます。

イ トップアスリート等活用事業

- ・ 県内トップアスリート等のスポーツ資源を還元する取組に力を入れます。オリンピック・パラリンピック選手、国体選手や指導者を学校や地域クラブ等に派遣し、スポーツ教室や強化練習等を行います。

ウ アスリートキャリア開発

- ・ 外部団体と連携し、競技継続を希望するアスリートに対し、アスリートの競技活動をサポートすることが可能な企業を紹介し、競技活動の継続のための支援に努めます。

エ 国際スポーツ交流への協力

- ・ ドイツ・デュッセルドルフ市等とのスポーツ交流を実施する競技団体への支援を、引き続き行っていきます。また、本県で開催される国際大会等への協力を行います。

オ 教育・研修プログラムの推進

- ・ アスリートや関係者一人一人が主体的にスポーツ・インテグリティの意義を理解し、スポーツの価値を守り、高める役割を担う者として適切に行動できるよう、専門家の協力を得ながら、主体的かつ能動的な学習を促す効果的な教育プログラムを推進・促進していきます。



【トップアスリート等活用事業】



【デュッセルドルフ市・テニス交流】

コラム⑥ 「知る」から広がる！！ 『国民体育大会とは・・・？』



国民体育大会は、日本で毎年開催されるスポーツの祭典です。実施競技によって1～2月の冬季大会と、9～10月の本大会があり、昭和21年に第1回大会が近畿で開催されて以降、各都道府県が持ち回る方式で開催されています。大会は、(公財)日本スポーツ協会・文部科学省・開催都道府県の三者共催で行われます。令和6年の佐賀での大会から「国民スポーツ大会」に変更されます。また、本大会終了後には「全国障害者スポーツ大会」も行われています。

本県での開催は、最近では2010年(平成22年)の「ゆめ半島千葉国体」、「ゆめ半島千葉大会」があります。

競技には、正式競技・特別競技・公開競技があります。また、デモンストレーションスポーツとして20前後の種目が実施されていますが、地域の特性を生かした競技などが採用される傾向にあります。

リンクF スポーツの価値の発信とスポーツによる地域づくり

施策1 アスリートと連携したスポーツの価値の発信

(1) 現状と課題

本県では、千葉ロッテマリーンズ（プロ野球パシフィックリーグ）、ジェフユナイテッド市原・千葉（プロサッカーJリーグ、プロ女子サッカーWEリーグ）、千葉ジェッツふなばし（プロバスケットボールBリーグ）をはじめとする多くのトップ・プロスポーツ団体（以下各団体）が活躍し、日々その技術を磨き、所属するリーグ戦における上位進出を目指しています。各団体は、県内を会場としたホームゲームを年間複数回実施しており、トップレベルの技術を県民が間近で目にする機会も増えています。そのことが、「みるスポーツ」をより一層推進し、各団体の活躍が地域を活性化させ、地域が各団体を支えていくという相互関係を、より強固なものにすることが期待されます。

また、県内の企業や学校に所属し、各種大会で活躍している社会人、学生のアスリートたちは、本県の競技力向上において、大きな戦力となっています。

各団体と連携した各種事業では、アスリートとの交流を通じてスポーツの価値や魅力に触れることで、スポーツの新たな側面を知り、「する・みる・ささえるスポーツ」への関心を更に高めるとともに、子どもたちの健やかな成長の一助となることが期待されます。今後、これらの取組をより多くの地域や学校へ広げ、県民をスポーツで笑顔にし、目標や生きがいを見出すことができるような取組を実施していくことが課題となっています。

(2) 目標・方向性（関連性）

知るから広がる「する・みる・ささえる」スポーツの更なる推進を図ります。

ア トップ・プロスポーツ連携事業（リンクA・B）

イ トップ・プロスポーツ連絡協議会（リンクA・B）

(3) 具体的な取組

ア トップ・プロスポーツ連携事業

- ・ ちば夢チャレンジかなえ隊派遣事業

広く子どもたちにスポーツの楽しさや喜びを体験させるために、各団体に所属する選手やコーチ等を講師として小中学校へ派遣し、体育・スポーツ活動での交流を行います。交流全般を通じて、来校した団体の競技種目の特徴やルールなどを知り、実際の競技に関連する活動プログラムを体験することで、体育・スポーツの持つ魅力が子どもたちが肌で感じられるような事業展開を目指します。

- ・ ちば夢チャレンジ☆パスポート・プロジェクト

子どもたちがスポーツ選手への夢やあこがれを抱くことができるよう、プロ選手の卓越したパフォーマンスに触れることができる公式戦へ県内に在学する児童とその保護者を招待します。また練習見学、ダンス発表、スタッフ体験等、アスリートを支える裏方の存在とその大切さを知り、アスリートを取り巻く多くの人々

の役割について学ぶ機会を提供します。これらの活動を通して、子どもたちがスポーツの持つ奥深さを体験します。

イ トップ・プロスポーツ連絡協議会

- 各団体が活動拠点における地域貢献を事業の一つに掲げています。この取組に対して積極的な連携を図るため、平成30年度に「トップ・プロスポーツ連絡協議会」を立ち上げました。この協議会により本県と各団体及び団体相互の情報交換や現状課題を共有し活性化させ、連携強化に努めていきます。



【ちば夢チャレンジかなえ隊派遣事業】



【ちば夢チャレンジ☆パスポート・プロジェクト】

トップ・プロスポーツ連携事業



コラム⑦ 「知る」から広がる！！ 『自然豊かな千葉で体を動かそう！！』



海・山・川など、自然が豊かな千葉県。温暖な気候で年間通して自然の中でスポーツを楽しむことができるのは千葉県ならではの魅力です。

- 外房・内房の海岸線でサイクリング
- 房州低名山でハイキングやトレッキング
- 大自然の中でアスレチックやキャンプ
- 海の特徴を利用したマリレジャー
- 全国上位の施設数を有する千葉でのゴルフ

観光の中にもスポーツを組み合わせ、家族やグループで千葉の魅力を体感しながら、健康的な時間を過ごしてみてもいいのではないでしょうか。

(1) 現状と課題

千葉県は四方を海と川に囲まれ、平野や山間部を併せ持つなど、多様で豊かな自然や特色のある地域を数多く有しています。海、山、川をはじめとする本県が持つ自然環境は、貴重なスポーツ資源であるとともに、マリンスポーツをはじめとする国内でも有数のアウトドアスポーツのフィールドでもあります。この特性を活かし、スポーツライフの充実を図ることは、県民の多様化するスポーツへの関心やニーズに応え、地域を活性化させていくことにつながっていきます。

新型コロナウイルス感染症に対する最大限の対策を講じながら開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、一部の競技が千葉県で開催されることとなりました。本県の持つ大自然が織りなす特徴的な地形を利用したサーフィン競技も実施され、体育・スポーツ活動をより一層推進していくという「千葉県のポテンシャル」を世界の人々へ向け、発信することができたイベントとなりました。また本県は全国一平均標高が低く、一年中温暖で首都圏にありながらも豊富な観光資源に恵まれているという地域特性を生かしたスポーツイベントが実施されています。「海を走ろう～アクアラインの風にのって～」がキャッチコピーの「ちばアクアラインマラソン」や全国のサイクリング愛好家を迎える「ツール・ド・ちば」は、その最たるものです。

「ちばアクアラインマラソン」は、「スポーツの振興」と「千葉県の魅力発信」を2本の柱に、平成24年から隔年で開催され、多くの人たちに千葉県と東京湾アクアラインの魅力を知ってもらうことで、人や物の交流を基とした地域活性化に貢献しています。

「ツール・ド・ちば」は、自然豊かな本県の特徴を利用し、多彩な観光資源を活用しながらの開催ということも相まって、例年全国から多くの参加者が本県を訪れます。本県の魅力を肌で感じながら、サイクリングを楽しむという、またとない機会を参加者に提供しているイベントです。

これらのスポーツイベントを通じて、千葉県を訪れた方とイベントの会場となる地域の方々の交流が深まり、より多くの人に千葉県の魅力を発信することが可能になると期待しています。

今後は県内の市町村や関係団体と連携し、施設の整備をはじめ、「千葉県のポテンシャル」を生かしたスポーツツーリズム*の質の向上を目指し、千葉の魅力を発信する広報活動の充実と、イベントを「ささえる」スポーツボランティア活動の更なる普及が課題です。

(2) 目標・方向性（関連性）

地域資源を活用したスポーツの振興とともに、健康づくりや体力向上の機運の醸成と、ライフステージに応じた運動習慣の定着を図ります。

ア 交流機会の創出（リンクB）

イ 積極的な関わりの促進（リンクD）

(3) 具体的な取組

ア 交流機会の創出

- ・ ちばアクアラインマラソンの開催

令和4年11月に第6回目となるちばアクアラインマラソン2022大会を開催し、様々な方が参加できる大会として、千葉県の魅力を国内外へ発信します。また、千葉県の魅力を紹介するイベントや活動等を実行委員会、県庁各部局、市町村、団体等で連携・協力して実施します。それらにより、大会の来場者に満足感を与えるとともに、千葉県を再度訪れ、観光や県内各地で行われるイベントに参加してもらう機会とします。



【ちばアクアラインマラソンランナー】



【車いすランナースタート】

- ・ スポーツツーリズムの推進

東京2020オリンピック競技大会において、千葉県がサーフィン競技初の開催地となったことを活かして、本県で盛んなマリンスポーツをはじめとするアウトドアスポーツなどのスポーツ資源を活用したスポーツイベントの振興を図ります。

イ 積極的な関わりの促進

- ・ スポーツボランティア活動の推進

県主催の各種大会を通じて、開催市町村や関係団体と一体となり、企画・運営等をするシステムを活用したり、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で得られたアスリート支援やバリアフリー環境の整備といったノウハウを最大限に生かしたりすることで、スポーツを支えることの大切さと喜びを伝えるスポーツボランティア活動をより一層、推進します。

(1) 現状と課題

本県では東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、将来を担う人づくりや地域づくりにつながる様々な取組を大会後も見据えて進めてきました。

教育分野においては、子どもたちに国際感覚やスポーツの楽しさ、ボランティア精神、障害者への理解等を身に付けさせることを目的として、全県を挙げてオリンピック・パラリンピック教育に取り組みました。また、県内で開催される競技についての機運醸成・普及促進を目指し、各競技団体と連携した学校訪問を県内小・中・特別支援学校で実施するとともに、本県と公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）の間で締結したパートナー都市協定に基づき、県内中学校で JOC オリンピック教室を開催しました。

地域の活性化においては、本県はオランダ王国のホストタウンとして、陸上及び水泳の選手団の事前キャンプの受入れを行い、同国と交流を深めました。多文化共生社会の実現に向けて、諸外国との相互理解や友好親善の必要性はますます拡大しています。また、本県がサーフィン競技初の開催地となったことを活かした地域の活性化など、新たな動きも生まれています。

これらの取組を一過性のものに終わらせることなく、大会のレガシーを継承・発展させ、県内全域に波及させることで、スポーツを通じた人づくり・地域づくりにつなげていくことが必要です。

(2) 目標・方向性（関連性）

オリンピック・パラリンピックの無形のレガシーを継承するとともに、オリンピック・パラリンピックのレガシーを有効活用した地域の活性化を推進します。

- ア オリンピック・パラリンピック教育の継承（リンク A・C）
- イ 競技団体等との学校における連携事業（リンク A・C）
- ウ ホストタウン相手国等との国際理解・国際交流の促進（リンク E）
- エ マリンスポーツを活用した地域の魅力向上（リンク A・B）
- オ 「新たなスポーツ」の周知・研究（リンク B・C）

(3) 具体的な取組

ア オリンピック・パラリンピック教育の継承

- ・ オリンピック・パラリンピック教育の理念の継承

平成29年度から、オリンピック・パラリンピック教育として、「生涯を通じてスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合う児童生徒の育成」など児童生徒の目指す姿を設定し、それを達成するための方策を推進してきました。引き続き、体育や社会、特別活動などのあらゆる機会において、実際の競技体験やアスリートと交流すること等を通じて、スポーツへの関心をはじめとして、思いやりや多様性の尊重、国際平和に寄与する態度などを育みます。

- ・ パラスポーツ等を通じた交流及び共同学習の推進
特別支援学校と小・中・高等学校等とのパラスポーツ等を通じた交流及び共同学習を推進することにより、子どもたちに、障害の有無に関わらず、お互いの個性を尊重し認め合う心を養います。
- イ 競技団体等との学校における連携事業
 - ・ 競技団体等と連携した学校訪問
競技団体(フェンシング競技・サーフィン競技・車いすフェンシング競技等)等と連携してアスリートを講師に招き、県内の小・中・特別支援学校において学校訪問を実施します。競技に触れ、体験することを通じて、競技に対する理解を深めるとともに豊かな知見を得ることを目指します。
 - ・ JOC オリンピック教室
オリンピックバリュー(価値)を通して、スポーツの意義や価値等に対する国民の理解・関心の向上を図るとともに、障害者を含めた多くの国民の幼少期から高齢期までの生涯を通じたスポーツへの主体的な参画の定着・拡大、さらには、児童生徒をはじめとした若者に対する、これからの社会に求められる資質・能力等の育成を推進します。
- ウ ホストタウン相手国等との国際理解・国際交流の促進
 - ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に得られた、オランダ王国とのつながりを活かし、スポーツ等を通じて、様々な主体による国際交流を促進します。
 - ・ ドイツ・デュッセルドルフ市、台湾・桃園市とのスポーツ交流の継続及びその他国際交流事業の実施を継続します。



【台湾・桃園市との交流事業】

- エ マリンスポーツを活用した地域の魅力向上
 - ・ 東京2020オリンピック競技大会開催を契機として高まったサーフィン競技への関心や、マリンスポーツに適した本県の豊かな自然・地勢を活用し、マリンスポーツ振興を推進します。国際的な知名度を生かしたスポーツ大会・イベントや、アスリートによる学校訪問等を通じて、マリンスポーツへの理解を促進するとと

もにスポーツ交流の機会を創出し、地域の魅力向上につなげます。

オ 「新たなスポーツ」の周知・研究

- あらゆる人がスポーツを楽しめるよう、ユニバーサルスポーツ[※]や、アーバンスポーツ[※]等の「新たなスポーツ」について、周知・普及促進を図ります。また、新しい生活様式への変容やデジタル技術の活用により生まれる新たなスポーツの形や価値の発信を通して、スポーツに対する関心を高めます。



【ユニバーサルスポーツの例（ペタンク）】



【アーバンスポーツの例（スケートボード）】

第4章 本計画を進めるに当たって



1 計画実現に向けた体制

(1) 組織体制

ワーキンググループ（庁内連絡協議会）として県庁内の関係部局各課の担当者が会議を開催し、計画の進捗状況について検討し、検討委員会及びスポーツ推進審議会に報告します。そしてスポーツ推進審議会において、諮問し審議された内容を教育委員会で決議することで推進計画の進行管理を図ります。

【 ワーキンググループ 】

ワーキンググループ長	教育庁	教育振興部	体育課	スポーツ推進室長
ワーキング グループ 構 成 員	教育庁	企画管理部	教育政策課	教育立県推進室
	教育庁	教育振興部	生涯学習課	学校・家庭・地域連携室
	教育庁	教育振興部	学習指導課	義務教育指導室
	教育庁	教育振興部	学校安全保健課	給食班
	教育庁	教育振興部	特別支援教育課	教育課程指導室
	教育庁	教育振興部	体育課	施設・調整班
	教育庁	教育振興部	体育課	学校体育班
	教育庁	教育振興部	体育課	スポーツ推進室 生涯スポーツ班
	教育庁	教育振興部	体育課	スポーツ推進室 競技スポーツ班
	教育庁	教育振興部	体育課	スポーツ推進室
				オリムピック・パラリンピックアスリート強化・支援班
	教育庁	教育振興部	体育課	ちばアクアラインマラソン準備室
	環境生活部	オリムピック・パラリンピック推進局		
			開催準備課	戦略推進班
	環境生活部	オリムピック・パラリンピック推進局		
			事前キャンプ・大会競技支援課	大会競技支援班
	健康福祉部		健康づくり支援課	地域健康づくり班
	健康福祉部		高齢者福祉課	地域活動推進班
	健康福祉部		障害者福祉推進課	障害保健福祉推進班
	商工労働部		観光企画課	観光企画室
県土整備部	都市整備局	公園緑地課	県立公園室	
農林水産部		安全農業推進課	食育推進班	

【 検討委員会 】 ワーキンググループ構成員の所属課長により構成される。

※なお、庁内の組織見直しにより、令和4年度以降、ワーキンググループ組織体制を再構成することを申し添えます。

(2) 計画の推進

本計画に掲げる取組は、県が牽引役となり、市町村、関係団体、民間企業、身近なスポーツ資源及び県民の皆様等と協力・連携し、計画を効率的かつ効果的に推進します。

(3) 体育・スポーツ関係団体との連携・協同

スポーツの推進に重要な役割を担う公益財団法人千葉県スポーツ協会、千葉県スポーツ推進連合会、学校体育団体、千葉県レクリエーション協会、一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会等と連携を図ります。

2 計画の進捗状況の把握と点検・評価

- (1) 推進計画の進捗状況の評価は、施策目標の達成状況を客観的に把握・評価するため、「目標指標」を用いて行います。
- (2) 「県民の運動・スポーツに関するアンケート調査」等を定期的の実施し、施策の拡充や見直し等の検討材料とします。
- (3) 実施状況等を県教育委員会が取りまとめ、千葉県スポーツ推進審議会に諮り、計画の有効性を高めながら、次年度以降の取り組みに反映させて推進してまいります。

おわりに

本計画策定に当たりまして、御尽力をいただきました千葉県スポーツ推進審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せくださいました県民の皆様方、また多くの関係者の方々に感謝申し上げます。

令和4年 3月
千葉県教育委員会

3 第13次「千葉県体育・スポーツ推進計画」指標

リンク	施策		基本指標		現状		目標	
					R3	年度	R8	年度
A 子どもの体育・ スポーツ活動の 充実と体力の 向上	1	幼児期における運動遊びの充実	休日の運動遊び実施率	幼児	44.9	%	65.0	%
	2	学校体育活動の充実	体育の授業が楽しいと 感じる割合	小5	88.7	%	95.0	%
				中2	85.9	%	90.0	%
	3	児童生徒の体力の向上	新体力テスト平均点	小	47.3	点	50.0	点
				中	45.4	点	50.0	点
				高	51.8	点	55.0	点
	4	スポーツライフの基盤となる運動 部活動の充実と在り方の検討	運動部活動満足度	中	78.6	%	80.0	%
高				71.1	%	75.0	%	
5	心身の健全な発達を支える 食育の推進	栄養教諭・学校栄養職員が授業を 実施した割合【新規】	朝食を食べない割合	(R2)	52.1	%	80.0	%
				小5	3.1	%	0.0	%
				中2	5.1	%	0.0	%
B 人生を豊かに するスポーツの 推進	1	ライフステージに応じたスポーツ習 慣の定着と健康の増進	週1回程度の スポーツ実施率	全体	62.5	%	70.0	%
				20～39歳	64.0	%	70.0	%
	40～59歳	58.1		%	65.0	%		
	60歳～	81.4		%	経年増加	%		
2	多様化するスポーツライフの 充実・発展							
C 誰もがともに 楽しめるパラ スポーツの推進	1	パラスポーツの推進	パラスポーツの観戦・体験		44	%	50.0	%
	2	パラアスリートへの強化・支援 の支援	パラリンピック競技日本代表者数 【新規】		45	人	50	人
D スポーツ環境の整 備・充実	1	人材の育成	公認スポーツ指導者数		943	人	1000	人
			障害者スポーツ指導者数		814	人	経年増加	人
	2	施設の整備と有効活用	県立学校体育施設開放事業登録団体数		254	団体	経年増加	団体
			体育施設年間利用者数（教育庁所管※）	(R2)	412,995	人	1,600,000	人
	3	誰もがスポーツに参加できる組織基 盤の充実・発展	総合型地域スポーツクラブ認知度		16	%	20	%
			総合型地域スポーツクラブ数		88	団体	100	団体
総合型地域スポーツクラブ会員数				18,955	人	24,500	人	
E 競技力の向上とク リーンでフェアな スポーツの推進	1	選手の発掘・育成・強化及び指導者 の養成・資質向上						
	2	競技力向上のための環境整備	国体入賞	(R1)	7	位	入賞	位
	3	スポーツ医・科学の積極的な活用						
	4	組織・調査等の充実						
	5	競技スポーツの充実及び好循環	トップ・アスリートの派遣実施数【新規】	(R1)	19	回	95 累計	回
F スポーツの価値の 発信とスポーツに よる地域づくり	1	アスリートと連携したスポーツの価 値の発信	トップ・プロチームとの連携事業を 実施した市町村の割合		79 累計	%	100 累計	%
	2	地域資源を生かしたスポーツライフ の推進と千葉の魅力発信	スポーツ情報への関心度 （県HPのヒット回数）	(R2)	364万	回	経年増加	回
	3	オリンピック・パラリンピックのレ ガシーの継承・発展	競技団体等と学校における連携事業実施数 【新規】		—	回	100 累計	回

※庁内の組織見直しにより、令和4年度以降、教育庁所管体育施設は、スポーツ・文化局所管となります。

資料



参考資料

《資料1》

千葉県スポーツ推進審議会 委員名簿

令和2年6月24日現在

(敬称略)

NO	氏名	所属・役職等	役職
1	大野 敬三 (おおの けいぞう)	公益財団法人千葉県スポーツ協会理事長 公益財団法人日本スポーツ協会常務理事	会長
2	浪越 一喜 (なみこし いつき)	帝京大学 教授	副会長
3	黒川 仁美 (くろかわ ひとみ)	公益財団法人日本オリンピック委員会 オリンピック・ムーブメント推進部長	委員
4	高坂 俊介 (こうさか しゅんすけ)	千葉ロッテマリーンズ マーケティング戦略本部本部長	委員
5	添田 智恵 (そえだ ともえ)	千葉ホークス 車いすバスケットボール パラリンピアン シドニー(銅)、アテネ・北京大会出場	委員
6	高橋 直子 (たかはし なおこ)	管理栄養士 ちばジュニア育成栄養相談員	委員
7	寺山 由美 (てらやま ゆみ)	筑波大学 准教授	委員
8	畑佐 耕一郎 (はたさ こういちろう)	学校法人畑佐学園 しんめい幼稚園長	委員
9	藤井 和彦 (ふじい かずひこ)	白鷗大学 教授	委員
10	涌井 佐和子 (わくい さわこ)	順天堂大学 前任准教授	委員

委嘱期間:令和2年6月24日から令和4年6月23日

1	高橋 健志 (たかはし けんじ)	千葉県小中学校体育連盟会長	オブザーバー
2	加藤 俊文 (かとう としふみ)	千葉県高等学校体育連盟会長	オブザーバー
3	杉村 哲 (すぎむら さとる)	千葉県特別支援学校体育連盟会長	オブザーバー

※第13次「千葉県体育・スポーツ推進計画」策定時のメンバーである。

《資料 2》

第 1 3 次「千葉県体育・スポーツ推進計画」策定の流れ

年度	月	策 定 業 務
2	4	○千葉県スポーツ推進審議会委員選定 ○新規推進計画の策定の流れについて検討
	6	○千葉県スポーツ推進審議会委員改選
	9	○策定検討会議設置要綱の一部改正（案）検討
	10	○新規推進計画の策定について（案）検討
	12	○策定検討会議設置要綱の一部改正 各担当課の名称変更
	2	○ワーキンググループ会議 第 1 2 次計画の進捗状況と課題 新規推進計画構成図（案）の作成準備
	3	○千葉県スポーツ推進審議会（書面開催）基本方針・構成図（案）について
3	4	○ワーキンググループ会議 新規推進計画構成図（案）の検討 策定スケジュールについて
	6	○ワーキンググループ会議 新規推進計画構成図修正（案） 新規推進計画骨子（案） 概要について
	7	○第 1 回千葉県スポーツ推進審議会にて審議 新規推進計画構成図（案） 新規推進計画骨子（案） 策定スケジュールについて
	8	○ワーキンググループ会議 新規推進計画（素案）の作成準備 ○リンク分科会 文案作成 ○検討会議へ進捗状況説明
	9	○リンク分科会 文案の修正
	10	○千葉県スポーツ推進審議会委員へのヒアリング
	11	○第 2 回千葉県スポーツ推進審議会にて審議 第 1 3 次「千葉県体育・スポーツ推進計画」（素案） ○教育委員勉強会 新規推進計画（案）新規推進計画概略（案）
	12	○関係議員へ説明 ○新規推進計画（案）パブリックコメント実施 ○千葉県スポーツ推進審議会委員へのヒアリング ○教育委員勉強会 新規推進計画（案）
	1	○関係機関への説明 ○ワーキンググループ会議 新規推進計画（案）・指標（案）の作成
	2	○第 3 回千葉県スポーツ推進審議会にて審議 第 1 3 次「千葉県体育・スポーツ推進計画」（案）・指標（案）
	3	○教育委員勉強会 新規推進計画（案） ○千葉県教育委員会会議 第 1 3 次「千葉県体育・スポーツ推進計画」を策定

《資料3》

スポーツ基本法

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポ

一つ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよ

う努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るた

め、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他

の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二條 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三條 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四條 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五條 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六條 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七條 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が

行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。))に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十五条の三第一号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百十一号)第六条第一項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第二十六条第一項」に改める。

(放送大学学園法の一部改正)

第六条 放送大学学園法(平成十四年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百十一号)第二十条第二項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十三条第二項」に改める。

(沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)

第七条 沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第四号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百十一号)第二十条第二項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十三条第二項」に改める。

理由

スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与するため、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

《資料 4》

千葉県体育・スポーツ振興条例

(平成 22 年千葉県条例第 61 号)

(目的)

第一条 この条例は、体育及びスポーツが県民の健康の保持増進、青少年の健全育成、地域社会の連帯感の醸成等に資することにかんがみ、県の責務及びスポーツ関係団体等の役割を明らかにすることにより、体育及びスポーツの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康及び福祉の増進並びに活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 体育 健康で充実した生活を送るために必要な身体能力、知識等を習得するために身体運動を通して行われる教育活動をいう。(※1)
- 二 スポーツ 運動競技、レクリエーションその他の身体運動であつて、健康の保持増進、体力の向上又は心身の健全な発達を図るために行われるもの（体育を除く。）をいう。(※2)
- 三 スポーツ関係団体等 県内において体育又はスポーツの振興のための活動を行う個人及び法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

(県の責務)

第三条 県は、県民生活及び地域社会において体育及びスポーツの果たす役割の重要性を認識し、体育及びスポーツに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村及びスポーツ関係団体等が行う体育若しくはスポーツの振興に関する取組又は県民が行うスポーツ活動に対して必要な支援を行う責務を有する。

(スポーツ関係団体等の役割)

第四条 スポーツ関係団体等は、体育又はスポーツの振興を図るための主体的な活動に取り組むとともに、県又は市町村が実施する体育及びスポーツの振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民参加の促進)

第五条 県は、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、広報活動、啓発活動等を通じて、体育及びスポーツの重要性に対する県民の関心と理解を深めるとともに、県民のスポーツ活動への参加を促進するよう努めなければならない。

2 県民は、体育及びスポーツの重要性に対する関心と理解を深め、スポーツ活動に親しむよう努めるものとする。

(生涯スポーツの振興)

第六条 県は、すべての県民が生涯にわたって、それぞれの体力、年齢、技術、目的等に応じて、様々なスポーツに親しむことができるようにするため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携して、県民がスポーツに参加する機会の提供、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、優秀なスポーツの選手、指導者等の有する能力を地域のスポーツ活動において積極的に活用するため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

する。

(子どもの体力向上と体育の充実)

第七条 県は、子どもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、体育に関する施策の充実を図るため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、教職員の資質の向上に努めるとともに、地域における指導者の派遣その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の健康の保持増進)

第八条 県は、県民の体育及びスポーツ活動を通じた健康の保持増進、疾病予防、高齢者の介護予防等のための健康づくりを支援するため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、適切な情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(障害者スポーツの振興)

第九条 県は、障害者の自立及び社会参加を促進するため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、障害の種類及び程度に応じたスポーツ活動に参加する機会の提供、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツの競技力の向上)

第十条 県は、スポーツの競技力の向上を図るため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、計画的な選手の育成及び指導者の養成、スポーツ医・科学の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備及び充実)

第十一条 県は、スポーツ活動の推進を図るため、スポーツ施設(設備を含む。)の整備及び充実に努めるものとする。

2 県は、県民のスポーツ活動の場として学校その他公共の施設が有効利用されるよう、市町村と連携して必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十二条 県は、体育及びスポーツの振興に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(※1)「**体育**」とは、学校等において健康で安全な生活を送るために必要な身体能力、知識等を習得するために身体運動を通して行われる教育活動をいう。

(※2)「**スポーツ**」とは、運動競技、レクリエーションその他の身体運動であって、健康の保持増進、体力の向上、心身の健全な発達を図るために行われるものをいい、「レクリエーションその他の身体運動」には、レクリエーション目的で行うハイキング、キャンプ活動等の野外活動、健康目的で行うジョギングやウォーキング、体操など、幅広い概念を含んだものである。

《資料5》

千葉県スポーツ推進審議会条例

(平成23年千葉県条例第44号)

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十一条の規定により、県に千葉県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(担当事務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事務を担当する。

- 1 スポーツの推進に関する重要事項について調査審議すること。
- 2 スポーツ基本法第三十五条前段の意見を述べること。

(組織等)

第3条 審議会は、委員をもって組織する。

- 2 委員の数は、十人以内とする。
- 3 委員は、スポーツに関し学識経験を有する者のうちから、知事の意見を聴いて、千葉県教育委員会が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(千葉県スポーツ振興審議会に関する条例の廃止)

- 2 千葉県スポーツ振興審議会に関する条例（昭和三十七年千葉県条例第五号）は、廃止する。

(委員の数及び任期の特例)

3 第三条第二項及び第四項本文の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に任命される委員の数は二十人以内とし、当該委員の任期は平成二十四年六月二十二日までとする。

※本条例は、計画策定時のものである。

第3期スポーツ基本計画（概要）

【第2期計画期間中の総括】

- ① **新型コロナウイルス感染症：**
 - ▶ 感染拡大により、スポーツ活動が制限
- ② **東京オリンピック・パラリンピック競技大会：**
 - ▶ 1年延期後、原則無観客の中で開催
- ③ **その他社会状況の変化：**
 - ▶ 人口減少・高齢化の進行
 - ▶ 地域間格差の広がり
 - ▶ DXなど急速な技術革新
 - ▶ ライフスタイルの変化
 - ▶ 持続可能な社会や共生社会への移行

こうした出来事等を通じて、改めて確認された

- ・「楽しさ」「喜び」「自発性」に基づき行われる本質的な『スポーツそのものが有する価値』（Well-being）
- ・スポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の実現、経済発展、国際理解の促進など『スポーツが社会活性化等に寄与する価値』

を更に高めるべく、第3期計画では次に掲げる施策を展開

1. 東京オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策

<p>持続可能な国際競技力の向上</p> <p>○ 東京大会の成果を一過性のものとせず、持続可能な国際競技力を向上させるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NFの強化戦略プランの実効性を支援 ・ アスリート育成/スウェーを構築 ・ スポーツ医・科学、情報等による支援を充実 ・ 地域の競技力向上を支える体制を構築 	<p>共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進</p> <p>○ 東京大会による共生社会への理解・関心の高まりと、スポーツの機運向上を契機としたスポーツ参画を促進</p> <p>○ オリパラ教育の知見を活かしたアスリートとの交流活動等を推進</p>	<p>スポーツを通じた国際交流・協力</p> <p>○ 東京大会に向けて、世界中の人々にスポーツの価値を届けたスポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）事業で培われた官民ネットワークを活用し、更なる国際協力を展開、スポーツSDGsにも貢献（ドーピング防止活動に係る人材・ネットワークの活用等）</p>
<p>大規模大会の運営ノウハウの継承</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響下という困難な状況の下で、東京大会を実施したノウハウを、スポーツにおけるホスピタリティの向上に向けた取組も含め今後の大規模な国際競技大会の開催運営に継承・活用</p>	<p>地方創生・まちづくり</p> <p>○ 東京大会による地域住民等のスポーツへの関心の高まりを地方創生・まちづくりの取組に活かし、将来にわたって継続・定着</p> <p>○ 国立競技場等スポーツ施設における地域のまちづくりと調和した取組を推進</p>	<p>スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保</p> <p>○ 東京大会でも課題となったアスリート等の心身の安全・安心を脅かす事態に対応するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誹謗中傷や性的ハラスメントの防止 ・ 熱中症対策の徹底など安全・安心の確保 ・ 暴力根絶に向けた相談窓口の一層の周知・活用

2. スポーツの価値を高めるための第3期計画の新たな「3つの視点」を支える施策

<p>スポーツを「つくる/はくくむ」</p> <p>社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて作り出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 柔軟・適切な手法や仕組みの導入等を通じた、多様な主体が参加できるスポーツの機会創出 ◆ スポーツに取り組む者の自主性・自律性を促す指導ができる質の高いスポーツ指導者の育成 ◆ デジタル技術を活用した新たなスポーツ機会や、新たなビジネスモデルの創出などDXを推進 	<p>スポーツで「あつまり、ともに、つながる」</p> <p>様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 施設・設備整備、プログラム提供、啓発活動により誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる、スポーツを通じた共生社会の実現 ◆ スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力による我が国のスポーツ体制の強化 ◆ スポーツ分野の国際協力や魅力の発信 	<p>スポーツに「誰もがアクセスできる」</p> <p>性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違い等によって、スポーツの取組に差が生じない社会を実現し、機運を醸成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 住民誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供 ◆ 居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・科学等の支援を受けられるよう地域機関の連携強化 ◆ 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがない継続的なアクセスの確保
---	---	---

3. 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策

<p>① 多様な主体におけるスポーツの機会創出</p> <p>地域や学校における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力向上、体育の授業の充実、運動施設活動の推進、女性・障害者・働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上 等</p>	<p>② スポーツ界におけるDXの推進</p> <p>先端技術を活用したスポーツ実施のあり方の拡大、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出 等</p>	<p>③ 国際競技力の向上</p> <p>中長期の強化戦略に基づく競技力向上支援システムの確立、地域における競技力向上を支える体制の構築、国・JFPO・地方公共団体が一体となった国民体育大会の開催 等</p>
<p>④ スポーツの国際交流・協力</p> <p>国際スポーツ界への意思決定への参画支援、スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームの検討 等</p>	<p>⑤ スポーツによる健康増進</p> <p>健康増進に資するスポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進、医療・介護や企業・保険者との連携強化 等</p>	<p>⑥ スポーツの成長産業化</p> <p>スタジアム・アリーナ整備の着実な推進、他産業とのオープンイノベーションによる新ビジネスモデルの創出支援 等</p>
<p>⑦ スポーツによる地方創生、まちづくり</p> <p>武道やアウトドアスポーツ等のスポーツツーリズムの更なる推進など、スポーツによる地方創生、まちづくりの創出の全国での加速化 等</p>	<p>⑧ スポーツを通じた共生社会の実現</p> <p>障害者や女性のスポーツの実施環境の整備、国内外のスポーツ団体の女性役員候補者の登用・育成の支援、意識啓発・情報発信 等</p>	<p>⑨ スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化</p> <p>ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等の実施、スポーツ団体の報酬等運営を行う人材の雇用創出を支援 等</p>
<p>⑩ スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材</p> <p>民間・大学も含めた地域スポーツ施設の有効活用の促進、地域スポーツコミッションなど地域連携組織の活用、全NFでの人材育成及び活用に関する計画策定を促進、女性のスポーツ指導に精通した指導者養成支援 等</p>	<p>⑪ スポーツを実施する者の安全・安心の確保</p> <p>暴力や不適切な指導等の根絶に向けた指導者養成・研修の実施、スポーツ安全に係る情報発信・安全対策の促進 等</p>	<p>⑫ スポーツ・インテグリティの確保</p> <p>スポーツ団体へのガバナンスコードの普及促進、スポーツ仲裁・調停制度の整備等推進等の推進、教育研修や研究活動等を通じたドーピング防止活動の展開 等</p>

『感動していただけるスポーツ界』の実現に向けた目標設定

全ての人が自発的にスポーツに取り組むことで自己実現を図り、スポーツの力で、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を目指す

<p>🎯 国民のスポーツ実施率を向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 成人の週1回以上のスポーツ実施率を7.0%（障害者は4.0%） ✓ 1年に一度以上スポーツを実施する成人の割合を1.0%に近づける（障害者は7.0%を目指す） 	<p>🎯 生涯にわたって運動・スポーツを継続したい子供の増加</p> <p>（児童86%⇒90%、生徒82%⇒90%）</p> <p>🎯 子供の体力の向上</p> <p>（新体力テストの総合評価C以上の児童68%⇒80%、生徒75%⇒85%）</p>	<p>🎯 誰もがスポーツに参画でき、共に活動できる社会を実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 体育授業への参加を希望する障害のある児童生徒の見学ゼロを目指した学習プログラム開発 ✓ スポーツ団体の女性理事の役割を40%
<p>🎯 オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会で、過去最高水準の金メダル数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数等の実現</p>	<p>🎯 スポーツを通じて活力ある社会を実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ スポーツ市場規模15兆円の達成（2025年まで） ✓ スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合15.6%⇒40% 	<p>🎯 スポーツを通じて世界とつながる</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ ポストSFT事業を通じて世界中の国々の700万人の人々への裨益を目標に事業を推進 ✓ 国際競技連盟（IF）等役員数37人規模の維持・拡大

《資料7》

千葉県体育・スポーツ推進計画の変遷（※平成22年度までは、体育・スポーツ振興計画として策定）

	第1次(S37～41年)	第2次(S42～46年)	第3次(S48～52年)
県計画	<ul style="list-style-type: none"> ・S37年 長期計画(S35～60) ・〃 総合開発基本計画(S37～50年) ・S39年 総合5か年計画(S39～43年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・S42年 第2次総合5か年計画(S41～45年) ・S44年 新長期計画(S40～60年) ・S45年 第3次総合5か年計画(S45～49年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・S48年 第4次総合5か年計画(S48～52年) ・S51年 新総合5か年(S51～S55)
国・県の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・S36年 スポーツ振興法制定 ・S37年 千葉県スポーツ振興審議会発足 ・S38年 県体育課が分離独立 ・S39年 東京オリンピック大会 ・S41年 県総合運動場陸上競技場完成 	<ul style="list-style-type: none"> ・S43年 国体準備室開設 ・S43年 学習指導要領告示 ・S44年 全国高校総体(5種目) ・S44年 (財)千葉県体育協会を法人化 ・S46年 全国体育指導委員研究協議会開催 ・S46年 スポーツ傷害保険 	<ul style="list-style-type: none"> ・S47年 学校体育施設開放事業開始 ・S48年 第28回国民体育大会開催 ・S49年 スポーツ指導係新設 ・S50年 派遣社会教育主事(スポ担)開始 ・S52年 学習指導要領告示
振興計画の基本的項目	<p>1 スポーツの施設及び設備の整備</p> <p>(1) 県営スポーツセンターの建設</p> <p>(2) 市町村スポーツ・レクリエーション施設の設備奨励</p> <p>(3) 学校体育施設の整備</p> <hr/> <p>2 スポーツ指導者の育成及び資質の向上</p> <p>(1) クラブ指導者の育成</p> <p>(2) 社会体育指導者の育成</p> <hr/> <p>3 スポーツ活動の促進</p> <p>(1) 第22回国民体育大会の誘致</p> <p>(2) 基礎体力の増強</p> <p>(3) スポーツ行事の充実</p> <hr/> <p>4 スポーツ関係組織の充実</p> <p>(1) 保健体育課の設置奨励</p> <p>(2) 体育指導委員の充実</p> <p>(3) 市町村スポーツ振興審議会の設置奨励</p> <p>(4) 学校体育指導組織の充実</p> <p>(5) 職場スポーツの組織化</p> <hr/> <p>5 スポーツ技術の水準の向上</p> <p>(1) 選手強化策の徹底</p> <p>(2) 科学的研究の推進</p> <hr/> <p>6 スポーツによる事故防止策の徹底</p> <p>(1) スポーツ行事の事故防止策の徹底</p> <p>(2) 水による事故防止策の徹底</p> <p>(3) スポーツ医事相談の推進</p> <hr/> <p>7 スポーツ関係団体の育成</p> <p>(1) 体育協会の育成</p> <p>(2) レクリエーション関係団体の育成</p>	<p>1 体育・スポーツ活動の充実促進</p> <p>(1) 正課体育の充実と体力の向上</p> <p>(2) 運動クラブ活動の活発化</p> <p>(3) 地域・職場スポーツ活動の促進</p> <p>(4) スポーツ水準の向上</p> <p>(5) スポーツ行事の充実</p> <p>(6) 国民体育大会準備体制の確立と活動強化</p> <hr/> <p>2 指導者の育成及び資質の向上</p> <p>(1) 体育担当教員の資質の向上</p> <p>(2) 地域・職場スポーツ活動指導者の育成</p> <p>(3) スポーツ技術指導者の育成</p> <hr/> <p>3 施設・設備の整備充実と活用</p> <p>(1) 県スポーツセンターの建設</p> <p>(2) 市町村スポーツ施設の設置奨励</p> <p>(3) 学校体育環境・施設設備の充実</p> <p>(4) 県営野外活動施設の建設</p> <hr/> <p>4 体育・スポーツの安全管理</p> <p>(1) 安全計画の樹立</p> <p>(2) 指導・管理と点検の確認</p> <hr/> <p>5 体育行政組織の確立と関係団体の充実</p> <p>(1) 体育行政組織の整備</p> <p>(2) スポーツ団体の育成</p> <p>(3) 体育研究組織の充実</p>	<p>1 体育・スポーツ施設の整備と活用</p> <p>(1) 市町村立学校水泳プールの整備</p> <p>(2) 県立学校体育施設・用具の整備</p> <p>(3) 教育キャンプ場の建設</p> <p>(4) 市町村体育施設の建設促進</p> <p>(5) 県営体育施設の整備と活用の促進</p> <hr/> <p>2 体育・スポーツ指導者の育成と資質の向上</p> <p>(1) 学校体育指導者講習会の充実</p> <p>(2) スポーツ指導者の養成と確保</p> <hr/> <p>3 体育・スポーツへの参加の推進と競技力の向上</p> <p>(1) 市町村スポーツ教室の開設促進</p> <p>(2) スポーツクラブづくりの推進</p> <p>(3) 学校体育施設の開放の促進</p> <p>(4) 競技力向上事業の充実</p> <p>(5) スポーツ行事の充実</p> <p>(6) 体育・スポーツ団体の育成</p> <hr/> <p>4 体育行政組織の充実</p> <p>(1) 体育主管組織の拡充</p> <p>(2) 体育研究機関の設置促進</p>

	第4次(S53～55年)	第5次(S56～60年)	第6次(S61～H2年)
県 計 画	・S55年 (S56～75年)	・S56年 第5次総合5力年計画 (S56～60年) ・S58年 新産業三角構想 ・S59年 2000年の千葉県(S61～75年)	・S61年 ふるさと千葉5か年計画 (S61～H2年)
国・ 県 の 動 向	・S53年 ファミリースポーツの推進 ・S54年 競技力向上ジュニア対策事業開始 ・S55年 第35回国体コト競技会場 ・S55年 県武道館完成	・S56年 全国高校総体(4種目開催) ・S57年 県社会体育公認指導員認定講習会 ・S57年 中堅体育・体力向上研修会開始 ・S58年 第14回全国中学校体操選手権開催 ・S60年 国体5年連続入賞	・S61年 国体関東ブロック開催 ・S61年 中高齢スポーツ指導者講習会開始 ・S63年 国際千葉駅伝開始・関東体指開催 ・H元年 第27回国学体研研究大会開催 ・H元年 学習指導要領告示 ・H元年 21世紀に向けたスポーツ振興策 ・H2年 生涯学習部体育課となる
振 興 計 画 の 基 本 的 項 目	1 体育行政組織の充実 (1) 体育研究施設の整備促進 (2) 体育行政機構の拡充 2 体育・スポーツ指導者の育成と資質の向上 (1) 学校体育指導の充実 (2) 社会体育指導者の養成と確保 3 体育・スポーツ施設の整備と活用 (1) 学校体育施設整備促進 (2) 社会体育施設整備促進(国庫整備事業) (3) 学校体育施設の開放促進 (4) 千葉県総合運動場の整備促進 4 体育・スポーツへの参加の推進と競技力の 向上 (1) ファミリースポーツの推進 (2) スポーツクラブづくりの促進 (3) 各種スポーツ大会の充実 (4) 競技力向上事業の充実 (5) 体育・スポーツ団体の育成 (6) 広報・広聴活動の充実	◎健康で明るい県民生活をみんなのスポーツ の実現をめざして 「健康・体づくり体制整備」 「体育・スポーツレクリエーションの振興」 1 体育・スポーツ推進組織の充実 (1) 行政組織機構の整備 (2) 健康・体づくり推進組織の設置 (3) 社会体育団体の組織整備 (4) 学校体育団体の組織の整備 2 指導者養成と指導体制の確立 (1) 指導者養成と確保 (2) 指導者の資質の向上 (3) 指導体制の確立 3 施設の整備と活用 (1) 公共社会体育施設の整備と活用 (2) 学校体育施設の整備 (3) 民間スポーツ施設の活用 (4) 学校体育施設開放の促進 4 体育・スポーツ・レクリエーション活動 (1) 県・市町村における体育・スポーツ・ レクリエーション活動の充実 (2) 体育・スポーツ・レクリエーション団 体の活動促進 (3) 学校における体育活動の充実 5 体育・スポーツの傷害補償 6 体育・スポーツ研究体制の整備 7 スポーツ・レクリエーション団体の資金 の確保と運用	◎活力に満ちた健康で明るい県民生活を築く、 生涯スポーツの実現をめざして 「健康・体づくり体制の整備」 「みんなのスポーツ活動の推進」 1 体育・スポーツ推進組織の充実 (1) 行政組織・機構の整備 (2) 社会体育団体の組織整備 (3) 学校体育団体の組織整備 2 指導者養成と指導体制の確立 (1) 指導者養成と確保 (2) 指導者の資質の向上 (3) 指導体制の確立 3 施設の整備と活用 (1) 公共社会体育施設の整備と活用 (2) 学校体育施設の整備 (3) 学校体育施設開放の促進 (4) 民間スポーツ施設の活用 4 体育・スポーツ・レクリエーション活動の充実 (1) 地域スポーツ・レクリエーション活動の推進 (2) 競技スポーツ活動の充実 (3) 学校における体育・スポーツ活動の充実 (4) 高齢者スポーツ活動の推進 (5) 国際スポーツ交流の推進 5 体育・スポーツの傷害対策の充実 6 体育・スポーツの研究体制の整備 7 広報・広聴活動の推進 8 スポーツ・レクリエーション団体の資金の確保

	第7次(H3～7年)	第8次(H8～12年)	第9次(H13～17年)
県計画	・H3年 さわやかハートちば5カ年計画 (H3～7年)	・H8年 ちば新時代5カ年計画(H8～12) ・H10年 千葉県長期ビジョン(～2025年) ・H11年 千葉県教育長期ビジョン(～2025年)	・H13年 新世紀ちば5カ年計画 (みんなでつくる未来のちば) (13年～17年)
国・県の動向	・H3年 第41回世界卓球選手権大会開催 ・H4年 スポーツ振興財団設立 ・H4年 県スポーツプログラマー講習会 ・H5年 全国スポレク祭開催 ・H5年 世界フィギュアFJ級ヨット ・H6年 スポーツ振興基金・嘉納杯柔道 ・H7年 UITクレー射撃・世界柔道大会	・H8年 千葉県スポーツ振興マスタープラン 策定(H8～32年) ・H8年 千葉県国際総合水泳場完成 ・H10年 学習指導要領告示 ・H11年 千葉県スポーツ科学総合センター開所 ・H11年 国体・総体準備班新設	・H14年 国体関東ブロック開催 ・H16年 全国中学校総合体育大会 ・H17年 全国高等学校総合体育大会開催 (28市町村, 28競技)
振興計画の基本的項目	◎さわやかで豊かさあふれる県民生活をつくる 体育・スポーツの充実をめざして 1 学校における体育・スポーツの充実 (1) 学校体育指導者の資質の向上 (2) 学校体育指導者の充実と児童生徒の体力の向上 (3) 運動部活動の促進 (4) 学校体育団体の活動の充実 2 生涯スポーツの充実 (1) 地域スポーツ指導者の養成と活用 (2) 地域スポーツ・レクリエーション活動の充実 (3) 社会体育団体組織の充実と活動の促進 3 競技スポーツの振興 (1) 競技スポーツ指導者の資質の向上と派遣 (2) 競技スポーツ活動の充実 (3) 競技力の向上 4 国際スポーツの交流の推進 5 体育・スポーツ施設の整備・充実 (1) 公共スポーツ施設の整備・充実 (2) 学校体育施設の整備・充実 (3) 学校体育施設開放の促進 6 広報・広聴活動の推進 7 体育・スポーツの顕彰 8 スポーツ振興資金の整備 9 体育・スポーツの安全対策の充実	◎さわやかスポーツちばをめざして 1 学校における体育・スポーツの充実 (1) 体育指導の充実と児童生徒の体力向上 (2) 運動部活動の充実 2 生涯スポーツの充実 (1) 生涯スポーツ活動の機会拡充 (2) 指導者の養成と活用の推進 3 競技スポーツの充実 (1) 競技力の向上 (2) 国体・全国高校総体の開催準備 4 国際スポーツ交流の推進 (1) 国際スポーツ大会の開催 (2) 国際スポーツ交流の機会拡充 5 スポーツ施設の整備・拡充 (1) 中核的スポーツ施設の整備 (2) 地域スポーツ施設の整備促進 (3) 体力増進センター(仮称)の整備 (4) 学校体育・スポーツ施設の整備促進 6 スポーツ推進体制の整備・充実 (1) スポーツ推進団体の活動促進 (2) スポーツ情報推進体制の整備 (3) スポーツ医・科学体制の整備 (4) スポーツ振興のための財政基盤の確立	◎みんなでつくる21世紀のスポーツちば 1 学校における体育・スポーツの充実 (1) 体育指導の充実 (2) 児童生徒の体力向上 (3) 運動部活動の充実 2 生涯スポーツの充実 (1) 生涯スポーツ活動の機会拡充と県民の体力向上 3 競技スポーツの充実 (1) 競技力向上事業の充実 (2) 競技力向上推進体制の充実 (3) 全国高校総体の開催 4 国際スポーツ交流の推進 (1) 国際スポーツ大会の開催 (2) 国際スポーツ交流の機会拡充 5 スポーツ施設の整備・拡充 (1) 県総合運動場の整備 (2) 県立スタジアム(仮称)の整備 6 スポーツ推進体制の整備・充実 (1) スポーツ推進団体の活動促進 (2) スポーツ情報推進体制の整備 (3) スポーツ医・科学体制の整備

	第10次(H19～23年)	第11次(H24～28)	第12次(H29～R3)
県計画	<ul style="list-style-type: none"> ・H22年 千葉県総合計画(輝け!ちば元気プラン) ・H22年 千葉県教育振興基本計画 (みんなで取り組む「教育立県ちば」プラン) (22年～26年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・H27年 第2期千葉県教育振興基本計画 「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」(27年～31年) ・H27年 千葉県の教育の振興に関する大綱 	R2年 第3期千葉県教育振興基本計画
国・県の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・H21年 国体関東ブロック開催 ・H22年 「スポーツ立国戦略」策定 ・H22年 国民体育大会(ゆめ半島千葉国体)開催 (32市町, 37競技) ・H22年 全国障害者スポーツ大会(ゆめ半島千葉大会)開催 (7市町, 13競技) ・H22年 「千葉県体育・スポーツ振興条例」制定 ・H23年 スポーツ基本法制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・H24年 ちばアクアラインマラソン2012開催 ・H24年 「スポーツ基本計画」策定 ・H26年 煌めく青春 南関東総体2014 ・H26年 ちばアクアラインマラソン2014開催 ・H27年 第25回世界少年野球大会千葉大会 ・H28年 ちばアクアラインマラソン2016開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・H29年 「第2期スポーツ基本計画」策定 ・H29年 札幌冬季アジア競技大会開催 ・H30年 世界ソフトボール大会開催 ・H31年 ラグビーワールドカップ開催 ・R3年 東京オリンピック・パラリンピック競技大会
振興計画の基本的項目	<p>◎スポーツや健康づくりの運動を習慣化し、自分の健康は自分で守る、活力ある県民を増やす。(5つの戦略)</p> <p>☆戦略1</p> <p>○子どもたちの生涯にわたる健康とスポーツ環境を拡大する (1)いきいきちばっ子健康・体づくり推進事業の展開 (2)学校教育の充実 (3)運動部活動の充実 (4)食育の推進 (5)学齢期の子どもたちに「真のスポーツマンシップ」の育成</p> <p>☆戦略2</p> <p>○県民の健康・活力を高める (1)県民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの支援 (2)高齢者の健康づくりや介護予防の普及 (3)障害のある方々のスポーツ環境の充実</p> <p>☆戦略3</p> <p>○地域のスポーツ環境を整備する (1)地域の実情に応じた地域スポーツの振興 (2)スポーツを身近に感じる県民を増やす (3)県民のニーズに応える公共スポーツ施設の整備 (4)新たな生涯スポーツ指導者養成・活用システムの開発 (5)地域スポーツ振興に寄与するボランティアの啓発</p> <p>☆戦略4</p> <p>○ちばの競技力を育てる (1)「人づくり」「地域づくり」を重点化した競技力向上 (2)戦略的な競技力向上事業の推進 (3)スポーツ医学を活用した競技力向上事業の推進 (4)国際交流やトップレベルの選手と県民の交流の推進 (5)スポーツ振興関連団体の支援</p> <p>☆戦略5</p> <p>○第65回国民体育大会・第10回全国障害者スポーツ大会の成功 (1)第65回国民体育大会に向けて (2)第10回全国障害者スポーツ大会に向けて</p>	<p>◎すべての県民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合いながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う県民の姿</p> <p>「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」の推進</p> <p>柱1 生涯スポーツの推進 (1)健康・体づくりを意識したスポーツ活動の推進 (2)高齢者のスポーツ推進 (3)障害のある人のスポーツ推進</p> <p>柱2 子どもの体力向上と体育の充実 (1)幼児期における体づくりの推進 (2)教科体育の充実 (3)児童生徒の体力の向上 (4)運動部活動の充実 (5)子どもの体力向上に向けた食育の推進</p> <p>柱3 競技力の向上 (1)選手の育成・強化・指導者の養成、確保 (2)競技力向上のための環境整備 (3)スポーツ医・科学の積極的な活用 (4)組織・調査等の充実</p> <p>柱4 スポーツ環境の整備 (1)人づくりの推進 (2)施設の再整備と有効活用 (3)システムづくりの推進</p> <p>柱5 スポーツを活用した地域の活力づくり (1)プロスポーツを活用したスポーツの推進 (2)豊かな自然を生かしたスポーツイベントの活用による千葉の魅力発信 (3)国体開催を契機としたスポーツの拠点づくり</p>	<p>◎全ての県民が多面的にわたるスポーツの価値を基盤にしなが、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う県民の姿</p> <p>「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」の推進</p> <p>リンクA 子どもの体力向上と学校体育活動の充実 (1)幼児期における運動習慣の基盤づくり (2)学校体育活動の充実 (3)児童生徒の体力の向上 (4)運動部活動の充実 (5)心身の健全な発達に向けた食育の推進</p> <p>リンクB 運動・スポーツを楽しむため健康・体づくり (1)ライフステージに応じた運動・スポーツの推進 (2)障害のある人の運動・スポーツの推進</p> <p>リンクC スポーツ環境の整備 (1)人づくりの推進 (2)施設の再整備と有効活用 (3)システムづくりの推進</p> <p>リンクD 競技力の向上 (1)選手の発掘・育成・強化及び指導者の養成・資質向上 (2)競技力向上のための環境整備 (3)スポーツ医・科学の積極的な活用 (4)組織・調査等の充実 (5)競技会開催等の充実 (6)競技スポーツの好循環</p> <p>リンクE 東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツの推進 (1)オリンピック・パラリンピックアスリート強化・支援 (2)スポーツを通じたネットワークの充実・拡大 (3)誰もが参加できるみんなのスポーツの推進</p> <p>リンクF スポーツによる地域づくりの推進 (1)プロスポーツと連携した地域づくりの推進 (2)スポーツイベントの活用による千葉の魅力発信 (3)身近なスポーツ資源と連携した地域づくりの推進</p>

《資料 8》

年度	西暦	スポーツ組織及び計画のあゆみ	主なスポーツのできごと	国のあゆみ
S20	1945	・県庁教学課体育係を設置		・文部省に体育局復活
21	1946	・社会体育課が教学課から分離独立 (社会体育課体育係)	・国民体育大会に県42名派遣	・第1回国民体育大会
22	1947	・県体育会から県体育協会に改組 ・県体育課の設置	・県教職員体育大会開催	・第1回全国レクリエーション大会
23	1948	・教育委員会制度発令 ・県庁教育部体育課から教育委員会事務局 体育課へ移行 ・県高等学校体育連盟結成	・第1回県民体育大会開催	・全国高等学校体育連盟発足
24	1949	・体育課が健康教育課と改称 ・県小中学校体育連盟結成	・第4回国民体育大会野球競技開催	・国際オリンピックに復活 ・保健体育審議会設置
25	1950	・県教育委員会が県教育庁と改称		
26	1951		・日米親善レスリング、全日本学生 陸上開催	
27	1952		・ヘルシンキオリンピック大会で本県の石井庄八 選手がレスリングバンタム級優勝	
28	1953	・健康教育課が保健体育課に改称		
29	1954		・全国学校保健体育研究協議会開催	
30	1955			・全国中学校体育連盟発足
31	1956	・県レクリエーション協会発足 ・日本女子体育連盟千葉県支部発足	・体育指導員制度発足 ・県スポーツ記者会グリーンリボン賞を設定し年間最優秀 スポーツ選手を表彰	・第1回世界柔道選手権大会開催
32	1957			・スポーツ振興審議会設置
33	1958		・文部省の社会体育表彰を開始	・国立競技場竣工
34	1959		・教員皆泳運動(第1回水泳教室)	・オリンピック東京大会組織委員会発足
35	1960	・県体育指導委員連絡協議会発足		・全国体育指導委員協議会 発足
36	1961	・保健体育課内に運動競技係新設	・県体育協会15周年記念式典	・スポーツ振興法公布
37	1962	・県スポーツ振興審議会発足	・県スポーツ選手強化委員会発足 ・千葉県スポーツ史の発刊	・文部省にスポーツ課設置 ・日本スポーツ少年団設立
38	1963	・保健体育課が体育課と学校保健課に分離独立		
39	1964		・オリンピック東京大会近代五種競技断郊競争 ・スポーツテスト講習会の部千葉県市検見川東大 グラウンドで開催	・第18回オリンピック 東京大会開催
40	1965		・第1回巡回スポーツ技術教室 ・第1回小学校水泳教室	・体力づくり国民会議発足
41	1966		・県総合運動場陸上競技場完成	・「体育の日」制定
42	1967		・第28回国民体育大会千葉県開催 内定	・ユニバーシアード東京大会開催
43	1968	・国体準備室の設置 ・千葉県女子体育連盟に改称	・第22回全国レクリエーション大会開催	(メキシコオリンピック)
44	1969	・県体育協会を法人化	・第1回中学校水泳教室 ・全国高等学校総合体育大会5種目 開催	
45	1970		・東部地区学校体育研究会開催	
46	1971		・第12回全国体育指導委員研究協議会開催	・スポーツ安全協会傷害保険発足 ・札幌オリンピック冬季大会開催
47	1972		・学校体育施設開放事業開始	(ミュンヘンオリンピック)
48	1973		・第28回国民体育大会開催 ・県体育会館完成	
49	1974	・体育課内にスポーツ指導係設置		
50	1975		・派遣社会教育指導主事制度開始	・派遣社会教育主事(スポーツ担当)制度発足
51	1976		・第16回全国中学校選抜水泳大会 開催	(モントリオールオリンピック)
52	1977		・県体育協会創立30周年記念式典	
53	1978		・ファミリースポーツ推進と広報活動の展開 ・県スポーツ史Ⅱ発刊	
54	1979		・競技力向上ジュニア対策事業開始	
55	1980		・第35回国民体育大会30種競技開催	(モスクワオリンピック)
56	1981		・全国高等学校総合体育大会4種目 開催	
57	1982	・県体育指導委員連絡協議会が県体育指導委員 連合会に改組	・県社会体育公認指導員認定講習会 開始 ・中堅体育指導者研修会開始 ・体力向上推進委員研修会開始	
58	1983		・第14回全国中学校体操・新体操選手権大会開催 ・「千葉県の体育・スポーツ」を刊行	
59	1984	・県が「2000年の千葉県」策定 (S61年～H2年)		(ロサンゼルスオリンピック)
60	1985		・国民体育大会7年連続 (天皇杯または皇后杯)入賞	・ユニバーシアード神戸会開催

61	1986	第6次計画	・県が「ふるさと千葉5カ年計画」策定(61年～H2年)	・中高年スポーツ指導者講習会開始	
62	1987			・第40回県民体育大会	・教育改革推進大綱スポーツの振興に関する懇談会発足
63	1988		・国際千葉駅伝開始 ・第24回関東体育指導委員研究大会開催 ・ソウルオリンピック大会で本県の・鈴木大地選手が100m背泳ぎで優勝・鈴木大地選手に県民栄誉賞を授与		・文部省機構改革(生涯学習局設置、スポーツ課を生涯スポーツ課、競技スポーツ課に分離) ・第1回全国スポーツ・レクリエーション祭開催 ・国民体育大会2巡目開催(ソウルオリンピック)
H元	1989		・格技から武道へ名称変更	・第27回全国学校体育研究大会開催 ・県民体育大会5地区巡回開催開始	・保健体育審議会「21世紀に向けたスポーツの振興方策について」答申 ・第1回生涯学習フェスティバル開催 ・(財)日本オリンピック委員会設立
2	1990		・県教育庁生涯学習部体育課となる ・国際スポーツ交流準備班を推進室に改称		・第1回生涯スポーツコンベンション開催 ・スポーツ振興基金設立
3	1991	第7次計画	・県が「さわやかハートちば5カ年計画」策定(H3年～7年) ・スポーツ施設班の設置	・第41回世界卓球選手権大会開催	・ユニバーシアード冬季大会開催(札幌)
4	1992		・(財)県スポーツ振興財団設立	・県スポーツプログラマー養成講習会開始 ・2002年ワールドカップサッカー大会千葉県立候補	(バルセロナオリンピック)
5	1993			・第6回全国スポーツ・レクリエーション祭開催 ・1994年世界フィギュアスケート選手権大会開催 ・FJ級ヨット世界選手権大会開催	
6	1994		・県スポーツ振興基金設立	・嘉納治五郎杯国際柔道大会開催	・第12回アジア競技大会開催(広島市)
7	1995		・千葉県スポーツ振興マスタープラン(仮称)策定委員会設置	・UITワールドカップ(クレー射撃)千葉大会、世界柔道選手権大会他 3つの国際スポーツ大会開催 ・平成17年度全国高等学校総合体育大会千葉県開催了承 ・平成22年第65回国民体育大会招致決議開催要望書提出	・ユニバーシアード福岡大会開催
8	1996	第8次計画	・県が「ちば新時代5カ年計画」策定(H8年～H12年) ・千葉県スポーツ振興マスタープラン策定(H8年H32年)	・県国際総合水泳場完成 ・第28回アジアウエイトリフティング選手権大会兼第9回アジア女子ウエイトリフティング選手権大会大会他2つの国際スポーツ大会開催	・2002年W杯サッカー日韓共催決定(アトランタオリンピック)
9	1997		・国際スポーツ交流推進業務を運動競技係が担当 ・千葉県中核的スポーツ施設整備基本計画の策定	・県体育協会50周年記念式典 ・東部地区学校体育実技指導者講習会開催 ・第33回関東体育指導委員研究大会開催 ・荻村杯全日本グランプリ'97国際卓球選手権大会開催 ・長野オリンピック聖火リレー実施 ・生涯スポーツコンベンション'98開催	・保健体育審議会「生涯にわたる心身の健康保持のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」答申 ・長野オリンピック冬季大会開催
10	1998		・国際スポーツ交流推進室を廃止 ・スポーツ施設整備室を設置 ・県が「長期ビジョン」策定	・県高等学校体育連盟50周年記念式典 ・県小中学校体育連盟 50周年記念式典 ・1998バレーボール世界選手権男子千葉幕張大会開催 ・アウトドアスポーツ指導者講座開始 ・ライフステージ対応スポーツ指導者講座開催	・新体カテスト
11	1999		・係を廃止し班 ・国体・総体準備班設置 ・「千葉県教育長期ビジョン」策定	・県スポーツ科学総合センター開所 ・1999世界大学ウエイトリフティング選手権大会開催	・スポーツ振興法一部改正
12	2000		・国体・総体準備室に改称 ・県が「新世紀ちば5カ年計画」策定(H13年～17年)	・シドニーオリンピック大会で本県の永田克彦選手がレスリング・69kg級で準優勝 ・女子マラソンで優勝した高橋尚子選手に県民栄誉賞、その指導者、小出義雄監督に県知事特別賞、永田克彦選手に県知事賞を授与	・保健体育審議会「スポーツ振興基本計画の在り方について一豊かなスポーツ環境を目指し」答申 ・文部省が文部科学省に、体育局がスポーツ・青少年局に(シドニーオリンピック)
13	2001	第9次計画	・千葉県競技力向上推進本部の設置 ・スポーツエキスポ派遣事業開始 ・千葉県広域スポーツセンター事業開始	・第8回世界陸上競技選手権大会ハンマー投げで2位となった室伏広治選手に県知事賞を授与	
14	2002			・第14回アジア競技大会馬術競技障害飛越で団体優勝した林 忠義選手、同テニス競技男子で団体優勝した寺地貴弘選手、同柔道90kg級で優勝した矢崎雄大選手に県知事賞を授与	・中央教育審議会が子どもの体力向上のための総合的な方策についてを答申 ・ワールドカップサッカー日本・韓国共催にて開催 ・学校週5日制の完全実施 ・スポーツ振興くじ実施による助成開始
15	2003		・生涯学習部体育課から教育振興部体育課となる ・学校体育室、スポーツ振興室、総体推進室の3室体制に改組・国体準備室は環境生活部県民生活課へ移管	・第11回全国中学校駅伝の開催 ・第37回世界体操競技選手権大会で鉄棒、あん馬に優勝した鹿島文博選手、同大会で個人総合3位の富田洋之選手、第9回世界陸上競技選手権女子マラソンで3位の千葉真子選手に県知事賞を授与	
16	2004		・総体推進室が南庁舎に移動	・第28回アテネオリンピック陸上競技ハンマー投げ1位の室伏広治選手、団体体操競技団体優勝の富田洋之、鹿島文博、米田 功選手に県民栄誉賞を授与、同大会水泳競技3位の森田智己選手、ヨット競技3位の関一人選手、野球競技3位の小林正英選手、清水直行選手、金子誠選手に県知事賞を授与、男子体操競技監督の加納 貴監督に千葉県知事特別賞を授与	(アテネオリンピック)
17	2005		・2005千葉きらめき総体の開催(・環境生活部県民生活課国体準備室から環境生活部国体準備室となる)	・千葉ロッテマリーンズアジアシリーズ及び日本シリーズ制覇 ・JEF市原千葉ナビスコカップ制覇	

18	2006	(・環境生活部国体準備室から環境生活部国体・全国障害者スポーツ大会局となる)	・第15回アジア競技大会陸上競技棒高跳で優勝した澤野大地選手、同大会7人制ラグビーフットボール競技で優勝した鈴木貴士選手に県知事賞を授与	・スポーツ振興基本計画の一部改定	
19	2007	第10次計画	・「千葉県教育の戦略ビジョン」策定 ・いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプラン作成		
20	2008		・第29回北京オリンピック陸上競技400mリレー3位の高平慎士選手、同大会体操競技2位の坂本 功貴選手に県知事賞を授与	(北京オリンピック) ・小学校、中学校学習指導要領改訂	
21	2009		・体育の授業マイスター認定事業	・2009年世界柔道選手権大会女子48kg級で優勝した福見友子選手、第14回世界剣道選手権大会女子個人で優勝した鷹見由紀子選手に県知事賞を授与	・高等学校、特別支援学校学習指導要領改訂
22	2010		・「千葉県総合計画」策定 ・「千葉県教育振興基本計画」策定 ・2010ゆめ半島千葉国体 開催 ・2010ゆめ半島千葉大会 開催 ・「千葉県体育・スポーツ振興条例」 制定	・ワールドカップサッカー南アフリカ大会ベスト16進出に貢献した田中マルクス闘莉王選手、玉田圭司選手、阿部勇樹選手に千葉県知事特別賞を授与 ・世界柔道選手権2010東京大会男子73kg級で優勝した秋本啓之選手、同大会女子52kg級で優勝した西田優香選手に千葉県知事特別賞を授与 ・千葉ロッテマリーンズ日本シリーズ制覇 ・第17回世界相撲選手権大会及び第16回アジア競技大会で優勝した10名に、県知事賞を授与	・スポーツ立国戦略の策定 ・スポーツ基本法の検討
23	2011		・千葉県教育庁教育振興部体育課に「ちばアクアラインマラソン」準備室設置 ・第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」の策定	・2011FIFA女子ワールドカップドイツ大会で金メダルに輝いたなでしこジャパン宮間あや選手、丸山桂里奈選手に県民栄誉賞を授与 ・2011世界柔道選手権(フランス・パリ)大会、女子57kg級優勝の佐藤愛子選手に千葉県知事賞を授与 ・2011FIFA女子ワールドカップドイツ大会で金メダルに輝いたなでしこジャパンの選手・監督に国民栄誉賞を授与 ・柏レイソルJ1復帰の年にJ1リーグ初制覇	・3.11東日本大震災発生 ・東日本大震災復興支援事業開始 ・スポーツ基本法の制定
24	2012	第11次計画	・公益財団法人千葉県体育協会へ移行 ・千葉県スポーツ推進委員会へ改名 ・ちばアクアラインマラソン2012開催 ・毎年10月をスポーツ立県ちば推進月間に指定 ・平成26年度全国高等学校総合体育大会千葉県実行委員会設立	・2012ロンドンパラリンピック大会水泳競技で金メダルに輝いた田中康大選手に県民栄誉賞を授与 ・第30回ロンドンオリンピック大会銀メダリスト道男子60kg級平岡拓晃選手、フェンシング男子団体フルーレ三宅諒選手、体操競技男子団体加藤凌平選手、田中佑典選手、水泳競技男子400mメドレーリレー 藤井拓郎選手に千葉県知事賞を授与 ・第13回世界ソフトボール選手権大会で金メダルに輝いた大久保美紗選手、関友希央選手、峰幸代選手に県知事賞を授与	(ロンドンオリンピック) ・「スポーツ基本計画」策定
25	2013		・千葉県体育・スポーツ推進事業開始	・長嶋茂夫氏がプロ野球会への貢献による国民栄誉賞受賞	・2020年夏季オリンピック・パラリンピック開催地が東京に決定 ・第2期教育振興基本計画 ・子どもの貧困対策の推進に関する法律 ・運動部活動ガイドライン
26	2014		・煌めく青春 南関東総体2014の開催 ・ちばアクアラインマラソン2014開催 ・トップ・プロスポーツとの連携「ちば夢チャレンジ☆バスポート・プロジェクト」開始 ・めざせ東京オリンピックちばジュニア強化事業開始	・第14回世界女子ソフトボール選手権大会で金メダルに輝いた市口侑果選手に千葉県知事賞を授与 ・世界柔道選手権2014チェリヤベンスク大会で金メダルに輝いたベイカー 茉秋選手に県知事賞を授与 ・第17回アジア競技大会金メダリストの体操競技男子団体総合齋藤優佑選手、トライアスロン競技女子個人/混合リレー上田監選手、混合リレー 佐藤優香選手、ラグビー競技7人制萩澤正太選手に県知事賞を授与	(ソチオリンピック) ・スポーツフォーラムモロロ(～2020まで) ・御嶽山噴火
27	2015		・第25回世界少年野球大会千葉大会開催	・第46回世界体操競技選手権大会で金メダルに輝いた早坂尚人選手、萱和磨選手に千葉県知事賞を授与	・スポーツ庁設置 ・地域における障害者スポーツ普及促進事業 ・「改正公職選挙法」公布
28	2016		・ちばアクアラインマラソン2016開催	・第31回オリンピックリオデジャネイロ大会金メダリスト体操競技男子団体加藤凌平選手、田中佑典選手、柔道男子90kg級ベイカー 茉秋選手に県民栄誉賞を授与、第23回世界空手道選手権大会68kg超級女子組手 金メダルに輝いた植草歩選手に千葉県知事賞を授与	・熊本地震 (リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック)
29	2017	第12次計画	・第12次「千葉県体育・スポーツ推進計画」策定	・札幌冬季アジア競技大会 《県知事賞受賞》 須崎 優衣 2017年シニア世界レスリング選手権大会 女子48kg級 金メダル 志々目 愛 2017年ブダペスト世界柔道選手権大会 女子52kg級 金メダル ウルフ アロン 2017年ブダペスト世界柔道選手権大会男子100kg級 金メダル	・「第2期スポーツ基本計画」策定
30	2018		・ちばアクアラインマラソン2018開催	・女子バレーボール世界選手権2018 ・第16回世界女子ソフトボール選手権大会 《県知事賞受賞》 ・第18回アジア競技大会 松元 克央 水泳・競泳 金メダル 濱村 ゆかり ソフトボール女子 金メダル 角田 夏実 柔道女子52kg級 金メダル 菅澤 優衣香 サッカー女子 金メダル 黒木 瑠璃華 ソフトテニス女子団体 金メダル 大黒田 裕芽 ラグビーフットボール 金メダル 宇山 芽紅 第33回世界トランポリン競技選手権大会 シンクロナイズド競技女子 金メダル	
1	2019		・ラグビーワールドカップ2019 ・2019女子ハンドボール世界選手権大会 ・世界柔道選手権大会 ・2019世界フィギュアスケート選手権大会		・千葉県を含む台風被害

2	2020		<<県知事特別賞受賞>> ・ピーター・ラビース「ラプスカフニ ラグビーワールドカップ2019日本大会決勝トーナメント初進出」 <<県知事賞受賞>> ・横田 葵子 第37回世界新体操競技選手権大会 金メダル ・鈴木 雄介 第17回世界陸上競技選手権大会 金メダル	・小学校、特別支援学校小学部学習指導要領改訂
3	2021	第12次計画	・東京オリンピック・パラリンピック競技大会 <<県民栄誉賞受賞>> 市口 侑果 ソフトボール 金メダル ウルフアロン 柔道(男子)100kg級 金メダル外 近藤 健介 野球 金メダル 須崎 優衣 レスリング(女子)フリースタイル50kg級 金メダル 橋本 大輝 体操競技(男子)個人総合 金メダル外 里見 紗李奈 バドミントン(女子)シングルス 金メダル外 鈴木 孝幸 水泳(男子)100m自由形 金メダル外 <<県知事特別賞受賞>> 峰 幸代 ソフトボール 金メダル 国枝 慎吾 車いすテニス(男子)シングルス 金メダル <<県知事賞受賞>> 安藤 美希子 ウエイトリフティング(女子)59kg級 銅メダル 稲見 萌寧 ゴルフ(女子) 銀メダル 萱 和磨 体操競技(男子)団体 銀メダル外 谷川 航 体操競技(男子)団体 銀メダル 並木 月海 ボクシング(女子)フライ級 銅メダル 赤穂 ひまわり、林咲 希、宮崎 早織、宮澤 夕貴、三好 南穂 バスケットボール(女子) 銀メダル 小川 和紗 柔道(女子)70kg級 銅メダル 杉野 明子 バドミントン(女子)シングルス 銅メダル外 鈴木 朋樹 陸上競技ユニバーサルリレー 銅メダル 村山 浩 バドミントン(男子)ダブルス 銅メダル 高橋 和樹 ポッチャ(混合)ペア 銀メダル 廣瀬 隆喜 ポッチャ(混合)チーム 銅メダル 川原 凜、香西 宏昭 車いすバスケットボール(男子) 銀メダル 池崎 大輔、今井 友明、羽賀 理之車いすラグビー(混合) 銅メダル ・千葉ジェッツふなばしB.LEAGUE年間チャンピオン	・中学校、特別支援学校中学部学習指導要領改訂
4	2022	第13次計画	・「千葉県総合計画」策定 ・組織改正 環境生活部スポーツ文化局生涯スポーツ振興課、競技スポーツ課設置 教育庁教育振興部保健体育課設置 ・第13次「千葉県体育・スポーツ推進計画」策定 ・ちばアクアラインマラソン2022開催	・「第3期スポーツ基本計画」策定 ・高等学校、特別支援学校高等部学習指導要領改訂(北京冬季オリンピック・パラリンピック)
5	2023		・ワールドマスターズゲームズ関西	
6	2024		・第19回FINA世界水泳選手権大会	
7	2025			(パリオリンピック・パラリンピック)
8	2026			

《 用語解説 》

アーバンスポーツ

エクストリームスポーツ※の中で、都市での開催が可能なものとして、音楽、ファッションなど遊び感覚の高い若者文化と共に進化するものと捉えることができます。種目としては、ボルダリング、BMX、スラックライン、パルクール、スケートボード、3×3などを例として挙げることはできますが、特に種目などを限定するものではありません。

(スポーツ庁 アーバンスポーツツーリズム推進に向けた論点整理 アーバンスポーツツーリズム研究会)

※エクストリームスポーツ

過激な速度や高度をはじめ、物理的に難易度が高い目標などに挑戦する危険性の高いスポーツの総称です。Xスポーツとも表記します。

アスレティックトレーナー

スポーツドクター及びコーチの緊密な協力のもとに、スポーツ選手の健康、管理、障害予防、スポーツ外傷、障害の応急処置、リハビリテーション及び体力トレーニング等を担当するに値するスポーツ医学に関する資格または知識・技能を有する方のことです。

新しい生活様式

本計画においては、日常生活と新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を両立していく取組や生活様式に加え、スポーツイベントの入場制限やデジタルを取り入れた活動など、新型コロナウイルス感染症の影響により変化した関わり方や取組を含めた生活様式のことをいいます。

運動器

骨、関節、筋肉や神経等で構成される身体活動を担う器官のことです。

ガバナンス

「スポーツ団体ガバナンスコード」は、適切な組織運営を行う上での原則・規範を示すものです。

健康寿命

一生のうち、健康で支障なく日常の生活を送れる期間のことです。

健康ちば21（第2次）

健康増進法第8条の規定による都道府県健康増進計画で県民の健康づくりに関する施策について定めた基本的な計画のことです。

広域スポーツセンター

広域スポーツセンターとは、各都道府県において広域市町村圏内の総合型地域スポーツクラブの創設や運営、活動とともに、圏内におけるスポーツ活動全般について、効率的な支援を行う役割を担うものです。総合型地域スポーツクラブの創設、育成に関わり、そして良きアドバイザーとして広域スポーツセンターを有効に活用することが望まれます。

広域スポーツセンターは、今後の各都道府県における広域市町村圏のスポーツ振興を担う中核的組織として期待されるものであり、文部科学省では、平成11年度から、育成モデル事業を実施しています。

広域的スポーツ施設

隣接した市町村区域で広域的に使用される大規模施設で、全国規模の大会開催もできる地域のスポーツ活動の拠点施設です。

高齢化率

総人口に占める65歳以上の人口の割合のことです。

スポーツ・インテグリティ

JSCの定義によれば、スポーツにおける「インテグリティ」とは、スポーツが様々な脅威により欠けることなく、価値ある高潔な状態を指します。脅威の例として、ドーピング、八百長、違法賭博、違法薬物、暴力、各種ハラスメント、差別、団体のガバナンスの欠如等があります。

スポーツツーリズム

スポーツを「観る（観戦）」「する（楽しむ）」ための移動だけではなく、地域の魅力ある観光資源やスポーツを「支える」人々との交流や地域連携も付加した旅行スタイルです。

スポーツドクター

公益財団法人日本体育協会公認スポーツドクター等の資格を保有する者のことです。

スポーツファーマシスト

最新のアンチ・ドーピング規則に関する知識を有する薬剤師のことです。薬剤師の資格を有した方が、(公財)日本アンチ・ドーピング機構が定める所定の課程(アンチ・ドーピングに関する内容)終了後に認定される資格制度です。

セカンドキャリア

アスリート引退後のキャリアのことです。

総合型地域スポーツクラブ

人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブです。

それぞれの地域において、スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた多様な活動を展開し、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割を果たしています。

中核的スポーツ施設

県全域にわたるスポーツ事業を実施する施設であり、主として国際的、全国的なスポーツ大会の開催をはじめ、競技選手の養成、スポーツに関する研究、情報の収集・提供等を行います。

手をつなぐスポーツのつどい

千葉県・千葉県障がい者スポーツ協会・千葉県知的障害者福祉協会・千葉県手をつなぐ育成会が主催する知的障害者のスポーツイベントのことです。

ねんりんピック

スポーツや文化種目の交流大会を始め、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するため、厚生省（現・厚生労働省）創立50周年に当たる昭和63年から毎年開催されています。

フレイル

フレイルとは、健康な状態と要介護状態の中間の段階を指します。

年齢を重ねていくと、心身や社会性などの面でダメージを受けたときに回復できる力が低下し、これによって健康に過ごせていた状態から、生活を送るために支援を受けなければならない要介護状態に変化していきます。

ユニバーサルスポーツ

障害の有無や年齢に関係なく、様々な人が一緒にできるレクリエーションの性質を含むスポーツのことです。（ボッチャ、ペタンク等）

幼児期運動指針

「多様な動きが経験できるように様々な遊びを取り入れる」「楽しく体を動かす時間を確保する」「発達特性に応じた遊びを提供する」をポイントとしています。

（平成24年3月文部科学省・幼児期運動指針策定委員会 策定）

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 10項目

文部科学省では、幼児の発達等の状況を踏まえながら、幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の具体的な姿として、次の内容について示しています。

「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」

「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」

「数量・図形、文字等への関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」

ロコモティブシンドローム

加齢に伴う筋力の低下や関節や脊椎の病気、骨粗しょう症などにより運動器の機能が衰えて、要介護や寝たきりになってしまったり、そのリスクの高い状態を表す言葉です。

WPN（ワールドクラス・パスウェイ・ネットワーク）

将来性の豊かなジュニアアスリートを発掘・育成していくための中長期的な育成システムを支援することを目的とした、地域タレント発掘・育成事業や競技団体などとの連携・協働の基本となる組織のことです。